

鳥取市の清掃事業概要

令和7年度版

(令和6年度実績)

鳥取市市民生活部環境局生活環境課



鳥取市民憲章

鳥取砂丘をのぞみ千代川がながれる歴史あるふるさと鳥取市。
わたくしたち鳥取市民は、このめぐまれた自然と因幡の伝統文化を誇りと
し、未来に向けて心ゆたかに生きるため、ここに憲章をさだめます。

- 笑顔で親切、明るいまちをつくります
- 礼儀正しく、さわやかなまちをつくります
- 力をあわせ、元気あふれるまちをつくります
- 自然を愛し、美しいまちをつくります
- 郷土に誇りをもち、心ゆたかなまちをつくります

(平成21年10月1日制定)

※市制施行120周年並びに合併5周年を記念して、新しい市民憲章を制定しました。
市民憲章は、鳥取市民一人ひとりが、主体的かつ実践的によりよいまちづくりを行う
ための「行動規範」「道しるべ」となるものです。

第3期

鳥取市環境基本計画

2021→2030

本市では、市民、事業者、市に共通する長期的な目標として、将来の鳥取
市のあるべき姿として以下のとおり定めます。

豊かな自然と快適な暮らしが調和した持続可能なまち鳥取市

(令和3年3月策定)

(令和6年5月改訂)

鳥取市の清掃事業概要
令和7年度版（令和6年度実績）

目 次

第1章	市 勢	5
1	概要	5
2	位置と地勢	6
3	人口	6
4	都市環境	7
	(1) 都市計画	7
	(2) 水 道	7
	(3) 下水道関係	7
第2章	環境行政の概要	9
1	環境行政の執行体制	9
2	事務分掌	9
1 8	神谷清掃工場に関すること。	9
3	人員	10
	(1) 職員の配置状況	10
	(2) 委託の配置状況	10
第3章	清掃事業の沿革と今後の課題	11
1	清掃事業の沿革	11
	(1) ごみ処理事業	11
	(2) し尿処理事業	12
2	今後の課題	13
	(1) 基本方針	13
	① ごみ処理事業	13
	② し尿処理事業	14
	(2) 沿革・現況と今後の対策	14
	① ごみ処理対策	14
	② し尿処理対策	19
第4章	施設・機材	21
1	施 設	21
	(1) 処理施設	21
	(2) 施設の概要	22
	① 可燃物処理施設リンピアいなば（鳥取県東部広域行政管理組合 ごみ焼却処理施設）	22
	② 鳥取県東部環境クリーンセンター（鳥取県東部広域行政管理組合 不燃物処分場）	23
	③ 因幡浄苑（鳥取県東部広域行政管理組合 し尿処理施設）	25
2	機 材	26
第5章	決算及び原価計算	27
1	歳 入	27
2	歳 出	28
3	原価計算	29

(1) ごみ処理にかかる経費及び搬入量（令和6年度）	29
(2) ごみ処理原価（令和6年度）	29
(3) ごみ処理原価の推移	29
第6章 一般廃棄物処理手数料等	30
1 ごみ処理手数料等の変遷	30
(1) 可燃ごみ	30
(2) 不燃ごみ（鳥取県東部広域行政管理組合）	32
2 し尿処理手数料の変遷	34
第7章 ごみ処理事業	36
1 ごみの収集及び処理・処分	36
(1) 収 集	36
① 家庭ごみ	36
② 事業ごみ	37
(2) 処理・処分	37
① 焼却	37
② 再資源化	37
③ 埋立	37
2 作業実績	38
(1) ごみ収集・搬入量	38
(2) 1日あたりの排出量の推移	39
(3) ごみ処理量	39
(4) 処理実績（令和6年度）	40
3 地域活動	40
第8章 し尿処理事業	41
1 し尿の収集及び処理	41
(1) 収 集	41
(2) 処 理	41
(3) 中継槽	41
2 浄化槽汚泥の処理状況	42
(1) 収 集	42
(2) 処 理	42
3 浄化槽設置基数及び清掃基数等	42
4 作業実績	43
(1) し尿及び浄化槽汚泥収集量	43
(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量	43
(3) 処理実績（令和6年度）	44
第9章 ごみの減量化・再資源化の推進	45
1 ごみの減量化・再資源化の推進	45
2 減量化の概要	45
(1) 家庭ごみの有料指定袋制度	45
(2) 家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度	45
① 制度の内容	45
② 対象者	45
(3) 鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度	45
3 再資源化の概要	46
(1) 再資源化等推進事業	46

① 事業実施要領	46
② 事業実施システム	46
(2) 収集時点でのリサイクル率	47
(3) 小型家電リサイクル回収事業	47
① 回収対象物	48
② 回収場所（全14箇所）	48
③ 回収実績	(単位：トン) 48
4 啓発活動の推進	49
資 料	50
鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	50
鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	64
鳥取市再資源化等推進事業奨励金交付要綱	80
鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱	83
鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱	85
鳥取市ふれあい収集実施要綱	88
令和6年度鳥取市一般廃棄物処理実施計画	95
公益財団法人鳥取市環境事業公社の概要	114
清掃年表	116

第1章 市勢

1 概要

日本一の鳥取大砂丘を有する「鳥取市」は、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野に、古く城下町として生まれ、江戸時代は、鳥取藩池田家 32 万石の城下町として栄えた。明治 22 年 10 月 1 日市制を施行し、以来県都として、また、山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心となり発展をしてきた。

大正時代の千代川の度重なる氾濫、昭和 18 年の鳥取大地震、昭和 27 年の鳥取大火など幾度となく大災害に見舞われたが、その都度粘り強い市民の精神力と努力により立ち直ってきた。

その後、都市の近代化に積極的に取り組み、昭和 53 年に鳥取駅高架事業が、昭和 55 年には鳥取駅前土地区画整理事業が完成し、鳥取駅周辺の整備を行ったほか、平成 11 年 3 月には、産・学と調和のとれた住環境である鳥取新都市（ついのニュータウン）開発整備事業が完了した。

交通網の整備については、昭和 42 年の鳥取空港完成、平成 6 年 12 月の智頭線開通により首都圏や近畿圏とのアクセスが短縮された。平成 25 年 3 月には鳥取自動車道、さらに令和元年 5 月には鳥取西道路が全線開通し、広域的な地域間の連携交流の活性化と雇用の拡大に取り組んでいる。また、平成 22 年 10 月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定され、平成 24 年 4 月に世界初の全天候型砂像展示専門美術館「鳥取砂丘 砂の美術館」を開設した。平成 26 年 8 月には、鳥取しゃんしゃん祭第 50 回記念大会で「最大の傘踊り」の世界記録を更新し、令和元年 5 月に麒麟のまち圏域（*1）によるストーリー『日本海の風が生んだ絶景と秘境—幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」』が日本遺産に認定されるなど、本市の知名度が高まるさまざまな取り組みを進めている。

産業分野では、令和 3 年 5 月に「SDGs 未来都市」に選定された。『サステナビリティ（持続可能性）とイノベーション（技術革新）で「農村から真の持続可能なまち」を実現する』ことをテーマに掲げ、「環境保全」と「経済活性化」が両立した持続可能な地域を創出するため、「食」と「エネルギー」の自給自足を達成する農村モデルの構築を目指している。

さらに、福祉・文化分野では、社会福祉施設等の整備・充実を図り、文化施設として、世界のおもちゃなどを展示した「わらべ館」および鳥取市歴史博物館「やまびこ館」を整備したほか、教育分野においては、平成 13 年 4 月に環境をテーマとした鳥取環境大学が開学し、平成 27 年 4 月に公立化された。

平成 16 年 11 月 1 日には鳥取県東部の 6 町 2 村との市町村合併により、山陰地方で初めて人口が 20 万人を超え、さらに平成 17 年 10 月 1 日には特例市となった。

平成 30 年 4 月 1 日の中核市移行と併せて「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏（*2）」を形成し、山陰東部圏域の中心市として圏域全体の発展に向け、第 2 期因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンのもと、令和 7 年 2 月には新たに「因幡・但馬麒麟のまち創生総合戦略」を策定し、各自治体等との連携による取組を行っている。

市制施行 130 周年となる令和元年 11 月に、本庁舎を現在の場所（鳥取市幸町）に新築移転し、防災、市民サービス、市民交流の機能を強化した。また、令和 3 年 3 月には第 11 次鳥取市総合計画を策定し、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるため、「人を大切にするまち、鳥取市」を合言葉に、まちづくりの目標である「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り、夢と希望に満ちた鳥取市」の実現をめざしている。

（*1）麒麟のまち圏域…鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町、香美町で構成される圏域

（*2）因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏…麒麟のまち圏域と同じ市町で構成

2 位置と地勢

鳥取市は、鳥取県の東北部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および一部兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は八頭町、智頭町および一部岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心をなしている。

岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にある。

面積	765.31km ²		
東西	25.3km	南北	18.0km
海岸線	12.5km		

東経	134° 26′ 27″ (極東)	133° 56′ 46″ (極西)
北緯	35° 16′ 17″ (極南)	35° 34′ 22″ (極北)

3 人口

年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員 (人)
明治22	27,898	5,975	4.67
平成16	149,375	56,387	2.65
17	199,263	72,060	2.77
18	198,480	72,752	2.73
19	197,927	73,742	2.68
20	197,064	74,249	2.65
21	196,110	74,759	2.62
22	195,568	75,496	2.59
23	194,871	75,996	2.56
24	193,774	76,225	2.54
25	193,582	77,085	2.51
26	192,660	77,578	2.48
27	191,772	78,099	2.45
28	191,152	78,677	2.43
29	190,139	79,121	2.40
30	188,739	79,476	2.37
令和元	187,288	79,755	2.35
2	186,180	80,319	2.32
3	185,157	80,802	2.29
4	183,645	81,064	2.27
5	182,163	81,625	2.23
6	180,123	81,756	2.20
7	178,010	81,891	2.17

注) 人口、世帯数は、各年3月31日現在のものであり、外国人登録数を含まないものである。

但し、平成25年からは外国人登録数を含む。

また、明治22年は10月1日現在のものである。

4 都市環境

(1) 都市計画

都市公園緑地（令和6年度末）

	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	風致公園	歴史公園	広域公園	都市緑地	計
公園数	123	5	4	1	1	2	1	9	146
面積 (ha)	26.78	6.18	33.54	44.73	4.60	11.55	52.40	33.74	213.52

(2) 水道

水道普及状況（令和6年度末）

年度	上水道 給水人口 (人)	簡易水道 給水人口 (人)	普及率 (%)
令和2	183,338		99.2
3	181,902		99.3
4	180,586		99.4
5	178,632		99.4
6	176,815		99.5

(注1) 簡易水道は平成29年4月1日をもって上水道に統合された。

(3) 下水道関係

生活排水処理施設整備状況（令和6年度末）

	処理人口 (人)	普及率 (%)
合計	174,984	98.3
公共下水道	145,617	81.8
農業集落排水	25,294	14.2
漁業集落排水	1,255	0.7
林業集落排水	54	0.0
コミュニティ・プラント	383	0.2
合併処理浄化槽	2,381	1.3
行政人口	178,010	-

5 産業

本市の産業構造を就業人口でみた場合、令和2年度の国勢調査では第1次産業4,258人(4.7%)、第2次産業18,149人(20.2%)、第3次産業63,908人(71.1%)となっており、第3次産業の比率が非常に高い。

産業別就業者数の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
		103,039	99,613	96,023	93,021	89,928
産 業 別 内 訳	第1次産業	8,014	7,419	5,321	5,219	4,258
	農 業	7,501	7,037	4,881	4,749	3,817
	林 業	175	100	216	240	268
	漁 業	338	282	224	230	173
	第2次産業	31,642	25,616	20,825	19,037	18,149
	鉱 業	64	25	16	14	14
	建 設 業	11,519	9,655	7,136	7,149	6,760
	製 造 業	20,059	15,936	13,673	11,874	11,375
	第3次産業	62,754	64,934	61,790	64,810	63,908
	電気・ガス・熱供給・水道業	601	506	469	519	475
	運輸業、郵便業	4,252	3,018	3,203	3,192	2,994
	情報通信業		1,280	1,338	1,506	1,553
	卸売業、小売業	21,324	16,675	14,303	13,783	13,242
	金融業・保険業	3,077	2,706	2,724	2,745	2,629
	不動産業、物品賃貸業	558	682	1,022	1,145	1,162
	学術研究、専門・技術サービス業			2,437	2,604	2,257
	宿泊業、飲食サービス業		4,704	5,026	4,904	4,522
	生活関連サービス業、娯楽業			3,293	3,183	2,902
	医療、福祉		9,720	11,393	13,665	14,466
	教育、学習支援業		5,769	5,567	5,703	5,833
複合サービス業			1,548	770	839	
サービス業（その他）	27,760	12,952	11,027	5,980	5,942	
公 務	5,182	5,374	4,948	5,042	5,200	
分類不能の産業	629	1,644	8,087	3,955	3,613	

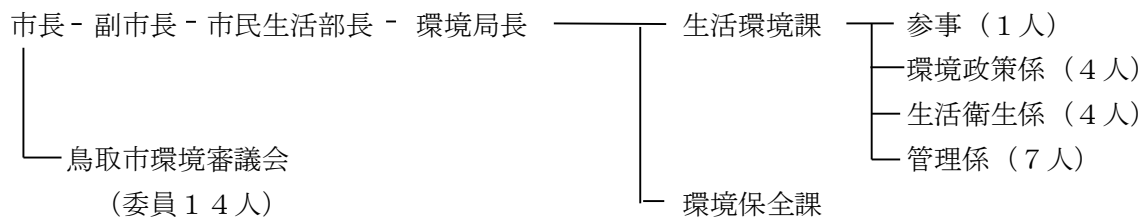
平成12年以降は、合併町村を含む合計値
平成17年国勢調査より産業分類再編

第2章 環境行政の概要

1 環境行政の執行体制

機構

(令和7年3月31日現在)



2 事務分掌

生活環境課

- 1 環境施策の企画立案に関すること。
- 2 自然保護に関すること。
- 3 環境管理システムに関すること。
- 4 特例条例別表第15条の規定により市が処理することとされた鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）及び同表第16項の規定により市が処理することとされた鳥取県自然環境保全条例施行規則（昭和50年鳥取県規則第3号）に基づく事務に関すること。
- 5 環境衛生思想の普及向上に関すること。
- 6 生活環境を害する行為の防止に関すること。
- 7 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業の許可及び届出等に関すること。
- 8 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に関すること。
- 9 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に係る事務（埋火葬等の許可に関する事務を除く。）に関すること。
- 10 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく事務に関すること。
- 11 廃棄物に係る施策の総合調整に関すること。
- 12 一般廃棄物の処理に関すること。
- 13 一般廃棄物の減量化及び再利用に関すること。
- 14 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関すること。
- 15 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- 16 動物の死体の処理（他課の主管に係るものを除く。）に関すること。
- 17 公益財団法人鳥取市環境事業公社に関すること。
- 18 神谷清掃工場に関すること。

3 人員

(1) 職員の配置状況

(令和7年3月31日現在)

職種・職名 所属名	管 理 職					事 務 職						課 計
	部 長	局 長	課 長	参 事	課 長 補 佐	主 査	係 長	主 幹	主 任	主 事	事 務 員	
市民生活部	1											1
環境局		1										1
生活環境課			(1)	1	1							2(1)
環境政策係							(1)	(1)		2		2(2)
生活衛生係							1	1		1	1	4
管理係							1	1	2	2	1	9
合 計	1	1	(1)	1	1		2(1)	2(1)	2	5	2	19(3)

注) () は兼務職員

[鳥取県東部広域行政管理組合]

管理部門	事務局環境衛生課	4名
ごみ処理部門	鳥取県東部環境クリーンセンター	6名
し尿処理部門	因幡浄苑（業者委託）	
ごみ焼却施設 運転管理部門	事務局環境衛生課施設管理室	3名

(2) 委託の配置状況

ごみ収集部門	鳥取市環境事業公社 （鳥取地域）	可燃ごみ	30名	15台
		資源ごみ	8名	4台
		ペットボトル	8名	4台
		プラスチックごみ	8名	4台
		小型破碎ごみ	8名	4台
		大型ごみ	6名	3台
		古紙類	2名	1台
		乾電池等	4名	2台
		有害ごみ	4名	2台
		生田商店	（国府地域）	4名
クリーンコクフ	（国府地域）	6名	3台	
クリーンフクベ	（福部地域）	6名	3台	
因幡環境整備	（河原・用瀬・佐治地域）	16名	8台	
キョウエイ	（気高・鹿野・青谷地域）	24名	12台	

第3章 清掃事業の沿革と今後の課題

1 清掃事業の沿革

本市の清掃事業は、明治33年汚物掃除法の制定に伴う掃除監督と掃除巡視の配置に始まり、幾多の変遷を経てきた。今日、清掃事業は作業改善、合理化、施設整備の第1段階を終えてさらに近代化への飛躍を遂げようとしている。

廃棄物問題は、従来の処理中心から昭和48年秋の石油ショックを契機に省エネルギー化が求められ、さらに最近では地球規模の環境保護、省資源対策などの見直しが必要となっている。

昭和29年「清掃法」の施行に伴い、本市も昭和29年11月特別清掃地域を指定し、以来市勢の発展とともに順次拡張を行ってきたが、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が昭和46年9月24日から施行されたことに伴い計画収集区域を全市に拡大している。

この間、行政組織も昭和46年4月民生部衛生課から分離して環境整備部が新設され、新たに環境課、清掃課の2課によって発足し、昭和50年4月環境整備部の廃止により福祉部環境課、昭和53年4月下水環境部の新設により同部に編入、平成7年4月の機構改革に伴う生活環境部の新設により同部に編入、平成15年4月の機構改革に伴う環境下水道部の新設により同部に編入、平成30年4月の機構改革に伴う環境下水道部環境局の新設により同部に編入、平成31年4月の機構改革に伴う市民生活部の新設により同部に編入、令和元年10月15日の機構改革に伴い、廃棄物対策課が発足、令和5年4月1日の機構改革に伴い、生活環境課へ再編され、現在に至っている。

行政組織は1課1事業所1工場制をとっていたが、平成16年4月に清掃事業所を廃止して、同年11月に市町村合併をしたことにより、1課4工場制となった。さらに、平成30年3月末に3工場を閉鎖したことにより、1課1工場制となった。令和5年3月に鳥取県東部広域行政管理組合が運営する可燃物処理施設「リンピアいなば」が竣工したことで、令和5年3月31日をもって神谷清掃工場は廃止となり、本市が運営する工場はなくなった。

(1) ごみ処理事業

本市のごみ処理は、大正13年（人口35,000人、世帯数7,500世帯）、丸山町に丸山焼却場が完成したことにより本格的に始まった。以来この施設を中心に増設、改良を行い処理していたが、処理の効率化を図るため、昭和40年、津ノ井にごみを衛生的に処理し、さらには農地の土壌改良に最適な高速堆肥化施設「還緑苑」を開設した。

昭和46年、ごみ処理の円滑な運営を図るため、ポリ袋によるステーション収集方式を開始し、環境パトロールによる不法投棄の監視を行うとともに、不燃ごみの処理体制を確立するため、鳥取県東部広域行政管理組合（当時…鳥取市外14ヵ町村）を設立した。翌47年には、不燃ごみの広域処理施設として、高草地区に「高草清掃工場」を開設した。また、可燃ごみの激増に加え、多様化するごみを衛生的に処理するため、西今在家に3ヵ年の継続事業で本市の可燃ごみ処理施設の建設に着手し、昭和49年11月にごみ焼却処理施設「神谷清掃工場」を開設した。これと同時に丸山焼却場と還緑苑を閉鎖した。

昭和51年には、高草清掃工場で破碎処理ができないコンクリートなどを埋立処分するため、本市の不燃物処理施設として、千代川河口鳥取港背後地に「晩稲不燃物処理場」を開設し処分してきたが、その後、同処理場も満杯となり、昭和57年6月に閉鎖している。

昭和59年には、ごみ量の増加と高草清掃工場の残余地の状況から、新たな最終処分場を設置しなければならない必要に迫られてきたため、同年4月に鳥取県東部広域行政管理組合の不燃ごみ埋立処分施設として、伏野に「末恒不燃物処分場」を開設した。

開設以来14年間、可燃ごみの焼却処理を行ってきた神谷清掃工場は、施設の老朽化などの理由により、この施設での適正処理が困難となってきたため、同工場敷地内に平成元年度から3

カ年の継続事業で新工場の建設に着手した。平成3年12月に、最新鋭のごみ焼却処理施設が完成し、平成4年1月から稼働を開始した。これに伴い、旧工場を廃止した。

また、不燃ごみの最終処分場「末恒不燃物処分場」が満杯となったため、当該施設の隣接地に資源回収施設・リサイクルプラザを併設した新たな最終処分場「鳥取県東部環境クリーンセンター」を建設し、平成9年4月から稼働している。

平成16年度には1市8町村による市町村合併を行い、合併地域が保有していた3つの焼却施設（国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーション）の運用を引き継いだ。なお、翌年度には、大型ごみを除いた合併地域のごみ処理事業を鳥取地域の方式に統一し、平成19年10月から大型ごみ処理事業も統一された。令和5年10月から、大型ごみ受付センターを一元化し、デジタル化の導入により24時間体制での受付とクレジットカードと電子マネーによるオンライン決済を可能とした。

既存のごみ焼却施設のうち、神谷清掃工場は、平成28年11月に地元との協議を経て、稼働停止期限延長の覚書を締結した。一方で、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーションの焼却施設については、施設の老朽化や稼働期限の到来を受け、平成30年3月に施設閉鎖した。

ごみ焼却処理施設の老朽化や稼働期限の到来をむかえ、新しい可燃物処理施設の整備が喫緊の課題となっていた。平成28年8月には、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町と河原町国英地区全14集落が、「可燃物処理施設整備事業に伴う基本協定」を締結した。

鳥取県東部広域行政管理組合が新可燃物処理施設「リンピアいなば」の整備を進め、令和4年4月に可燃ごみの全量受け入れを開始した。しかし、5月の試運転中に設備の不具合が発生し、この修繕のため、7月から12月までごみの受け入れを全面停止した。令和5年1月からは、修繕が終了したリンピアいなばで可燃ごみの全量受け入れを再開し、安全性の確認が完了したことから令和5年4月1日に本稼働の運びとなった。このことにより、東郷地区西今在家において約半世紀稼働した神谷清掃工場の歴史に幕を下ろした。

市民運動の取り組みについては、昭和46年に町内会などが一体となり、美しい鳥取市をつくり、永続的な市民運動を展開させようと「鳥取市を美しくする会」が発足した。春秋2回の全市一斉清掃、その翌年に美しい湖山池の自然を守ろうと湖山池周辺の住民が中心となって発足された「湖山池を守る会」の湖山池一斉清掃、さらには、昭和55年に発足された鳥取砂丘の美しい自然を守るための「鳥取砂丘一斉清掃実行委員会」など、市民の自主的参加のもと、春秋2回の一斉清掃が実施されるなど、市民参加による美化運動を展開している。

(2) し尿処理事業

本市のし尿処理は、昭和24年下肥（し尿）処理条例を制定し、し尿を衛生的、経済的に処理したことに始まる。その後し尿を肥料として農地に還元していた時代から化学肥料全盛の時代になり、周辺農家が個別に契約をして農作物を届けるといった農家の慣習的汲取り方式は姿を消した。

昭和29年には、し尿の収集処理体制を確立するため、し尿汲取り業者を許可し、し尿貯留槽を設けて収集を行うことになった。その後、業者の乱立及び不法投棄など環境衛生面に問題を起こすなどの事態が発生し、し尿の科学的処理が求められるに至ったため、昭和38年に秋里に下水終末処理場「城北浄苑」（高速散水ろ床方式、最大処理量21,000 m³/日）を開設し、緊急を要したし尿処理を開始した。

市街地で水洗化が進む一方、農村部の生活様式の変化に伴って自家処理が減少し、計画収集世帯が増加してきたことにより、専用の処理施設が必要となった。昭和45年には、し尿の広域処理を行うため、鳥取市と当時の周辺9カ町村による衛生施設組合が設立され、翌46年に広域し尿処理施設「因幡浄苑」（高速酸化処理、処理能力120 kL/日）が城北浄苑の隣接地に完成し

た。

その後、他町村の加入などにより昭和 52 年に増設し、処理能力 170 kL/日の処理施設となった。現在は、鳥取県東部広域行政管理組合(鳥取市外 4 町)の処理施設として広域処理を行っている。

なお、平成 12 年 3 月に新施設(膜分離高負荷脱窒素処理、処理能力：225 kL/日、内集落排水：50 kL/日)が完成し、翌 4 月から運転している。

本市のし尿収集は、昭和 29 年頃から 2~7 業者による許可制で収集が行われていた。この間、業者は乱立、統合を繰り返し、業者間の過当競争によるし尿の不法投棄や不当料金の問題など、市民生活に混乱を招く事態となったため、市議会にし尿問題に関する調査特別委員会が設置された。特別委員会では、業界の実情、業者統合の可能性及び統合の条件などを総合的に調査検討し、その結果をふまえて業者間の統合を図り、昭和 45 年 7 月に市が全額出資する財団法人鳥取衛生公社を設立した。以降、鳥取衛生公社(現：公益財団法人鳥取市環境事業公社(以下「環境事業公社」という))に全面委託した。収集量は、公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及により年々減少している。

し尿処理手数料については、昭和 37 年 4 月から条例に定め、おおむね 2 年毎に見直しを図っており、手数料の改定にあたっては、昭和 46 年 6 月に発足した「鳥取市清掃審議会」に諮り、市議会の議決を得て決定していた。手数料体系は、平成 4 年 7 月から定額制を廃止し、従量制一本化による料金体系をとっていた。

また、手数料の賦課徴収事務については、昭和 47 年 4 月に賦課事務の電算化を図るとともに集金事務を一本化し、水道料金、下水道使用料及び市営住宅家賃とともに一括して集金していたが、平成 5 年 4 月に訪問集金制が廃止されたのに伴い、し尿収集料金システムを独自に構築し、賦課徴収事務の新たな電算化を図った。

平成 16 年度に行った市町村合併等の影響により、平成 22 年度まで鳥取地域及び国府地域は環境事業公社による委託収集、その他の合併地域においては、区域を定めて許可業者 3 社による許可収集という、変則的な収集体制をとっていた。

平成 23 年 4 月から事務の簡素化のため、鳥取地域、国府地域を委託収集から許可収集に移行し、全市許可制としている。

本市は平成 16 年 11 月の市町村合併により、旧町に設置されていたし尿中継槽も所管することとなった。福部、気高、河原、用瀬の各中継槽に集約したし尿を大型タンクローリーにより因幡浄苑へ運搬し、集落排水汚泥と共に処理している。令和 5 年 3 月 31 日をもって河原中継槽を廃止し、河原地域から発生したし尿については因幡浄苑へ直接搬入することとなった。

2 今後の課題

(1) 基本方針

本市の計画処理区域から排出される一般廃棄物は年々多様化しており、廃棄物の減量化・資源化を図るなかで適正に収集、運搬及び処分することは、衛生的で快適な生活環境を確保するための基本的条件である。多様化する廃棄物の現況を把握し、資源化及び収集から処分までの一貫した適正で効率的な処理システムを確立する。

① ごみ処理事業

ごみ処理については、合理的な収集運搬体制を確立し、衛生的な処理を行うため、中間処理施設及び最終処分場などの整備促進を図っていき、ごみ分別の更なる徹底を講じていく。

また、循環型社会の形成に一番重要なことは、できるだけごみを出さないことである。まず極力ごみの発生を回避し、それでも出てくるごみは循環利用、最後にどうしても循環利用できないものを適正に処理する、という処理の優先順位に基づき取り組む必要がある。

そのため本市では、第 11 次総合計画にて循環型社会の形成を掲げ、発生回避(リフューズ)・

排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を基調としたごみの減量化・再資源化の取り組みを行っている。

ごみ減量化の効果的な手段として、平成 19 年 10 月から家庭ごみの有料指定袋制度を導入した。家庭ごみの有料化は、排出者責任の考え方のもとで、ごみ処理にかかる問題を市民一人ひとりが広く意識することができ、かつ経済的意識が加わることでごみの発生抑制・再使用・リサイクルの行動を起こす動機付けになる。今後、さらなる減量化・再資源化を促進するため、家庭ごみの有料化とあわせて、各種施策を実施していく必要がある。

② し尿処理事業

し尿処理については、その処理の一部を公共下水道施設に依存している。公共下水道の整備に伴って、し尿の受け入れも困難となることが予想されるため、今後の排出量、浄化槽の普及状況等を考慮しながら専用のし尿処理施設の整備を図るとともに、公共下水道処理区域内における水洗化を促進する。

(2) 沿革・現況と今後の対策

① ごみ処理対策

(ア) 可燃ごみの収集

可燃ごみの収集は、昭和 46 年から週 2 回のポリ袋によるステーション収集方式を採用し、市内全域を計画収集区域として、直営と委託による収集体制をとっていた。

分別不徹底の解消や作業の安全性の確保、さらには可燃ごみの減量化を推進するため、平成 14 年 4 月から指定袋制を導入し、10 月から完全実施した。平成 19 年 10 月からごみ総排出量の 8 割以上を占める可燃ごみの減量化を図るため、家庭ごみ有料指定袋制度を導入した。平成 27 年度から鳥取市家庭ごみ有料指定袋の形状をランニング式（マチのない形状）からガゼット式（マチのある形状）に変更した。

平成 15 年 12 月 1 日の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、事業所から排出される木製パレットの処理について、リサイクルを行う業者に対し、新たに処分業の許可を行った。

平成 16 年度には、作業の効率化を図るため清掃事業所による直營業務を廃止して市内全域を環境事業公社による委託収集とすることにし、翌 17 年度には神谷清掃工場も全面委託とすることにより、年々増加をたどるごみ処理経費の削減を図った。

平成 16 年度には市町村合併を行い、合併地域の制度を引き継いで、市内を区域分けして、それぞれに業者を定めて委託収集を行っている。

近年、ごみの多様化に伴う処理困難物の増加など問題が生じているが、広報誌などを通じて啓発に努める。

(イ) 古紙類の収集

平成 15 年 6 月から、これまで可燃ごみとして排出していた古紙類（新聞・雑誌・ダンボール類）を分別収集することにした。

市内を東部地区と西部地区の 2 つに分け、民間業者にそれぞれの地区の収集運搬及び処分を委託した。ところが、業者による古紙類の取り残しが多発したことから、市民の苦情が殺到し、職員自らが毎日回収にあたるなど、職務に大きな支障をきたした。そのため、平成 16 年度からは、以前からごみ収集をしていた信頼のある環境事業公社に収集運搬を委託し、処分を民間業者に委託することによって混乱を解消した。

平成 17 年 6 月から、合併地域においても、希望する集落を中心に市職員が直営で回収していた。

平成 22 年度から南部地区、西部地区においても、収集運搬体制を委託収集としている。

古紙収集量減少に伴い、令和 6 年度から、千代川を起点とした東西エリアを廃止し、1 か所に搬入することとした。

(ウ) 食品トレイの収集

平成 4 年 7 月からモデル地区を設けて食品用発泡スチロールトレイを分別収集してきたが、平成 9 年 4 月から市内全域で収集を実施し、(株)エフピコに再生原料として引き渡し、平成 12 年 4 月から容器包装リサイクル法対象品目となったことから、白色トレイのみを収集対象とした。

なお、平成 15 年度から東部圏域一円で分別収集を行い、再生事業者により再資源化を実施していたが、令和 4 年度末に食品トレイの分別収集を終了した。

(エ) 不燃ごみの収集

不燃ごみの収集は、昭和 42 年 7 月から委託による収集体制を確立し、昭和 43 年 7 月から月 2 回の計画収集を開始した。収集区域の順次拡大を図り、昭和 59 年 4 月から市内全域を収集区域として週 1 回の計画収集を実施している。

昭和 59 年 9 月から年 4 回使用済み乾電池の収集を開始した。昭和 60 年 7 月の安全宣言以降もより安全な環境を保全することを目的として、引き続き収集を行っており、近年の乾電池使用型電気製品の増加に伴い、平成 6 年 4 月から年 6 回の収集を行うことにした。平成 9 年 4 月から蛍光管及び水銀体温計を乾電池に加えて「乾電池等」とした。

平成 9 年 4 月からごみの新しい分別収集を開始し、不燃ごみは 3 種類（資源ごみ、プラスチックごみ、小型破碎ごみ）に分別し収集を実施した。資源ごみについては、アルミスクラップ、鉄スクラップ及びカレットとし、再資源化している。

平成 14 年 4 月から容器包装リサイクル法に伴い、ペットボトルの分別収集を開始した。

平成 15 年 10 月から資源有効利用促進法に基づく、家庭用廃パソコンの自主回収・再資源化制度が始まったことに伴い、製造業者に回収義務の無いものを除き、ステーション収集の対象から外している。

平成 16 年度には市町村合併を行い、合併地域の制度を引き継いで、市内を区域分けして、それぞれに業者を定めて委託収集を行っている。

平成 19 年 10 月からプラスチックごみの有料指定袋制度を導入している。

平成 26 年 11 月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、市役所本庁舎、駅南庁舎、総合支所や協力店舗の 14 か所に回収ボックス（以下、小型家電リサイクル回収ボックス）を設置し、家庭用廃パソコン等、通常家庭で用いる電池やコンセントから電力を受けて作動する電気機械器具の拠点回収を開始した。ただし従来通り、小型破碎ごみの分別区分のものはステーション収集で回収している。また、小型家電リサイクル回収ボックス上に電池回収容器を設置し、拠点回収を行っている。これにより、ごみステーションで収集できなかったボタン電池、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などの受け皿を確保した。

平成 27 年度からプラスチックの鳥取市家庭ごみ有料指定袋の形状をランニング式（マチのない形状）からガゼット式（マチのある形状）に変更した。

令和 4 年 4 月に施行されたプラスチック資源循環促進法により、「プラスチックの一括収集」を全国の各自治体が行うこととなった。本市は従来から一括収集を実施していたが、令和 5 年 4 月 1 日から容器包装プラスチックに分類される食品トレイを他のプラスチックごみと一緒に有料指定袋を使用し収集することとした。同日からペットボトル収集についても、収集回数を月 2 回から週 1 回に増やした。

令和 6 年 4 月から、「乾電池等」にボタン電池と充電式電池を追加し、ごみステーションに排出できるようにした。収集回数を年 6 回から月 1 回に増やした。

また、令和6年4月から月1回の有害ごみの収集を開始した。ごみ処理中に火災の原因となる危険な不燃ごみ（ライター、スプレー缶・カセットボンベ類、電池一体型製品）を分別することで、火災を防ぎ安全に運搬、処理を行うことを目的に分別収集を実施している。

(オ) 大型ごみの収集

近年、生活様式の変化に伴って粗大ごみの排出が年々増加している。小型（大きさが50cm未満）の不燃ごみについては、平成9年4月、ごみ分別の見直しで「小型破碎ごみ」として計画収集の中で対応し、大型の物については、一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集に依存していたが、平成11年10月、ごみの分別区分の見直しを行い、大型ごみについても「大型ごみ受付センター」を開設、日中不在者への対応ができるように、市役所又は同受付センターにて購入できる納付券制度を併用し、戸別有料収集を開始した。

平成16年3月から、平日に仕事等で立ち会うことができず、市役所で納付券を購入することもできない方のために、一部コンビニエンスストアでの納付券の取り扱いを開始した。現在、ローソン、鳥取大学生生活協同組合、ダンクショップ、大型ごみ収集業者5社で納付券を取り扱っている。

平成16年度には市町村合併を行い、合併地域においては、ステーション収集を引き続き行っていたが、平成19年10月から全市域を戸別有料収集制度に統一した。

令和5年10月から、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、市内5地域に設置していた大型ごみ受付センターを1カ所に集約し、インターネットでの24時間申込、オンライン決済を開始した。

(カ) 特定家庭用機器廃棄物の収集

平成13年4月から特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行され、法で規定された家電4品目（ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機、エアコン）については、購入した小売業者（買換えの場合は買換えをする小売業者）に引取義務が生じ、市民はその小売業者に引取りを依頼することになった。

ただし、郵便局にて再商品化料金を支払済のものについては、指定引取場所での引き取りや「大型ごみ受付センター」にて戸別有料収集を行っている。

(キ) 使用済小型電子機器等の収集

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、環境省から平成26年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」の採択を受け、平成26年11月から使用済小型電子機器等の収集を開始した。

市役所本庁舎、駅南庁舎、総合支所や協力店舗の14カ所に小型家電リサイクル回収ボックス（投入口「縦20cm×横40cm」）を設置し、家庭用廃パソコンや携帯電話等の家庭で用いる電池やコンセントから電力を受けて作動する電気機械器具の拠点回収を開始した。（従来通り、小型破碎ごみの分別区分のものはステーション収集で回収している。）

平成27年度から大型ごみとして収集されたものの中から対象品目のピックアップ回収を実施。また、平成28年度から令和元年度までの間、各町総合支所において日曜祝日に使用済小型家電の広報を兼ねた特別回収を実施した。

なお、回収された使用済小型電子機器等は環境省から認定を受けたリサイクル認定事業者を引き渡し、レアメタル等の有用金属のリサイクルを行っている。

(ク) ごみ焼却処理施設の整備

可燃ごみについては、ごみ量の増加やごみの多様化に伴うごみの高カロリー化など、質と量の変化及び施設の老朽化に対応するため、平成4年4月1日に神谷清掃工場の更新を行っ

た。

平成 16 年度には市町村合併を行い、合併地域が保有していた焼却施設を引き継ぎ、4 つの焼却施設（平成 21 年 6 月まで鳥取南部地域のごみは、八頭環境施設組合の施設で処理していた。平成 21 年 7 月廃止）は、それぞれに搬入可能な地域を定めて運用していた。

そのうち、神谷清掃工場は、平成 28 年 11 月に地元との協議を経て、稼働停止期限延長の覚書を締結した。一方で、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーションの焼却施設については、施設の老朽化や稼働期限の到来を受け、平成 30 年 3 月に施設閉鎖した。

ごみ焼却処理施設の老朽化や稼働期限の到来をむかえる中で、平成 28 年 8 月には、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町と河原町国英地区全 14 集落が、「可燃物処理施設整備事業に伴う基本協定」を締結した。

令和 4 年 4 月に新可燃物処理施設「リンピアいなば」（鳥取県東部広域行政管理組合）の稼働が開始したが、5 月、試運転中に設備の不具合が発生し、この修繕のため、7 月から 12 月までごみの受け入れを全面停止した。これを受け、リンピアいなばの本稼働まで待機させていた神谷清掃工場の再稼働が決定し、6 月から 12 月まで可燃ごみの受け入れを再開した。令和 5 年 1 月からは、修繕が終了したリンピアいなばで可燃ごみの全量受け入れを再開し、令和 5 年 4 月 1 日に本稼働を開始した。それに伴い、神谷清掃工場は令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止した。

(ケ) 最終処分場の整備

不燃ごみ及び焼却灰は、鳥取県東部広域行政管理組合の処理施設である末恒不燃物処分場で埋立処分を行ってきた。本施設は昭和 59 年 4 月に計画埋立年数 10 年間の予定で開設し、処分を行ってきたが、埋立完了予定年数を経過し、ほぼ満杯となった。そのため、鳥取県東部広域行政管理組合は、資源回収施設・リサイクルプラザ及び最終処分場を併設した「鳥取県東部環境クリーンセンター」を整備し、平成 9 年 4 月より稼働している。施設の延命を図るため、ごみの分別を徹底し、ごみの減量化・再資源化をさらに推進する。

(コ) 廃プラスチックごみの適正処理

従前は、軟質系の物は焼却し、硬質系の物については埋立処分を行っていたが、平成 9 年 4 月から廃プラスチックを不燃ごみ（プラスチックごみ）として分別収集を開始、減容固化及び破碎処理し埋め立てを開始した。

なお、容器包装リサイクル法において分別収集の対象となる容器包装のうち、ペットボトルについては、平成 14 年度から東部圏域一円で分別収集を行い、ペレット化などを行い、再生事業者により再資源化を行っている。

平成 17 年度から、プラスチックごみについても、最終処分（埋め立て）を行わず、県内の業者に引き渡すことによって熱回収を行っている。また、平成 18 年度からは、保管施設に直接搬入し、選別後、容器包装プラスチックは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、製品プラスチックは独自ルートで再資源化を行っている。このことによって、最終処分場の更なる延命化及び資源の有効利用を図っていく。

(サ) ごみの減量化・再資源化運動の展開

市の広報活動及び自治会組織などを通じて、ごみに対する市民意識の啓発を図り、ごみの減量化・再資源化運動を推進する。

平成 2 年 8 月から開始された資源回収を中心とした再資源化等推進事業は、近年は、買取価格の下落や回収実績の減少などの傾向にある。この事業をさらに発展・推進して行くため、より一層の啓発を図っていく。

(シ) 多量ごみ及び事業系廃棄物の処理

引っ越し等に伴って一時的に多量発生するごみや、事業所、商店などの事業活動に伴って排出されるごみについては、自らの責任において適正に処理することが原則であるが、自らが処理できないものについては、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理依頼してもらうようにしている。

平成 21 年度には、市内の事業所から排出されるごみの減量や再資源化をすすめる対策のひとつとして、「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度」を創設し、積極的にごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定することで、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図っている。

事業所ごみにおける分別の徹底・ごみの減量化を図るために、令和 2 年 6 月 1 日より、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して可燃ごみを運搬させるときに使用のごみ袋を、量販店等で購入可能なポリエチレン製のもので、袋の色は中身が確認できる無色透明なものとした。(半透明のものを使用する場合は、鳥取市家庭用可燃ごみ指定袋程度まで。)

今後は、処理施設の延命を図るためにも、自己処理の徹底や廃棄物の再利用を行うことにより、減量に努めるよう排出者等の理解を求めていく。

(ス) 災害廃棄物処理の協定

平成 27 年 7 月に鳥取市では、地震等の大規模災害時に発生する瓦礫などの撤去、運搬、処理等を迅速かつ適正に行うため、一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会（現：一般社団法人鳥取県産業資源循環協会）、鳥取県清掃事業協同組合と、災害時における廃棄物処理について協定を締結した。また、両団体だけでなく、本市が一般廃棄物の収集運搬を委託している業者とも同様の内容で協定を締結した。

令和 2 年 6 月には、全国環境整備事業協同組合連合会及び鳥取県リサイクル協同組合と災害時における廃棄物処理について協定を締結した。また、三光（株）と緊急事態発生時における廃棄物処理について協定を締結した。

(セ) 災害廃棄物の処理

平成 29 年 9 月に発生した台風第 18 号の影響により、記録的な大雨（鳥取気象台鳥取観測所記録：24 時間降水量 153.5 ミリ）に見舞われ、床上浸水 25 戸、床下浸水 34 戸の被害となり、特に被災世帯の多かった河原地域で多量の災害廃棄物が発生した。浸水被害発生の翌日から災害廃棄物仮置場を河原町渡一木地内 4 か所に開設し、災害廃棄物の受入を行った。受入した災害廃棄物の分別処理・運搬については、主に災害廃棄物処理の協定を締結している鳥取県清掃事業協同組合の所属業者に委託し、多量の災害ごみ（主に可燃ごみ 40.6 トン、不燃ごみ 9.8 トン）を処理した。(平成 29 年 9 月 18 日から平成 30 年 1 月まで実施)

被災時の災害廃棄物処理および災害廃棄物処理対策については、鳥取市災害廃棄物処理計画で定めている。(令和 3 年 2 月策定)

(ソ) ふれあい収集

高齢及び障がいにより家庭から排出するごみを自らごみ集積場所に持ち出すことが困難な世帯に対し、個別に収集を行い、高齢者及び障がい者の身体的負担を軽減し、在宅生活の支援をする。

平成 23 年度から鳥取地域より選定した 1 地域を対象に 3 年間のモデル事業として開始した。平成 25 年度に 3 年間の実施状況を検証した結果、モデル事業を終了し、下記の表のとおり段階的に対象地域を拡大し、平成 29 年度には市内全域を対象とすることとした。

[ふれあい収集対象地域]

年度	地域数	地域名
平成23年度	1	若葉台
平成24年度	3	面影、城北
平成26年度	6	修立、松保、末恒
平成27年度	15	久松、醇風、日進、明德、美保、湖山、湖山西、千代水、浜坂
平成28年度	24	富桑、稲葉山、岩倉、美保南、倉田、大正、湖南、賀露、津ノ井
平成29年度	全市域実施	遷喬、中ノ郷、神戸、大和、美穂、東郷、豊美、明治、米里、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷

令和4年12月から積雪時のごみ出し支援として、ホームヘルプサービスを利用していなくても、下記の要件に該当する1人暮らしの世帯は、冬季限定（12月から2月末）でふれあい収集の対象としている。

[ふれあい収集対象者]

ホームヘルプサービスを利用し、次の要件に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯。

1. 【要介護1以上】の1人暮らしの世帯
2. 【視覚障がい】又は【肢体不自由2級以上】の身体障害者手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
3. 【知的障がいの程度がA】の療育手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
4. 【障がいの程度が1級】の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
5. 上記1～4に該当する者のみで構成される世帯
6. 12月から2月末までの冬季のみ、【肢体不自由3級以上】の身体障害者手帳の交付を受けており、かつ【車いすで生活している人】で積雪時等のごみ出しが困難な1人暮らしの世帯

② し尿処理対策

(ア) し尿収集

し尿の収集は、公共下水道区域の拡大、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及に伴って年々収集量が減少している中で、平成16年度の市町村合併以前は市内全域を収集区域として月1回の収集を基本とした計画収集を実施していた。市町村合併に伴い、鳥取地域及び国府地域は環境事業公社による委託収集、その他の合併地域においては区域を定めて許可業者3社による許可収集とした。

平成23年4月から業務の簡素化のため、鳥取、国府地域のし尿処理事務を委託収集から許可収集に移行し、全市域許可制としている。

(イ) 浄化槽汚泥の収集及び環境保全対策

浄化槽の清掃及び汚泥の収集は、平成16年度の市町村合併以前は、市内全域を環境事業公社の許可収集としていた。現在は、市町村合併に伴い、市内を区域分けして、環境事業公社を含めた4社による許可収集としている。

浄化槽は適正な維持管理を必要とし、このため浄化槽法及び関係法令が整備され、設置者

に対し、保守点検、清掃及び水質検査等の維持管理が義務づけられている。地域における環境を保全するため、合併処理浄化槽の促進を図るとともに関係機関の協力を得ながら管理指導の徹底を図る。

(ウ) 因幡浄苑の整備

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設である因幡浄苑（鳥取県東部広域行政管理組合施設）で処理を行っている。し尿処理量が減少している反面、浄化槽汚泥処理量は年々増加しているため、適正な処理方式の導入が必要となってきたことで、施設の更新を行い、平成 12 年 3 月に竣工した。

(エ) 災害し尿等の収集運搬の協定

平成 28 年 9 月に、地震等の大規模災害時に発生するし尿や浄化槽汚泥の収集運搬等を迅速かつ適正に行うため、鳥取県環境整備事業協同組合と、災害時におけるし尿等の収集運搬について協定を締結した。

令和 2 年 6 月には、鳥取県リサイクル協同組合及び全国環境整備事業協同組合連合会と災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について協定を締結した。

(オ) 災害し尿等の処理

平成 29 年 9 月に発生した台風第 18 号の影響により、記録的な大雨（鳥取気象台鳥取観測所記録：24 時間降水量 153.5 ミリ）に見舞われ、河原地域の浸水被害に遭った家屋から災害し尿が発生した。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害し尿を円滑かつ迅速に処理するため、当該地域のし尿収集運搬許可業者である因幡環境整備株式会社に 10 世帯分の処理を委託した。被災時の災害廃棄物処理および災害廃棄物処理対策については、鳥取市災害廃棄物処理計画で定めている。

第4章 施設・機材

1 施設

(1) 処理施設

廃棄物を円滑に処理して公衆衛生の向上を図るため、次の施設を設けている。

[鳥取県東部広域行政管理組合施設]

名 称	所 在 地	業 務 の 内 容
リンピアいなば	鳥取市河原町山手 925 番地 TEL 0857-26-0596	可燃ごみの焼却処理
鳥取県東部環境クリーンセンター	鳥取市伏野 2220 番地 TEL 0857-59-1802	不燃ごみの破碎、 資源回収、埋立処分
因幡浄苑	鳥取市秋里 1037 番地 TEL 0857-23-7206	し尿及び浄化槽汚泥の 処理

(2) 施設の概要

① 可燃物処理施設リンピアいなば（鳥取県東部広域行政管理組合 ゴミ焼却処理施設）

区 分	概 要	
所 在 地	鳥取市河原町山手925番地	
着 工	令和元年8月	
竣 工	令和5年3月	
敷 地 面 積	43,407.66 m ²	
建 築 面 積	工場棟 5,248.76 m ² 管理棟 544.04 m ² 附属棟 計 429.16 m ²	
建築延床面積	工場棟 9,944.76 m ² 管理棟 1,072.63 m ² 附属棟 計 429.16 m ²	
主な構造	工場棟 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造 管理棟 鉄骨造 附属棟 鉄骨造	
階数	工場棟 地上5階・地下1階 管理棟 地上3階 附属棟 各地上1階	
施 工 業 者	JFE エンジニアリング株式会社大阪支店	
処理方式	連続運転式ストーカ炉（廃熱ボイラ付き）	
受入供給設備	ごみ計量器 3基 ごみクレーン 2基 可燃性粗大ごみ破砕機 1基 可燃性粗大切断機 1基	
焼却設備	240 t／日（120 t／日・炉×2炉）	
排ガス処理設備	集じん装置 ろ過式集じん機 触媒反応塔 触媒脱硝方式	
発電効率	24.1%（6.0MPa×450℃ボイラ）	
建 設 費	[事業費] 本体工事費 20,649,600千円 施工監理費 257,471千円 合 計 20,907,071千円	
性能保証値 （）規制基準値	ばいじん量 0.01g/m ³ N以下 (0.04g/m ³ N) 塩化水素 50ppm以下 (430ppm) 硫黄酸化物 100ppm以下 (K値17.5) 窒素酸化物 100ppm以下 (250ppm) 水銀 0.03 mg/m ³ N以下 (0.03 mg/m ³ N) ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (0.1ng-TEQ/m ³ N)	

② 鳥取県東部環境クリーンセンター（鳥取県東部広域行政管理組合 不燃物処分場）

リファーレンいなば（リサイクル啓発施設）	
区 分	概 要
所 在 地	鳥取市伏野 2220 番地
着 工	平成 7 年 5 月 30 日
竣 工	平成 9 年 3 月 20 日
供 用 開 始	平成 9 年 4 月 1 日
建 築 面 積	1,660 m ²
リ サ イ ク ル 啓 発 設 備	リサイクル体験コーナー リサイクル展示コーナー リサイクルファクトリー リサイクル情報ネットワーク
資源回収工場	
区 分	概 要
所 在 地	鳥取市伏野 2220 番地
着 工	平成 7 年 5 月 30 日
竣 工	平成 9 年 3 月 20 日
供 用 開 始	平成 9 年 4 月 1 日
建 築 面 積	1,975 m ²
処 理 能 力	80t/日 資源ごみ選別設備 33t/日 プラスチックごみ選別設備 17t/日 小型破碎ごみ破碎選別設備 10t/日 大型資源ごみ破碎選別設備 20t/日 ペットボトルリサイクルセンター 3.6 t/日
選 別 方 法	機械選別、手選別、ビン自動選別装置
資 源 化 物	鉄、アルミ、ビン（白、茶、その他）、ペットボトル
施 工 業 者	栗本鉄工所
建 設 費	中間処理施設 リサイクルプラザ建設工事 3,584,400 千円 ペットボトルリサイクルセンター建設工事 242,079 千円 その他 342,970 千円

最終処分場	
所在地	鳥取市伏野 2220 番地
着工	平成 6 年 9 月 2 日
竣工	平成 9 年 3 月 20 日
供用開始	平成 9 年 4 月 1 日
事業面積	248,346 m ²
埋立面積	35,400 m ²
埋立容量	486,000 m ³
埋立期間	埋立終了予定 平成 42 年度末
埋立対象物	焼却灰、不燃ごみ、土砂・ガレキ
埋立方法	準好気性埋立（セル方式）
施工業者	戸田・やまこう・鳥取重工共同企業体
浸出水調整池	11,300 m ³
洪水調整池	33,100 m ³
浸出水処理施設	
所在地	鳥取市伏野 2220 番地
着工	平成 6 年 9 月 2 日
竣工	平成 9 年 3 月 20 日
供用開始	平成 9 年 4 月 1 日
建築面積	386 m ²
汚水処理能力	190 m ³ /日
汚水処理方式	生物処理＋脱窒処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着 ＋キレート吸着＋殺菌
汚泥処理	濃縮＋脱水＋埋立
施工業者	神鋼パンテック
建設費	埋立処分地 土木造成工事 1,992,650 千円 水処理施設 1,182,776 千円 その他 583,616 千円

③ 因幡浄苑（鳥取県東部広域行政管理組合 し尿処理施設）

（鳥取市：農業集落排水施設のうち汚泥脱水施設）

区 分	概 要
所 在 地	鳥取市秋里 1037 番地 1
着 工	平成 9 年 1 月 21 日
竣 工	平成 12 年 3 月 31 日
運 転 開 始	平成 12 年 4 月 1 日（水処理は平成 11 年 4 月 1 日から運転）
処 理 能 力	し尿・浄化槽汚泥 175kL/日 （内 50kL/日は下水道圧送） 集落排水汚泥 50kL/日（受入、脱水処理のみ）
敷 地 面 積	12,170 m ²
施 設 構 造	処理棟：鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建 管理棟：鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
建 築 延 面 積	3,767.72 m ²
施 工 業 者	住友重機械工業（株）
処 理 対 象 物	し尿、浄化槽汚泥、集落排水施設汚泥
処 理 方 式	生物処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理 凝集膜分離＋活性炭吸着 汚水処理 貯留・脱水 脱臭処理 高中濃度臭気：薬液洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
性 能 保 証 値 () 規 制 基 準 値	PH 5.8～8.6 (5.8～8.6) BOD 日平均 10mg/L 以下 (日平均 120mg/L 以下) SS " 10mg/L 以下 (日平均 150mg/L 以下) 大腸菌群数 100 個/mL (3,000 個/mL 以下) その他の項目 …… 水質汚濁防止法排出基準以下
建 設 費	[事 業 費] 本体工事費 4,389,000 千円 施工管理費 59,800 千円 そ の 他 26,804 千円 計 4,475,654 千円

2 機 材

車 両 (収集関係)

(単位：台)

車 種		委 託					合 計	
		環境事業公社	クリーンコクフ	生田商店	クリーンフクベ	因幡環境整備		キョウエイ
型 式	積載量							
圧縮車	5 t	1				5		50
圧縮車	3.5 t	17						
圧縮車	3 t	11			1		4	
圧縮車	2.5t	2						
圧縮車	2 t	1	2	1	1		4	
ダンプ車	2 t		1					1
平床車	2 t	5			1	3	4	15
平床車	0.35 t	2						
軽トラック	0.35 t			1				1
合 計		39	3	2	3	8	12	67

第5章 決算及び原価計算

1 歳入

(単位：千円)

科 目		年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料		625,403	637,216	363,758	351,322	348,881
内 訳	行政財産使用料	186	159	62	63	153
	ごみ処理手数料	625,007	636,817	363,486	350,979	348,528
	清掃諸手数料	210	240	210	280	200
諸 収 入		81,681	76,726	13,246	9,674	7,663
国庫支出金		—	—	—	—	—
県支出金		148	155	36	137	142
合 計		707,232	714,097	377,040	361,133	356,686

注) 1. 県支出金は、Let's 4 R 実践活動推進補助金。

2 歳 出

(単位：千円)

科 目		年 度				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
清掃総務費		161,625	158,117	187,399	179,856	160,473
内 訳	一般事務費	60,154	54,155	54,900	45,074	44,045
	環境審議会等	0	0	338	283	176
	ごみ減量化等対策費	101,355	103,846	132,045	134,383	116,136
	全都清中四国協議会費	116	116	116	116	116
塵芥処理費		4,147,568	7,797,350	2,530,699	1,453,838	1,502,774
内 訳	ごみ収集委託費	923,119	984,371	1,037,592	1,036,562	1,072,624
	不燃物処理費	357,698	341,866	331,068	386,448	390,031
	不法投棄対策処理費	4,507	3,136	2,604	2,828	2,224
	可燃物処理場建設費	2,855,657	6,458,565	1,152,132	19,791	28,019
	大型ごみ戸別有料 収集事業費	1,927	2,700	2,466	4,036	5,905
	ごみステーション管理費	3,018	4,965	3,120	2,446	3,260
	清掃員・車両関係費	1,219	1,302	1,305	1,327	711
	リサイクル・リムハウス運営費	422	445	412	400	0
し尿処理費		182,140	175,265	183,019	178,766	196,375
清掃工場管理費		469,093	416,886	30,144	10,796	153,553
合 計		4,960,426	8,547,616	2,931,261	1,823,256	2,013,175

3 原価計算

(1) ごみ処理にかかる経費及び搬入量（令和6年度）

（単位：千円）

費 目		金 額
収集運搬	収集運搬業務委託料（可燃・小型・大型・資源）	1,072,624
収集・運搬費 計 A		1,072,624
費 処 理	東部広域負担金（不燃物処理費：特別負担金除く）	390,031
	可燃ごみ処理施設建設費	28,019
処理費 計 B		418,050
合 計 A+B C		1,490,674

搬入量	家庭ごみ（t）	D	29,981
	事業ごみ（t）	E	22,764
	年間総搬入量（t） D+E	F	52,745
人口（人）		G	178,010

(2) ごみ処理原価（令和6年度）

ごみ1t当たり（円/t）	C/F	H	28,262
ごみ1人当たり（円/人）	C/G	I	8,374
家庭ごみ1t当たり（円/t）	$(A+B \times D/F) / D$	J	43,703
家庭ごみ1人当たり（円/人）	$(A+B \times D/F) / G$	K	7,361
家庭ごみ1L当たり（円/L）	$J/1000 \times 0.3$	L	13.1

※ごみの比重を0.3kg/Lとして換算

(3) ごみ処理原価の推移

（単位：円）

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1t当たり	42,599	79,326	141,504	45,177	26,591	28,262
1人当たり	13,613	24,874	44,661	14,004	8,010	8,374

第6章 一般廃棄物処理手数料等

1 ごみ処理手数料等の変遷

(1) 可燃ごみ

区 分		手数料及び使用料の内容			
		昭和49年 4月1日改定	昭和51年 4月1日改定	昭和55年 4月1日改定	昭和57年 4月1日改定
一 搬 廃 棄 物	犬・猫の死体を収集、 運搬及び処分する場 合	1頭につき 100円	1頭につき 300円	1頭につき 400円	1頭につき 400円
	日常生活に伴って発 生する多量ごみを市 が収集、運搬及び処 分した場合	50kgにつき 50円	10kgにつき 37円	10kgにつき 50円	10kgにつき 60円
	事業活動に伴って発 生する多量ごみを市 が収集、運搬及び処 分した場合	10kgにつき 37円	10kgにつき 37円	10kgにつき 50円	10kgにつき 60円
	事業活動に伴って発 生する多量ごみを事 業者が処理施設まで 搬入し、市が処分す る場合	1tまで 1台につき 200円 1t又はその端 数を増すごとに 100円加算	1tまで 1台につき 300円 1t又はその端 数を増すごとに 100円加算	1tまで 1台につき 400円 1t又はその端 数を増すごと 100円加算	1tまで 1台につき 1,000円 1t又はその端 数を増すごとに 300円加算
産 業 廃 棄 物	事業活動に伴って発 生する産業廃棄物を 事業者が処理施設ま で搬入し、市が処分 する場合	1tまで 1台につき 400円 1t又はその端 数を増すごとに 200円加算 (使用料)	1tまで 1台につき 1,000円 1t又はその端 数を増すごとに 300円加算 (使用料)	2tまで 1台につき 1,200円 1t又はその端 数を増すごとに 300円加算 (使用料)	2tまで 1台につき 3,000円 1t又はその端 数を増すごとに 900円加算 (使用料)

区 分		手数料及び使用料の内容			
		平成元年 4月1日改定	平成4年 7月1日改定	平成17年 10月1日改定	平成18年 4月1日改定
一 搬 廃 棄 物	犬・猫の死体を収集、 運搬及び処分する場 合	1頭につき 412円	1頭につき 1,000円	1頭につき 1,000円	1頭につき 1,000円
	日常生活に伴って発 生する多量ごみを市 が収集、運搬及び処分 した場合	10kgにつき 61円	削 除	削 除	削 除
	事業活動に伴って発 生する多量ごみを市 が収集、運搬及び処分 した場合	10kgにつき 61円	削 除	削 除	削 除
	事業活動に伴って発 生する多量ごみを事 業者が処理施設まで 搬入し、市が処分す る場合	1tまで 1台につき 1,030円 1t又はその端 数を増すごとに 309円加算	削 除	削 除	削 除
	事業者等が処理施設 まで運搬し、市が処分 する場合		積載量が200kg まで1台につき 1,600円 積載量が200kg を超えるとき1 台につき1,600 円に100kg又は その端数を増 すごとに800円 加算	積載量が50kgま で1台につき 400円 積載量が50kgを 超えるとき1台 につき400円に 50kg又はその端 数を増すごとに 400円加算	積載量が50kgま で1台につき 500円 積載量が50kgを 超えるとき1台 につき500円に 50kg又はその端 数を増すごとに 500円加算
産 業 廃 棄 物	事業活動に伴って発 生する産業廃棄物を 事業者が処理施設ま で搬入し、市が処分す る場合	2tまで 1台につき 3,090円 1t又はその端 数を増すごとに 927円加算 (使用料)	削 除	削 除	削 除

区 分		手数料及び使用料の内容		
		平成 19 年 10 月 1 日改定	平成 20 年 4 月 1 日改定	平成 21 年 4 月 1 日改定
可燃ごみ	市が収集し、運搬する場合	可燃ごみの指定袋 大 1 枚につき 60 円 可燃ごみの指定袋 中 1 枚につき 40 円 可燃ごみの指定袋 小 1 枚につき 30 円 可燃ごみの指定袋 極小 1 枚につき 15 円	可燃ごみの指定袋 大 1 枚につき 60 円 可燃ごみの指定袋 中 1 枚につき 40 円 可燃ごみの指定袋 小 1 枚につき 30 円 可燃ごみの指定袋 極小 1 枚につき 15 円	可燃ごみの指定袋 大 1 枚につき 60 円 可燃ごみの指定袋 中 1 枚につき 40 円 可燃ごみの指定袋 小 1 枚につき 30 円 可燃ごみの指定袋 極小 1 枚につき 15 円
	市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合	積載量が 50kg まで 1 台につき 500 円 積載量が 50kg を超えるときは、1 台につき 500 円に 50kg 又はその端数を増すごとに 500 円を加算した額	積載量が 50kg まで 1 台につき 600 円 積載量が 50kg を超えるときは、1 台につき 600 円に 50kg 又はその端数を増すごとに 600 円を加算した額	積載量が 10kg まで 1 台につき 120 円 積載量が 10kg を超えるときは、1 台につき 120 円に 10kg 又はその端数を増すごとに 120 円を加算した額
プラスチックごみ		プラスチックごみの指定袋 大 1 枚につき 30 円 プラスチックごみの指定袋 中 1 枚につき 20 円 プラスチックごみの指定袋 小 1 枚につき 15 円	プラスチックごみの指定袋 大 1 枚につき 30 円 プラスチックごみの指定袋 中 1 枚につき 20 円 プラスチックごみの指定袋 小 1 枚につき 15 円	プラスチックごみの指定袋 大 1 枚につき 30 円 プラスチックごみの指定袋 中 1 枚につき 20 円 プラスチックごみの指定袋 小 1 枚につき 15 円
大型ごみ		容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに 3,000 円以内で規則で定める額	容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに 3,000 円以内で規則で定める額	容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに 3,000 円以内で規則で定める額
特定家庭用機器廃棄物		品目ごとに 3,000 円以内で規則で定める額	品目ごとに 3,000 円以内で規則で定める額	品目ごとに 3,000 円以内で規則で定める額
動物の死体		1 頭につき 1,000 円	1 頭につき 1,000 円	1 頭につき 1,000 円

(2) 不燃ごみ（鳥取県東部広域行政管理組合）

[高草不燃物処理場]

種 別	昭和 47 年 8 月 1 日 制 正	昭和 49 年 1 月 1 日 改 正	昭和 51 年 4 月 1 日 改 正	昭和 55 年 4 月 1 日 改 正	昭和 57 年 4 月 1 日 改 正
1 t 車まで		200 円	300 円	400 円	1,000 円
1 t を超え 2 t 車まで	100 円	300 円	400 円	500 円	1,100 円

2 tを超え 3 t車まで	200 円	400 円	500 円	600 円	1,200 円
3 tを超え 4 t車まで	300 円	500 円	600 円	700 円	1,300 円
4 tを超え 5 t車まで	400 円	600 円	700 円	800 円	1,400 円
5 tを超え 6 t車まで	500 円	700 円	800 円	900 円	1,500 円
6 tを超え 7 t車まで	600 円	800 円	900 円	1,000 円	1,600 円
7 tを超え 8 t車まで	700 円	900 円	1,000 円	1,100 円	1,700 円
8 tを 超える車	800 円	1,000 円	1,100 円	1,200 円	1,800 円

注) 搬入車両の最大積載量により積算 (一般廃棄物)

[末恒不燃物処分場]

種 別	昭和 59 年 4 月 1 日 制 定	平成元年 4 月 1 日 改 正	平成 5 年 4 月 1 日 改 正
1 t まで	1,000 円	1,030 円	500 kg (端数は 切り上げ) につき 1,500 円
1 t を超え 1.5 t まで	1,300 円	1,339 円	
1.5 t を超え 2 t まで	1,600 円	1,648 円	
2 t を超え 2.5 t まで	1,900 円	1,957 円	
2.5 t を超え 3 t まで	2,200 円	2,266 円	
3 t を超え 3.5 t まで	2,500 円	2,575 円	
3.5 t を超え 4 t まで	2,800 円	2,884 円	

注) 搬入積載量により積算 (一般廃棄物)

[鳥取県東部環境クリーンセンター]

改 定 年 月 日	手 数 料 区 分
平成 9 年 4 月 1 日	搬入物の重量 10 kg につき 220 円 (10 kg に満たない端数は、10 kg とする)
平成 18 年 4 月 1 日	搬入物の重量 10 kg につき 330 円 (10 kg に満たない端数は、10 kg とする)
平成 24 年 4 月 1 日	搬入物の重量 10 kg につき 360 円 (10 kg に満たない端数は、10 kg とする)
平成 27 年 4 月 1 日	搬入物の重量 10 kg につき 370 円 (10 kg に満たない端数は、10 kg とする)
令和 3 年 4 月 1 日 (現 行 手 数 料)	搬入物の重量 10 kg につき 390 円 (10 kg に満たない端数は、10 kg とする)

2 し尿処理手数料の変遷

改定年月日	手数料区分	委託・許可
昭和 29 年 4 月 1 日	27L につき 15 円	許 可
昭和 37 年 4 月 1 日	18L につき 10 円	許 可
昭和 38 年 10 月 1 日	18L につき 15 円	許 可
昭和 41 年 3 月 1 日	18L につき 22 円	許 可
昭和 44 年 4 月 1 日	18L につき 27 円	許 可
昭和 45 年 7 月 1 日	1 人 1 月につき 60 円	委 託
	90L まで 135 円 18L 又はその端数を増すごとに 27 円	
昭和 46 年 10 月 1 日	1 人 1 月につき 77 円	委 託
	90L まで 175 円 18L 又はその端数を増すごとに 35 円	
昭和 49 年 4 月 1 日	1 人 1 月につき 110 円	委 託
	90L まで 250 円 18L 又はその端数を増すごとに 50 円	
昭和 50 年 10 月 1 日	1 人 1 月につき 186 円	委 託
	90L まで 390 円 18L 又はその端数を増すごとに 78 円	
昭和 52 年 4 月 1 日	1 人 1 月につき 214 円	委 託
	90L まで 440 円 18L 又はその端数を増すごとに 88 円	
昭和 55 年 4 月 1 日	1 人 1 月につき 239 円	委 託
	90L まで 490 円 18L 又はその端数を増すごとに 98 円	
昭和 57 年 4 月 1 日	1 人 1 月につき 271 円	委 託
	90L まで 555 円 18L 又はその端数を増すごとに 111 円	
昭和 59 年 4 月 1 日	1 人 1 月につき 299 円	委 託
	90L まで 615 円 18L 又はその端数を増すごとに 123 円	

改定年月日	手数料区分	委託・許可
昭和61年4月1日	1人1月につき333円	委託
	90Lまで685円 18L又はその端数を増すごとに137円	
平成元年4月1日	1人1月につき343円	委託
	90Lまで705円 18L又はその端数を増すごとに141円	
平成2年7月1日	1人1月につき370円	委託
	90Lまで760円 18L又はその端数を増すごとに152円	
平成4年7月1日	18Lまで159円 18L又はその端数を増すごとに159円	委託
平成7年4月1日	18Lまで170円 18L又はその端数を増すごとに170円	委託
平成8年4月1日	18Lまで176円 18L又はその端数を増すごとに176円	委託
平成9年4月1日	18Lまで179円 18L又はその端数を増すごとに179円	委託
平成12年6月1日	18Lまで187円 18L又はその端数を増すごとに187円	委託
平成14年4月1日	18Lまで193円 18L又はその端数を増すごとに193円	委託
平成18年4月1日	18Lまで200円 18L又はその端数を増すごとに200円	委託
平成23年4月1日	全市許可制に移行	許可

第7章 ごみ処理事業

1 ごみの収集及び処理・処分

(1) 収集

① 家庭ごみ

一般家庭から排出されるごみの収集は、下表のとおり区分して、それぞれ曜日を定め必要な人員、車両を配置して収集を行っている。

	分別品目（令和6年度）	収集頻度	処理形式
1	可燃ごみ	週 2 回	焼 却
2	古紙類（新聞、書籍・雑誌、ダンボール）	月 1 回	再資源化
3	資源ごみ（ビン・缶）	週 1 回	再資源化
4	ペットボトル	週 1 回	再資源化
5	プラスチックごみ	週 1 回	再資源化
6	小型破碎ごみ	週 1 回	再資源化・破碎埋立
7	有害ごみ	月 1 回	破 碎・再資源化
8	乾電池等（乾 電池類、蛍光管、水銀体温計）	月 1 回	保 管・再資源化
9	大型ごみ	戸別収集	焼却・再資源化・破碎埋立

(ア) 可燃ごみの収集

可燃ごみは、市内を区域分けして、それぞれを各業者が委託収集している。

対象世帯数 81, 891世帯

ごみステーション数 4, 137か所（令和7年3月末現在）

(イ) 古紙類の収集

古紙類は、市内を区域分けして、それぞれを各業者が委託収集している。

対象世帯数 81, 891世帯

ごみステーション数 3, 450か所（令和7年3月末現在）

(ウ) 資源ごみ、ペットボトル、プラスチックごみ、小型破碎ごみ及び有害ごみの収集

資源ごみ、ペットボトル、プラスチックごみ、小型破碎ごみ及び有害ごみは、市内を区域分けして、それぞれを各業者が委託収集している。

対象世帯数 81, 891世帯

ごみステーション数 2, 708か所（令和7年3月末現在）

(エ) 乾電池等の収集

乾電池等は、市内を区域分けして、それぞれ各業者が委託収集している。

平成26年11月から使用済小型家電回収ボックスに備え付けている電池回収容器でも収集している。

(オ) 大型ごみの収集

大型ごみは、鳥取地域・新市域とも「大型ごみ受付センター」による戸別有料収集を委託により行っている。

(カ) 特定家庭用機器廃棄物の収集

特定家庭用機器廃棄物のうち、小売業者に引取義務のないものについては、「大型ごみ受付センター」による戸別有料収集を委託により行っている。

② 事業ごみ

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物は、自己処理又は直接各処理施設に搬入させているが、処理施設への搬入ができないものは、許可業者との間で収集運搬契約を結び処理している。

平成 17 年度までは 1 日若しくは 1 回の搬入量が 5kg 未満で、1 ヶ月の平均排出量が 50kg 未満の業者については家庭ごみの例とする特例を設けていたが、事業者責任を明確にするために平成 18 年度から特例を廃止した。

(2) 処理・処分

① 焼却

可燃ごみは全量神谷清掃工場で焼却処理を行ってきたが、昭和 61 年度以降、円高等の影響により、ごみ量が大幅な増加となり、その後も増加傾向を示していた。

ごみ量の増加とごみ質の多様化及び施設の老朽化に対応するため、処理能力 270 t / 日の新工場を建設し、平成 3 年 12 月から処理を開始した。

平成 16 年度には市町村合併を行い、合併地域が保有する焼却施設を引き継いで、市内を区域分けしてそれぞれの施設で搬入可能な地域を定めて運用していたが、国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーションの焼却施設については、施設の老朽化や稼働期限の到来を受け、平成 30 年 3 月に施設閉鎖した。平成 30 年 4 月より、可燃ごみは全量神谷清掃工場で焼却処理を行っている。

令和 4 年 4 月より、鳥取県東部広域行政管理組合が管理する新可燃物処理施設「リンピアいなば」が運転を開始し、神谷清掃工場は令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止となった。

② 再資源化

回収した資源ごみ（飲料用・食料用のビン類、缶類）は、鳥取県東部環境クリーンセンターの資源回収工場でアルミスクラップ、鉄スクラップ、カレットとして再資源化されている。

平成 15 年 6 月から分別収集を開始した古紙類（新聞・雑誌類・ダンボール）は、古紙業者により梱包の上、製紙会社に引渡し、再資源化されている。

プラスチックごみは、平成 17 年 3 月までは減容固化した後に埋め立て、平成 17 年度は県内業者に引き渡し熱回収を行っていたが、平成 18 年 4 月からは鳥取市船木にある「いなばエコ・リサイクルセンター」で再資源化を行っている。

③ 埋立

不燃ごみ、焼却灰等については、鳥取県東部環境クリーンセンターの最終処分場に埋立処分している。小型破碎ごみは破碎したあと、アルミ、スチールを回収し埋め立てしている。

2 作業実績

(1) ごみ収集・搬入量

(単位：t)

区 分		年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総人口（計画収集人口）（人）			185,157	183,645	182,163	180,123	178,010
総世帯（世帯）			80,802	81,064	81,625	81,756	81,891
年間総収集・搬入量			58,059	57,961	56,624	54,258	52,745
可燃物	家庭系	直営/委託	25,830	25,353	25,486	24,692	23,520
		大型ごみ	215	238	229	186	171
		計	26,045	25,591	25,715	24,878	23,691
	事業系	許 可	18,809	18,736	17,793	17,169	17,051
		直接搬入	3,420	3,694	4,049	4,080	3,900
		計	22,229	22,430	21,842	21,249	20,951
	し渣		91	87	101	94	88
合 計		48,365	48,108	47,658	46,221	44,730	
資源物	家庭系	古紙類	657	621	566	502	475
		資源ごみ	1,388	1,358	1,314	1,247	1,216
		プラスチックごみ	2,598	2,583	2,544	2,469	2,436
		食品トレイ	27	25	23	-	-
		ペットボトル	359	374	382	434	441
		乾電池等	65	61	56	52	60
		使用済小型家電	43	39	18	18	19
		計	5,137	5,061	4,903	4,722	4,647
	家庭系（事業系・直接搬入）	古紙類	8	6	9	12	12
		資源ごみ	0	0	0	0	0
		プラスチック類	800	1,226	431	161	171
		乾電池等	1	1	1	1	0
		木くず・生ごみ等	1,845	1,809	1,919	1,602	1,801
		計	2,654	3,042	2,360	1,776	1,984
合 計		7,791	8,103	7,263	6,498	6,631	
不燃物	家庭系	プラスチックごみ	0	0	0	0	0
		小型破砕ごみ	1,579	1,452	1,392	1,224	1,002
		大型ごみ	135	126	146	135	127
		計	1,714	1,578	1,538	1,359	1,129
	直接搬入	プラスチック	0	0	0	0	0
		小型破砕ごみ	7	7	11	10	8
		大型ごみ	273	252	255	264	288
		計	280	259	266	274	296
	土砂・ガレキ類		341	197	372	557	313
	焼 却 灰		5,483	5,539	5,401	5,623	5,576
	合 計		7,818	7,573	7,577	7,813	7,314

(2) 1日あたりの排出量の推移

区 分		年 度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1人1日あたりの家庭ごみ 排出量 (g)	可燃ごみ		385	382	387	377	365
	資源ごみ		88	94	80	74	74
	不燃ごみ		30	27	27	25	23
	計		503	503	494	476	461
	計(資源ごみを除く)		415	409	414	402	387
1日あたりの 総排出量 (t)	可燃ごみ		132	132	130	126	122
	資源ごみ		21	22	20	18	18
	不燃ごみ		6	5	5	4	4
	計		159	159	155	148	145
	計(資源ごみを除く)		138	137	135	130	126
1人1日あたり の総排出量 (g)	可燃ごみ		714	716	715	700	687
	資源ごみ		115	121	109	99	102
	不燃ごみ		30	27	27	25	23
	計		859	864	851	823	812
	計(資源ごみを除く)		744	743	742	724	710

1人1日あたりの排出量 = 家庭系収集量 / (総人口 × 365日)

1日あたりの総排出量 = 家庭系ごみと事業系ごみの収集量 / 365日

1人1日あたりの総排出量 = 家庭系ごみと事業系ごみの収集量 / (総人口 × 365日)

※ 他町受入分、土砂ガレキ、し渣及び焼却灰の搬入量を除く。

(3) ごみ処理量

(単位：t)

区 分		年 度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間総処理量			58,059	57,961	56,624	54,258	52,745
内	焼却		48,274	48,021	47,557	46,127	44,642
	埋立		1,994	1,837	1,804	1,633	1,472
訳	再生・保管		7,791	8,103	7,263	6,498	6,631

※ 各町搬入分、土砂ガレキ、し渣及び焼却灰を除く。

(4) 処理実績（令和6年度）

処理計画区域	処理人口（人）	処理世帯（世帯）
鳥取地域	140,762	65,865
国府地域	7,852	3,419
福部地域	2,563	1,030
河原地域	6,165	2,502
用瀬地域	3,075	1,295
佐治地域	1,483	710
気高地域	7,838	3,359
鹿野地域	3,289	1,429
青谷地域	4,983	2,282
鳥取市計	178,010	81,891

3 地域活動

鳥取市廃棄物不法投棄監視員制度

廃棄物の不法投棄による不適正処理は、生活環境に与える影響が大きい。本市でも啓発、看板・監視カメラの設置、パトロールなどの対策を講じているが、依然として後を絶たない。平成2年度に施行された鳥取県産業廃棄物不法投棄監視員制度も平成15年度をもって廃止され、担当課だけで広範囲な市内全域を把握することは困難な状況であり、市民と行政の協働による地域づくりの促進も踏まえ、地域の実情に合わせた予防対策が必要となった。

そのため、鳥取地域における不法投棄を未然に防止し、現状を的確に把握するため、鳥取市自治連合会の協力を得ながら、平成17年10月より不法投棄の多い中山間地域を中心に18地区を選定し、各地区5名程度の不法投棄監視員を設置した（地域住民のボランティアによる）。

不法投棄監視員は自らが所属する地区をパトロールし、不法投棄の早期発見と抑制に努める。実施状況は市に報告する。パトロールの際は専用の帽子を着用するとともに、監視員証を携帯し、地域住民への意識啓発も行う。

平成19年7月からは、鳥取地域13地区、新市域28地区（国府5地区・福部1地区・河原5地区・用瀬3地区・佐治1地区・気高5地区・鹿野3地区・青谷5地区）を追加し、平成21年7月からは、さらに鳥取地域2地区を追加し、全61地区総勢337名（令和6年12月末現在）にて活動している。

第8章 し尿処理事業

1 し尿の収集及び処理

(1) 収集

し尿の収集は、市内全域を区域分けして、許可業者により、おおむね月1回収集している。

処理主体	地域	業者	住所	連絡先
許可	鳥取地域 国府地域	(公財)鳥取市環境事業公社	鳥取市秋里 1031-2	0857-22-8585
	福部地域	(株)桜宮	鳥取市福部町 海士 495-2	0857-74-3095
	南部地域 (河原・用瀬・ 佐治地域)	因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町 美成 323-1	0858-87-6668
	西部地域 (気高・鹿野・ 青谷地域)	(株)キョウエイ	鳥取市気高町 北浜 1-53	0857-82-0353

(2) 処理

収集したし尿は、鳥取県東部広域行政管理組合の広域し尿処理施設である因幡浄苑（処理能力 225 kL/日）で処理している。

(3) 中継槽

鳥取地域、国府地域、河原地域においては、収集後に直接因幡浄苑まで搬入している。その他の合併地域においては、処理施設まで距離があり、因幡浄苑への搬入の効率化を図るため、中継槽を設置して、一時的に貯留している。貯留した汚泥は、環境事業公社に委託して 10 t ローター車で因幡浄苑まで運搬している。

中継槽名	所在地	汚泥の種類等
福部中継槽	鳥取市福部町湯山 290	福部地域のし尿及び浄化槽汚泥
用瀬中継槽	鳥取市用瀬町古用瀬 510-5	用瀬地域及び佐治地域のし尿及び浄化槽汚泥
気高中継槽	鳥取市気高町宝木 1300	気高地域、鹿野地域及び青谷地域のし尿及び浄化槽汚泥

※鳥取地域及び国府地域については、収集後、直接因幡浄苑まで搬入するため、中継槽はない。

※河原中継槽（鳥取市河原町片山 965-4）は令和5年4月1日に廃止。

2 浄化槽汚泥の処理状況

(1) 収 集

浄化槽汚泥の収集は、市内全域を許可（4業者）により随時収集している。

業 者	住所・連絡先	車両	従業員	地 域	備 考
(公財)鳥取市環境 事業公社	鳥取市秋里 1031-2 (0857)22-8585	11 台 3 台	14 名	鳥取地域 国府地域	因幡浄苑 中継槽から因幡浄苑 までの収集運搬
(株)桜宮	鳥取市福部町 海士 495-2 (0857)74-3095	2 台	11 名	福部地域	福部中継槽
因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町 美成 323-1 (0858)87-6668	7 台	13 名	南部地域	用瀬中継槽
(株)キョウエイ	鳥取市気高町 北浜 1-53 (0857)82-0353	4 台	8 名	西部地域	気高中継槽

(2) 処 理

浄化槽汚泥は、し尿と同様、因幡浄苑等で行っている。

3 浄化槽設置基数及び清掃基数等

区 分	年 度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置基数(基)	4,265	4,113	3,974	3,974	3,740
清掃基数(基)	2,639	2,524	2,552	2,552	2,537
清 掃 率 (%)	61.9	61.4	64.2	64.2	67.8

4 作業実績

(1) し尿及び浄化槽汚泥収集量

(単位：kL)

区 分		年 度				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総 人 口 (人)		185,157	183,645	182,163	180,123	178,010
総 世 帯 (世帯)		80,802	81,064	81,625	81,756	81,891
し尿	収集人口 (人)	4,259	4,208	4,451	4,155	4,015
	収集世帯 (世帯)	1,801	1,765	1,934	1,377	1,113
浄化槽	人 口 (人)	8,311	7,452	6,810	5,859	5,796
	世 帯 (世帯)	3,753	3,418	3,127	3,150	3,406
し尿収集量		2,855	2,780	2,621	2,351	2,224
浄化槽汚泥収集量		9,026	8,623	8,197	7,764	8,055
収集量合計		11,881	11,403	10,818	10,115	10,279
1人1日当たり の排出量 (L)	し 尿	1.84	1.81	1.61	1.55	1.52
	浄化槽	9.02	3.17	3.30	3.63	3.81
1日当たりの総 排出量 (kL)	し 尿	8	8	7	6	6
	浄化槽	25	24	22	21	22

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

(単位：kL)

区 分		年 度				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
因 幡 浄 苑		11,881	11,403	10,818	10,115	10,279

(3) 処理実績（令和6年度）

[計画処理区域内におけるし尿排出状況]

区 分		人口（人）	割合（%）	世帯数（世帯）	割合（%）	排出量（kL）
非水洗化	計画収集	4,015	2.26	1,847	2.26	2,224
	自家処理	361	0.20	166	0.20	187
	計	4,376	2.46	2,013	2.46	2,411
水洗化	公共下水道	167,838	94.29	77,212	94.29	85,765
	浄化槽等 (農集含む)	5,796	3.26	2,666	3.26	8,055
	計	173,634	97.54	79,878	97.54	93,820
合 計		178,010	100.00	81,891	100.00	96,231

第9章 ごみの減量化・再資源化の推進

1 ごみの減量化・再資源化の推進

本市では、資源回収を中心とした再資源化・減量化を推進するとともに、平成4年度から平成8年度までモデル地区を設定し、細分別化による再資源化・減量化を試行した。平成9年度からは、全市を対象に7種9分別によるごみの分別収集を開始した。平成14年度からペットボトルの分別収集を、平成15年6月から古紙類の分別収集を開始した。また、すでに分別収集されていたプラスチックごみについても、平成18年4月からは再資源化を行った。

平成19年10月から家庭から出る可燃ごみ、プラスチックごみについて有料指定袋制度を開始し、ごみの減量や再資源化を図っている。

令和5年4月から食品トレイの分別を廃止し、プラスチックごみとして収集することとなった。
令和6年4月から有害ごみの分別収集を開始し、現在は9種13分別となっている。

2 減量化の概要

(1) 家庭ごみの有料指定袋制度

ごみの減量目標を達成するため、家庭ごみの有料指定袋制度を平成19年10月1日から開始した。排出者責任の考え方のもと、ごみ処理にかかる問題を広く市民に意識させることができ、経済的な動機付けを行うことでごみの減量、排出抑制、再資源化の行動を起こすきっかけとなるものである。

可燃ごみ及びプラスチックごみ指定袋の1枚の価格（税込）は以下のとおりである。

	大（45L）	中（30L）	小（20L）	極小（10L）
可燃ごみ	60円	40円	30円	15円
プラスチックごみ	30円	20円	15円	—

(2) 家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度

可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化施策として、家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に対して補助を行っている。本市では、平成24年度から補助対象に段ボールコンポストを追加し、補助制度を実施している。更なるごみの減量化を目指すことを目的に、令和3年4月1日より対象品目等を拡大した。

① 制度の内容

生ごみ堆肥化容器については、5年間に2基、1基につき購入価格の2/3の代金で上限4,000円を助成し、段ボールコンポストおよび生ごみ堆肥化基材については、1年間に1件、1件につき購入価格の2/3の代金で上限2,000円を助成する。令和3年度より従来のピートモス、もみ殻くん炭に加え、生ごみの堆肥化を目的として販売されている製品（EMぼかし、生ごみ発酵促進剤など）を追加した。

なお、電気式の生ごみ処理機・ディスポーザー等は対象外としている。

② 対象者

本市の区域内に居住し、当該年度に家庭用生ごみ堆肥化容器等を購入し、購入後使用している世帯を対象としている。

(3) 鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

本市では、市内の事業所から排出されるごみの減量や再資源化をすすめる対策のひとつとして、平成21年度に「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度」を創設し、優良事業所の認定を希望する事業所を募集している。

認定された事業所には、本市認定証・ステッカーを交付し、優良認定事業所の取組内容について

て、市の広報誌・ホームページ等による広報を行い、活動の支援をする。

積極的にごみの減量や再資源化に取り組み、活動の成果が顕著な優良認定事業所を表彰し、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図っている。

なお、令和7年3月末現在で認定された優良事業所は、24事業所となっている。

3 再資源化の概要

(1) 再資源化等推進事業

平成2年8月からごみの再資源化・減量化を目的とした再資源化等推進事業をスタートさせた。

この事業は、各団体が中心となって取り組んでいる資源回収をさらに発展・推進するため、資源の回収量に応じて奨励金を交付するものであり、周知を図るなかでより一層の事業拡大を図っていく。

① 事業実施要領

- (ア) 推進団体 町内会、婦人会、PTA、子供会、老人クラブなど営利を目的としない市内の団体で年1回以上事業を実施する団体をいう。
- (イ) 対象品目 新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、牛乳パック、布類、金属類、ビン類で再生利用が可能な物をいう。
- (ウ) 集積場所 交通に支障のない広場などに集積する。
- (エ) 集積方法 片手で持てるぐらいの量に束ねて品目ごとに集積する。
- (オ) 売却方法等 事業の実施日時、売却方法及び売却価格などについては、直接回収業者等と交渉して決める。

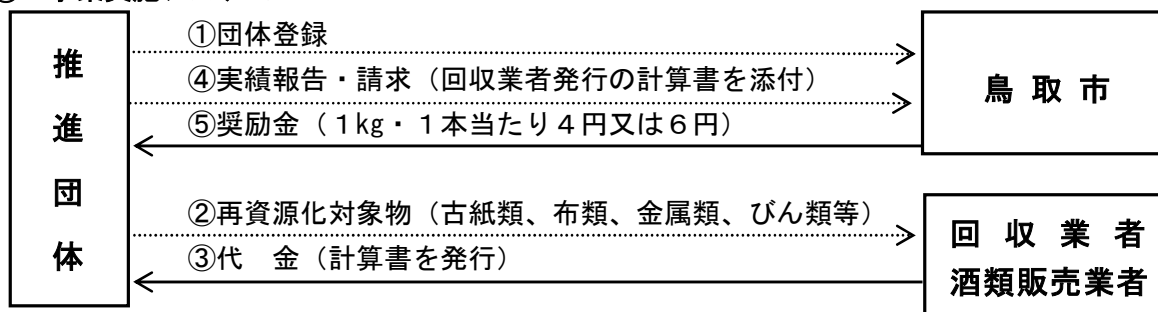
(カ) 奨励金の額

区分	単価	
	キログラム当たり	円
新聞	キログラム当たり	6円
ダンボール	キログラム当たり	6円
雑誌	キログラム当たり	6円
アルミ缶	キログラム当たり	4円
布類	キログラム当たり	4円
金属類	キログラム当たり	4円
ビン類	本当たり	4円
牛乳パック	キログラム当たり	4円

- (キ) 実績報告 売却が完了したときは、速やかに実績報告書（回収業者等が発行する計算書を添付する）を提出する。

- (ク) 奨励金交付 実績報告書が提出されたときはその内容を審査のうえ交付すべき奨励金の額を決定し、すみやかに指定された各団体の預金口座へ振り込む。

② 事業実施システム



③ 再資源化等推進事業の実績

区分	年度					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
新聞(kg)	874,123	1,010,116	914,037	805,074	641,897	
雑誌(kg)	524,005	484,538	492,023	490,359	521,721	
ダンボール(kg)	389,206	466,384	468,992	460,566	428,762	
牛乳パック(kg)	7,122	7,780	7,213	6,585	6,760	
布類(kg)	18,829	7,607	6,101	4,855	7,369	
アルミ缶(kg)	64,927	66,002	65,228	61,355	60,956	
金属類(kg)	9,656	13,450	13,458	13,176	7,688	
計(kg)	1,887,868	2,055,877	1,967,052	1,841,970	1,675,153	
ビン類	(本)	6,287	4,234	3,203	2,803	1,082
	(kg)	2,986	2,011	1,521	1,331	514
合計(kg)	1,890,854	2,057,888	1,968,573	1,843,301	1,675,665	
奨励金額(円)	11,151,288	12,162,520	11,631,124	10,891,090	9,889,692	
団体数	375	356	356	349	355	

※登録団体のうち、活動していない団体を除外。

※ビン類は1本当たり0.475kgとして計算。

(2) 収集時点でのリサイクル率

本市では、資源回収を中心とした再資源化・減量化を推進するとともに、平成9年度から全市を対象にごみの分別収集を行い、資源ごみ（ビン・缶類）及び食品トレイの再資源化を行っていた。

さらに、平成14年度からはペットボトル、15年度からは古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）の分別収集を開始し、再資源化を行っている。令和5年度から食品トレイはプラスチックごみとして再資源化を行っている。

区分	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源物等収集量A(t)	7,791	8,103	7,263	6,498	6,631
集団回収量B(t)	1,891	2,058	1,969	1,843	1,676
総収集量C(t)	58,059	57,961	56,624	54,258	52,745
リサイクル率D(%)	16.15	16.93	15.76	14.87	15.26

(注) 資源物等収集量＝家庭系資源物（資源ごみ＋プラスチックごみ＋食品トレイ＋ペットボトル＋乾電池＋古紙類＋小型家電）収集量とその他事業系資源物収集量

集団回収量＝再資源化等推進事業の回収量（ビン類は1本＝0.475kgとする。）

総収集量には、焼却灰を含まない。

リサイクル率D(%)＝(A+B) / (C+B) ×100 とする。

(3) 小型家電リサイクル回収事業

平成25年4月に使用済小型電子機器等の促進に関する法律が施行され、本市においては、「平成26年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」の採択を環境省より受け、平成26年11月から小型家電リサイクル回収事業を開始した。

これは、使用済小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタルといった有用金属を再資源化するものであり、本市では市役所本庁舎をはじめ、協力店舗等14箇所に回収ボックスを設置し

て回収を行っている。平成 27 年度から大型ごみとして収集されたものの中から対象品目のピックアップ回収を実施、また、平成 28 年度から令和元年度までの間、各町総合支所において日曜祝日に使用済小型家電の広報を兼ねた特別回収を実施し、回収事業を行った。

なお、回収した使用済小型電子機器等は、使用済小型電子機器等の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定を受けた者（認定事業者）に引渡し、再資源化を行っている。

① 回収対象物

使用済小型電子機器等の促進に関する法律施行令第 1 条に規定された制度対象品目の全てが対象であり、通常家庭で用いる電池やコンセントから電力を受けて作動する電気機械器具としている。

② 回収場所（全 14 箇所）

回収場所		所在地
鳥取市役所	本庁舎	鳥取市幸町 71 番地
	駅南庁舎	鳥取市富安二丁目 138-4
	国府町総合支所	鳥取市国府町宮下 1221
	福部町総合支所	鳥取市福部町細川 668
	河原町総合支所	鳥取市河原町渡一木 277
	用瀬町総合支所	鳥取市用瀬町用瀬 832
	佐治町総合支所	鳥取市佐治町加瀬木 2519-3
	気高町総合支所	鳥取市気高町浜村 282-1
	鹿野町総合支所	鳥取市鹿野町鹿野 1517
	青谷町総合支所	鳥取市青谷町青谷 667
学習交流センター		鳥取市湖山町西一丁目 512 番地
イオン鳥取店		鳥取市天神町 1
イオン鳥取北店		鳥取市晩稲 348
イオン津ノ井店		鳥取市若葉台北六丁目 1

③ 回収実績

（単位：トン）

回収場所		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
鳥取市役所	本庁舎	1.08	1.27	1.69	1.63	1.52
	駅南庁舎	1.11	1.13	1.67	1.52	1.91
	国府町総合支所	0.32	0.70	0.73	0.56	0.58
	福部町総合支所	0.18	0.16	0.14	0.11	0.10
	河原町総合支所	0.35	0.34	0.49	0.59	0.53
	用瀬町総合支所	0.21	0.36	0.32	0.33	0.29
	佐治町総合支所	0.24	0.28	0.21	0.24	0.18
	気高町総合支所	0.53	0.19	0.27	0.32	0.23
	鹿野町総合支所	0.36	0.22	0.17	0.20	0.27
	青谷町総合支所	0.46	0.23	0.12	0.12	0.24
学習交流センター		0.66	0.27	0.31	0.36	0.30
イオン鳥取店		2.24	2.84	6.21	5.89	6.25
イオン鳥取北店		1.73	2.13	3.43	3.77	3.80
イオン津ノ井店		1.00	1.38	2.26	2.12	2.33
大型ごみピックアップ		32.67	27.79	0	0	0
合計		43.14	39.29	18.02	17.76	18.53

4 啓発活動の推進

廃棄物処理行政は、市民の日常生活と最も密接な関係を持つ行政部門であり、市民の関心は極めて高い。行政と市民が一体となって事業を円滑に推進するためには、積極的なPRが不可欠である。本市では、ごみの収集計画、正しいごみの分別方法、処分方法などについて広く周知を図るため、排出者である市民や事業所に対し、市報や公式ウェブサイト、ガイドブック、チラシ、訪問などを通してPRを行っているが、現在、廃棄物処理行政が抱えているごみの減量化・再資源化などを中心としたごみ問題についても、積極的な周知啓発に努めていく。

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成5年3月26日

鳥取市条例第2号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 大型ごみ 特定家庭用機器廃棄物、し尿及び動物の死体以外の家庭廃棄物のうち、容量、重量、形状等により通常の処理が困難なものをいう。
- (3) 特定家庭用機器廃棄物 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)第2条第4項に規定する特定家庭用機器が廃棄物となったものをいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (6) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (7) 資源ごみ 市が行う一般廃棄物の収集において、再利用を目的として分別された物をいう。

第2節 市長の責務等

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図ること等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市長は、第1項の責務を果たすため、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市長は、再利用による一般廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第3節 事業者の責務

第5条 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、一般廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第4節 市民の責務

第6条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、一般廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務

(再利用による減量)

第7条 市長は、廃棄物の再利用を促進するため、資源ごみの収集を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第8条 市長は、再利用を促進するため、再利用に関する計画を定めなければならない。

第2節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第9条 事業者は、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、再利用が可能な物の分別の徹底を図ること等再利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の排出抑制等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生部品(資源有効利用促進法第2条第5項に規定する再生部品をいう。)を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民がその包装、容器等を不用とし、返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第3節 市民の減量義務

第12条 市民は、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の自主的な活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した選択を行うよう努めなければならない。

第4節 廃棄物減量等推進員

第13条 市民は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意と誠意を有する者のうちから、必要に応じて廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 一般廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第14条 市長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第15条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第16条 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理を行うことによりその減量を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難物の自己評価)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る一般廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が一般廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第18条 事業者は、その製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、法第6条の3第1項の規定に基づき、環境大臣が指定した適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制するように努めなければならない。

(事業者の回収義務)

第19条 前条に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で適正処理困難物の回収に努めなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第3節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第20条 市長は、法第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定めるときは、告示しなければならない。重要な変更があったときも同様とする。

(一般廃棄物の処理)

第21条 市長は、前条に規定する処理計画に基づき、一般廃棄物を処理しなければならない。

2 市民及び事業者は、処理計画を遵守し、市長が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

(集積場所への持出方法等)

第22条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内から排出する家庭廃棄物(特定家庭用機器廃棄物を除く。)を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭廃棄物(大型ごみ、特定家庭用機器廃棄物、し尿及び動物の死体を除く。次項及び次条において同じ。)を可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの種類ごとに分別して飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように袋又は容器等(可燃ごみ及びプラスチックごみ(資

源ごみのうちプラスチックごみとして分別されたものをいう。以下同じ。)については規則で定める袋(以下「指定袋」という。)に収納して指定された日時に所定の集積場所に持ち出さなければならない。

- 3 占有者は、家庭廃棄物を持ち出す所定の集積場所を常に清潔に保たなければならない。
(持出禁止物)

第23条 占有者は、次に掲げる家庭廃棄物を集積場所に持ち出してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理に支障が生じるもので規則で定めるもの

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(大型ごみの戸別収集)

第23条の2 占有者は、自ら処分できない大型ごみについては、市長にその収集を申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の収集の申込みがあったときは、日時を指定して戸別ごとの収集を行うものとする。
- 3 大型ごみの収集の申込みをしようとする占有者は、大型ごみの排出場所等について、市長の指示に従わなければならない。

(家庭系廃パーソナルコンピュータの再資源化等)

第23条の3 前条の規定にかかわらず、占有者は、自ら処分できない家庭系廃パーソナルコンピュータ(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第6の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)が廃棄物となったもので、大型ごみであるものをいう。以下同じ。)については、家庭系廃パーソナルコンピュータの自主回収(資源有効利用促進法第2条第12項に規定する自主回収をいう。)及び再資源化(資源有効利用促進法第2条第6項に規定する再資源化をいう。)が確実に実施されるよう、指定再資源化事業者(資源有効利用促進法第26条第1項に規定する指定再資源化事業者をいう。以下同じ。)に適切に引渡さなければならない。

(収集の拒否)

第23条の4 市長は、次に掲げる大型ごみの収集の申込みがあったときは、収集を拒否することができる。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理に支障が生じるもので規則で定めるもの

- 2 占有者は、前項各号に掲げる大型ごみを処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の収集運搬)

第23条の5 占有者は、自ら家電リサイクル法第4条に規定する製造業者等(以下「製造業者等」という。)又は家電リサイクル法第32条に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)に引き渡すことができない特定家庭用機器廃棄物であって、かつ、家電リサイクル法第9条の規定により小売業者が引き取らなければならない特定家庭用機器廃棄物でないものについては、市長にその収集を申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の収集の申込みがあったときは、日時を指定して戸別ごとの収集を行い、製造業者

等又は指定法人に引き渡すものとする。

3 占有者は、収集の際、家電リサイクル法第19条又は第34条第1項の料金を製造業者等又は指定法人に支払っていることを証する書面を市長に提示しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

4 第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集の申込みをしようとする占有者は、特定家庭用機器廃棄物の排出場所等について、市長の指示に従わなければならない。

(製造業者等が引取りを拒否した場合等の取扱い)

第23条の6 市長は、前条に規定する特定家庭用機器廃棄物を収集した場合において、当該特定家庭用機器廃棄物を製造業者等又は指定法人に引き渡すことができなかつたときは、一般廃棄物として処理するものとする。

2 市長は、前項に規定する処理を行ったときは、特定家庭用機器廃棄物の収集の申込みを行った占有者に対し、その旨を通知するものとする。

(動物の死体)

第24条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。

2 自らの責任において処理ができないときは、遅滞なく市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第25条 市長は、占有者が第22条、第23条、第23条の2第1項及び第3項、第23条の3、第23条の4第2項、第23条の5第1項及び第4項並びに前条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第26条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、法第6条の2第2項及び第3項に規定する収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

3 事業者は、自ら処分できない事業系一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。)を可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの種類ごとに分別して飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように袋又は容器等に収納して排出しなければならない。

(中間処理等の命令)

第27条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときはその事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理等の措置を講じて排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第28条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が市長の指示に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4節 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第29条 市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、

その全部又は一部を還付することができる。

(一般廃棄物処理手数料の徴収時期)

第30条 一般廃棄物処理手数料のうち可燃ごみ処理手数料(市が収集し、運搬する場合に限る。)及びプラスチックごみ処理手数料は、可燃ごみの指定袋又はプラスチックごみの指定袋の交付の際に徴収する。

2 一般廃棄物処理手数料のうち大型ごみ処理手数料及び特定家庭用機器廃棄物処理手数料は、収集の際に徴収する。ただし、占有者があらかじめ大型ごみ処理手数料及び特定家庭用機器廃棄物処理手数料を納入する場合は、この限りでない。

(納付券の交付)

第30条の2 市長は、前条第2項ただし書の規定により占有者が大型ごみ処理手数料又は特定家庭用機器廃棄物処理手数料をあらかじめ納入したときは、占有者に大型ごみ処理手数料納付券又は特定家庭用機器廃棄物処理手数料納付券を交付するものとする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第31条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

第4章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第32条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第1項及び前項の許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) その申請の内容が処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例の規定により許可を取り消された者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

4 第1項又は第2項の許可は、規則に定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

8 市長は、第1項又は第2項の規定により許可したときは、許可証を交付する。

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第33条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の許可について準用する。

(変更の届出)

第33条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次に掲げるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業の全部又は一部を廃止したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 氏名又は名称を変更したとき。
- (4) 法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人を変更したとき。
- (5) 法第7条第5項第4号ヌに規定する役員及び使用人(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人をいう。次号において同じ。)を変更したとき。
- (6) 法第7条第5項第4号ルに規定する使用人を変更したとき。
- (7) 事務所及び事業場の所在地を変更したとき。
- (8) 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更したとき。

(処理基準)

第34条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第6条の2第2項及び第3項に規定する基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第35条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所等の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。

(事業の停止)

第36条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の3各号のいずれかに該当するとき、又はこの条例に違反する行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止又は市の処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第36条の2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の4第1項各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消さなければならない。

2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の3第2号若しくは第3号のいずれかに該当するとき、又はこの条例に違反する行為をしたときは、その許可を取り消すことができる。

(許可証の再交付)

第37条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第38条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者でその事業の範囲の変更許可を受けようとするもの 1万円
- (4) 一般廃棄物処分業者でその事業の範囲の変更許可を受けようとするもの 1万円
- (5) 許可証の再交付を受けようとする者 1万円

(浄化槽清掃業の許可)

第39条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可したときは、許可証を交付する。

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第39条の2 市長は、前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が、浄化槽法第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が同法第41条第2項各号のいずれかに該当するとき若しくはこの条例に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可手数料)

第40条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 1万円

(準用)

第41条 第32条第3項から第5項まで、第35条及び第37条の規定は、浄化槽清掃業について準用する。この場合において、第32条第3項第4号イ中「5年」とあるのは、「2年」と読み替えるものとする。

第6章 地域環境の清潔保持

(清潔の保持)

第42条 占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の管理)

第43条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第44条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないようにその周囲に囲いを設けること等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第45条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第46条 市長は、法第19条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者その他の必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために、認められたものと解釈してはならない。

(清掃指導員の設置)

第47条 市長は、前条の立入調査、廃棄物の適正処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置くことができる。

(罰則)

第48条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第29条第1項、第38条又は第40条の手数料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、手数料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第49条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、平成5年4月1日以後に処理した一般廃棄物について適用し、同日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。

(鳥取市清掃審議会条例の廃止)

3 鳥取市清掃審議会条例(昭和46年鳥取市条例第14号)は、廃止する。

(鳥取市清掃審議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前条の規定により廃止された鳥取市清掃審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された鳥取市清掃審議会の委員は、この条例の第47条第2項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、旧審議会条例の規定により委嘱され、又は任命された任期の残存期間とする。

(編入に伴う経過措置)

5 国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町(以下「編入町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に国府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年国府町条例第1号)、国府町手数料徴収条例(平成12年国府町条例第6号)、福部村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年福部村条例第12号)、河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年河原町条例第22号)、河原町手数料徴収条例(平成12年河原町条例第8号)、用瀬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和54年用瀬町条例第15号)、用瀬町手数料徴収条例(平成12年用瀬町条例第1号)、佐治村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年佐治村条例第11号)、佐治村手数料徴収条例(平成12年佐治村条例第16号)、気高町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年気高町条例第21号)、気高町手数料徴収条例(平成12年気高町条例第10号)、鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年鹿野町条例第21号)、鹿野町手数料徴収条例(平成12年鹿野町条例第4号)、青谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年青谷町条例第20号)又は気高郡衛生施設組合ごみ焼却場事業条例(昭和49年気高郡衛生施設組合条例第1号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるもののほか、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 平成16年度に限り、編入前の編入町村の区域内における一般廃棄物(し尿、大型ごみ及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)の処理方法及び処理手数料については、この条例の規定にかかわらず、なお編入前の条例の例による。

7 平成19年9月30日までに限り、編入前の編入町村の区域内における大型ごみ及び特定家庭用機器廃棄物の処理方法及び処理手数料については、この条例の規定にかかわらず、なお編入前の条例の例による。

8 編入日前に編入前の条例の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可証は、第32条又は第39条の規定により交付された許可証とみなす。

9 平成16年度に限り、編入前の編入町村の区域のみを対象とする一般廃棄物運搬業許可、一般廃

棄物処分業許可又は浄化槽清掃業許可の申請に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、なお編入前の条例の例による。

10 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則(平成6年9月27日条例第24号)

この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)の施行の日から施行する。

附 則(平成7年3月29日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月29日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年12月21日条例第51号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月26日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例(前項各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日(以下「適用日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、適用日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例の施行の際現になされている使用又は利用の許可に係る使用料及び適用日の前日までの使用又は利用により適用日以後に納付すべき義務が生じる使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月21日条例第21号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年6月1日から施行する。

(1)～(11) (略)

(12) 第20条の規定

(13)～(46) (略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の条例に基づく規則又は規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の規定による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成12年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月22日条例第45号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月26日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第22条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成14年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第17号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月24日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた収集の申込みに基づく大型ごみの処理については、なお従前の例による。

附 則(平成15年12月24日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第36条の2第1項の規定は、この条例の施行前に生じた事項にも適用する。

附 則(平成16年9月30日条例第185号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第23条の3の改正規定は同年10月1日から、別表の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年10月1日前にされた収集の申込みに基づく大型ごみの処理については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成17年10月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表の規定は、平成17年10月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「新条例」という。)第38条及び第40条の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表の規定は、平成18年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、附則第8項の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に排出された一般廃棄物(戸別収集に係る大型ごみを除く。)の処理方法及び処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた戸別収集の申込みに基づく大型ごみの処理手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「新条例」という。)第22条第2項に規定する指定袋(以下「新指定袋」という。)の交付及びこれに伴う一般廃棄物処理手数料の徴収その他必要な準備行為は、施行日前から行うことができる。

(一般廃棄物処理手数料の納付の特例)

- 5 平成20年3月31日までに限り、市長は、別に定めるところにより、この条例による改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第22条第2項に規定する指定袋と引き替えに新指定袋(可燃ごみの指定袋に限る。)を交付することができる。この場合において、新条例第29条第1項、第30条第1項及び別表の規定は、適用しない。

附 則(平成19年9月25日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月24日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成21年3月27日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月28日条例第40号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月10日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月5日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第29条関係)

(本表…全部改正〔平成19年条例18号〕、一部改正〔平成19年条例47号・21年13号・23年15号・令和5年19号〕)

一般廃棄物処理手数料

区分		額
可燃ごみ	市が収集し、運搬する場合	可燃ごみの指定袋大1枚につき60円 可燃ごみの指定袋中1枚につき40円 可燃ごみの指定袋小1枚につき30円 可燃ごみの指定袋極小1枚につき15円
プラスチックごみ		プラスチックごみの指定袋大1枚につき30円 プラスチックごみの指定袋中1枚につき20円 プラスチックごみの指定袋小1枚につき15円
大型ごみ		容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
特定家庭用機器廃棄物		品目ごとに3,000円以内で規則で定める額

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

平成5年3月26日

鳥取市規則第8号

改正 平成7年3月31日規則第13号

平成9年3月3日規則第2号

平成10年1月23日規則第1号

平成11年7月21日規則第39号

平成12年3月28日規則第21号

平成12年11月24日規則第101号

平成13年3月26日規則第16号

平成14年6月27日規則第28号

平成15年9月24日規則第39号

平成15年12月24日規則第51号

平成16年3月1日規則第3号

平成16年9月30日規則第44号

平成17年3月4日規則第1号

平成17年3月29日規則第14号

平成18年2月20日規則第2号

平成18年6月26日規則第83号

平成19年3月29日規則第31号

平成20年9月30日規則第57号

平成21年3月31日規則第11号

平成23年3月31日規則第18号

平成27年1月20日規則第1号

令和2年2月10日規則第5号

令和3年3月31日規則第33号

令和5年7月5日規則第34号

令和6年1月23日規則第1号

鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年鳥取市規則第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一般廃棄物の処理（第3条—第6条）

第3章 一般廃棄物処理手数料

第1節 可燃ごみ及びプラスチックごみ処理手数料の納入等（第7条—第9条）

第2節 大型ごみ処理手数料の納入等（第10条—第12条）

第3節 特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入等（第13条—第15条）

第4節 一般廃棄物処理手数料の減免（第16条）

第4章 一般廃棄物処理業（第17条—第27条）

第5章 浄化槽清掃業（第28条—第37条）

第6章 清掃指導員（第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、法、浄化槽法及び条例で使用する用語の例による。

第2章 一般廃棄物の処理

（家庭廃棄物の集積場所の届出）

第3条 家庭廃棄物（大型ごみ、特定家庭用機器廃棄物、し尿及び動物の死体を除く。）の収集を受けようとする占有者は、相当数の世帯ごとに集積場所を定め、ごみ集積場所届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

（指定袋）

第3条の2 条例第22条第2項に規定する指定袋の規格は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の指定袋の様式は、市長が別に定める。

（大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の戸別収集の申込み）

第3条の3 大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の戸別ごとの収集を受けようとする占有者は、氏名、住所及び連絡先の電話番号並びに排出しようとする大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の品目、個数及び排出場所を市長に連絡して申し込まなければならない。この場合において、市長は、収集日及び受付番号を占有者に通知するものとする。

2 前項の排出場所は、占有する建物の屋外等大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を適正に排出することができ、かつ、収集に支障が生じない場所でなければならない。

（大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の排出方法）

第3条の4 大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする占有者は、前条第1項の規定により市長から通知のあった収集日に市長に連絡した排出場所に大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を持ち出さなければならない。

2 条例第30条の2の規定により大型ごみ処理手数料納付券（様式第2号。以下「大型ごみ納付券」という。）の交付を受けた占有者は、交付された大型ごみ納付券に前条第1項の規定により通知された受付番号を記入し、排出する大型ごみにその大型ごみ納付券を貼付しなければならない。

3 条例第30条の2の規定により特定家庭用機器廃棄物処理手数料納付券（様式第3号。以下「特

定家庭用機器廃棄物納付券」という。)の交付を受けた占有者は、交付された特定家庭用機器廃棄物納付券に前条第1項の規定により通知された受付番号を記入したもの及び条例第23条の5第3項に規定する書面を排出する特定家庭用機器廃棄物に貼付しなければならない。

4 占有者は、第1項に規定する排出場所に大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を持ち出すときは、排出物が転落し、及び倒壊しないよう並びに収集に支障が生じないように整理しなければならない。

(引取り拒否等の通知)

第3条の5 条例第23条の6第2項に規定する通知は、特定家庭用機器廃棄物の処理について(様式第4号)により行うものとする。

(持出禁止物)

第4条 条例第23条第1項第6号に規定する処理に支障が生じる一般廃棄物で規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

- (1) 引越し、庭木の刈り込み等による臨時的又は一時的に多量に発生するもの
- (2) 処理施設で処理することができないもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(収集の拒否)

第5条 条例第23条の4第1項第5号に規定する処理に支障が生じる大型ごみで規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

- (1) 引越し等による臨時的又は一時的に多量に発生するもの
- (2) 処理施設で処理することができないもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(多量の事業系一般廃棄物)

第6条 条例第26条第1項に規定する多量の事業系一般廃棄物とは、1日若しくは1回の排出量が5キログラム以上又は1か月の平均排出量が50キログラム以上のものをいう。

2 前項に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、あらかじめ、事業ごみ排出届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、事業者が自ら処理する場合は、この限りでない。

(市が収集運搬する可燃ごみ及びプラスチックごみ処理手数料の納入)

第7条 市が収集し、運搬する可燃ごみ及びプラスチックごみ処理手数料の納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

第8条及び第9条 削除

(〔令和5年規則34号〕)

第2節 大型ごみ処理手数料の納入等

(大型ごみ処理手数料)

第10条 条例別表に規定する品目ごとに規則で定める大型ごみ処理手数料の額は、別表第2のとおりとする。

(大型ごみ処理手数料の納入通知)

第 1 1 条 大型ごみ処理手数料の納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

(過誤納金の取扱い)

第 1 2 条 市長は、大型ごみ処理手数料の過誤納に係る徴収金がある場合において当該過誤納金を還付するときは、占有者に対し、過誤納金還付通知書(様式第 1 1 号)により通知するものとする。

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第 1 3 条 条例別表に規定する品目ごとに規則で定める特定家庭用機器廃棄物処理手数料の額は、別表第 3 のとおりとする。

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入通知)

第 1 4 条 特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

(過誤納金の取扱い)

第 1 5 条 市長は、特定家庭用機器廃棄物処理手数料の過誤納に係る徴収金がある場合において当該過誤納金を還付するときは、占有者に対し、過誤納金還付通知書により通知するものとする。

第 4 節 一般廃棄物処理手数料の減免

第 1 6 条 条例第 3 1 条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 1 2 号)を市長に提出しなければならない。

第 4 章 一般廃棄物処理業

(許可申請書)

第 1 7 条 条例第 3 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業(収集、運搬)許可申請書(様式第 1 3 号)

(2) 一般廃棄物処理業(処分)許可申請書(様式第 1 4 号)

(許可申請書の添付書類)

第 1 8 条 許可申請者は、次に掲げる書類(第 6 号に掲げる書類にあつては、一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けようとする者に、第 7 号に掲げる書類にあつては、他の市町村の特定家庭用機器廃棄物を運搬する者に限る。)を前条の申請書に添付しなければならない。

(1) 許可申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを申し出する申出書(様式第 1 5 号)

(2) 許可申請者が法人である場合には、法人経歴書(様式第 1 6 号)及び法人役員略歴書(様式第 1 7 号)、許可申請者が個人である場合には、許可申請者略歴書(様式第 1 7 号)

(3) 許可申請者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書、許可申請者が個人である場合には、その住民票抄本

(4) 従業者一覧表(様式第 1 8 号)

(5) 事業所の付近の見取図

(6) 一般廃棄物収集運搬車両一覧(様式第 1 8 号の 2)

(7) 他の市町村において、一般廃棄物の運搬を業とする許可を受けていることを証する書面の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の基準)

第19条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者の条例第32条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

(2) 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(3) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(4) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。

2 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この項において同じ。）を業として行おうとする者の条例第32条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物（浄化槽（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）に係る汚泥又はし尿を除く。）の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(2) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(3) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(4) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。

(許可の期間)

第20条 条例第32条第4項に規定する規則で定める期間は、2年とする。

(許可証)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証（様式第19号）を交付する。

(変更の許可申請等)

第22条 条例第33条第1項の規定により一般廃棄物処理業の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の一般廃棄物処理業変更許可申請書には、市長の指示する書類を添付しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理業の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理業変更許可証（様式第19号）を交付する。

(廃止の届出)

第23条 条例第33条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が事業の全部又は一部を廃止した場合は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第21号）に一般廃棄物処理業許可証を添えて当該廃止の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第23条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、条例第33条の2第2号から第8号までのいずれかに掲げる変更をしたときは、一般廃棄物処理業の変更届出書（様式第21号の2）を当該変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の一般廃棄物処理業の変更届出書には、市長の指示する書類を添付しなければならない。

（許可証の再交付申請）

第24条 条例第37条の規定により一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第22号）に一般廃棄物処理業許可証を添えて（亡失した場合を除く。）市長に提出しなければならない。

（許可証の返納）

第25条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、一般廃棄物処理業許可証（第2号に該当する場合にあっては、亡失した一般廃棄物処理業許可証）を市長に返納しなければならない。

（1） 許可期間が満了したとき。

（2） 亡失により一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けた場合で、亡失した当該許可証を発見したとき。

（3） 法第7条の4第1項又は条例第36条の2の規定により許可を取り消されたとき。

（実績報告）

第26条 一般廃棄物処理業者は、毎月10日までに前月の一般廃棄物の収集、運搬及び処分の状況について、一般廃棄物収集運搬実績報告書（様式第23号）又は一般廃棄物処分実績報告書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業者及び従業員の遵守事項）

第27条 一般廃棄物処理業者及びその従業員は、法令及び条例に定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

第5章 浄化槽清掃業

（許可申請書）

第28条 条例第39条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（許可申請書の添付書類）

第29条 清掃業許可申請者は、次に掲げる書類を前条の申請書に添付しなければならない。

（1） 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない者であることを申し出する申出書

（2） 浄化槽の清掃に関する専門的知識等を有する者に関する書類（様式第26号）

- (3) 清掃業許可申請者が法人である場合には、法人経歴書及び法人役員略歴書、清掃業許可申請者が個人である場合には、許可申請者略歴書
 - (4) 清掃業許可申請者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書、清掃業許可申請者が個人である場合には、その住民票抄本
 - (5) 従業者一覧表
 - (6) 事業所の付近の見取図
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (許可の基準)

第30条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が自ら業務を実施すること。
- (2) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- (3) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈澱試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- (4) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- (5) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していること。

(許可証)

第31条 市長は、浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第27号）を交付する。

(変更の届出等)

第32条 浄化槽法第37条に規定する変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第28号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の浄化槽清掃業変更届出書には、市長の指示する書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の届出により浄化槽清掃業許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(廃止等の届出)

第33条 浄化槽法第38条に規定する廃止等の届出は、浄化槽清掃業廃止等届出書（様式第29号）に浄化槽清掃業許可証を添えて市長に届け出なければならない。

(許可証の再交付申請)

第34条 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可証をき損し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により浄化槽清掃業許可証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第22号）にき損した浄化槽清掃業許可証を添えて（亡失した場合を除く。）市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第35条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、浄化槽清掃業許可証(第2号に該当する場合にあっては、亡失した浄化槽清掃業許可証)を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可期間が満了したとき。
- (2) 亡失により浄化槽清掃業許可証の再交付を受けた場合で、亡失した当該許可証を発見したとき。
- (3) 浄化槽法第41条第2項又は条例第39条の2の規定により許可を取り消されたとき。

(実績報告)

第36条 浄化槽清掃業者は、毎月10日までに前月の浄化槽清掃実績報告書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

(準用)

第37条 第20条及び第26条の規定は、浄化槽清掃業について準用する。

第6章 清掃指導員

第38条 清掃指導員は、法第19条に規定するもののほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第26条第1項に規定する多量の事業系一般廃棄物の認定を行い、その処理すべき場所及び方法その他必要な事項を指示すること。
- (2) 一般廃棄物の持出し及び処理に関し、住民等を指導すること。
- (3) 一般廃棄物の収集に関する苦情を処理すること。
- (4) 不法投棄の実態を調査し、悪質な者を告発すること。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書(様式第31号)を携帯し、関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度に限り、編入前の国府町及び福部村の区域内における多量の事業系一般廃棄物の範囲については、第6条第1項の規定にかかわらず、なお国府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年国府町規則第5号)又は福部村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成7年福部村規則第1号)の例による。

(鳥取市浄化槽法施行規則の廃止)

3 鳥取市浄化槽法施行規則(昭和61年鳥取市規則第7号)は、廃止する。

附 則(平成7年3月31日規則第13号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月3日規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年1月23日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月21日規則第39号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第21号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月24日規則第101号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月26日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（平成14年6月27日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（平成15年9月24日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月24日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月1日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「電気冷蔵庫」の次に「及び電気冷凍庫」を加える部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定（電気冷凍庫に係る部分に限る。）は、平成16年4月1日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例によ

る。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（平成16年9月30日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月4日規則第1号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月20日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（可燃ごみの指定袋に関する規則の廃止）

- 2 可燃ごみの指定袋に関する規則（平成13年鳥取市規則第60号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則（平成20年9月30日規則第57号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第18号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則(平成27年1月20日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の申し込みに係る手数料について適用し、同日前の申し込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月10日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附 則(令和3年3月31日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則(令和5年7月5日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、令和5年10月1日以後の申し込みに係る手数料について適用し、同日前の申し込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

別表第1（第3条の2関係）

1 可燃ごみ指定袋

区分	大	中	小	極小
材質	高密度ポリエチレン製ナチュラル（半透明）			
寸法（マチ付きの場合）	縦 800mm 横 650mm（460mm）	縦 700mm 横 550mm（390mm）	縦 550mm 横 480mm（360mm）	縦 500mm 横 450mm（360mm）
厚さ	0.020mm以上			

2 プラスチックごみ指定袋

区分	大	中	小
材質	低密度ポリエチレン製ナチュラル（透明）		
寸法（マチ付きの場合）	縦 800mm 横 650mm（460mm）	縦 700mm 横 550mm（390mm）	縦 550mm 横 480mm（360mm）
厚さ	0.020mm以上		

別表第2（第10条関係）

大型ごみ処理手数料

種別	品目	金額
家庭電	液晶プロジェクションテレビジョン受信機	1品目につき3,000円
気・ガ	いす型あんま機	1品目につき3,000円
ス・石油	ステレオセット（ミニコンポ）	1品目につき1,000円
器具	ステレオセット（ミニコンポ以外）	1品目につき2,000円
類・OA	スピーカー1組（一辺が30cm以上のもの）	1品目につき1,500円
機器	ステレオアンプ（チューナー）類	1品目につき500円
	ビデオデッキ	1品目につき500円
	ラジオカセット（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	石油（ガス）ファンヒーター	1品目につき500円
	石油ストーブ	1品目につき500円
	電気（ガス）ストーブ（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	電気カーペット（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	電気毛布	1品目につき500円
	こたつ（台と板の1組、又は台のみのもの）	1品目につき1,000円
	扇風機（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	掃除機（ハンディ型を除く。）	1品目につき500円
	ふとん乾燥機	1品目につき500円
	ミシン（足踏み式）	1品目につき1,500円

	ミシン（卓上式）	1品目につき500円
	もちつき機	1品目につき500円
	換気扇（一辺が30cm以上のもの）	1品目につき500円
	除湿機	1品目につき500円
	ガステーブル（ガスこんろ）	1品目につき500円
	照明器具（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	ズボンプレスナー	1品目につき500円
	食器洗い乾燥機	1品目につき500円
	電子レンジ	1品目につき500円
	台所用瞬間湯沸かし器	1品目につき500円
	ワードプロセッサ	1品目につき500円
	プリンター	1品目につき500円
家具・寝具類	ソファ（1人用）	1品目につき1,500円
	ソファ（2人以上用）	1品目につき2,000円
	食卓テーブル	1品目につき1,000円
	応接セット用テーブル	1品目につき500円
	座卓（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	いす（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	机（木製）	1品目につき1,000円
	机（スチール製）	1品目につき1,500円
	たんす（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	1品目につき1,000円
	たんす（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	1品目につき1,500円
	たんす（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	1品目につき2,000円
	食器棚（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	1品目につき1,000円
	食器棚（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	1品目につき1,500円
	食器棚（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	1品目につき2,000円
	本棚（木製（幅及び高さの合計が2m未満のもの））	1品目につき1,000円
	本棚（木製（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの））	1品目につき1,500円
	本棚（木製（幅及び高さの合計が3m以上のもの））	1品目につき2,000円
	本棚（スチール製（幅及び高さの合計が2m未満のもの））	1品目につき1,000円
	本棚（スチール製（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの））	1品目につき2,000円
	本棚（スチール製（幅及び高さの合計が3m以上のもの））	1品目につき2,500円

	下駄箱（幅及び高さの合計が2m未満のもの）	1品目につき1,000円
	下駄箱（幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの）	1品目につき1,500円
	下駄箱（幅及び高さの合計が3m以上のもの）	1品目につき2,000円
	カラーボックス	1品目につき500円
	ワゴン	1品目につき500円
	サイドボード	1品目につき1,000円
	シングルベッド（枠のみ）	1品目につき500円
	ダブル(セミダブル・2段)ベッド(枠のみ)	1品目につき1,000円
	ベビーベッド	1品目につき500円
	スプリングマットレス	1品目につき3,000円
	マットレス（スプリングを含まないもの）	1品目につき500円
	ふとん（5枚まで）	1品目につき500円
	アコーディオンカーテン	1品目につき1,000円
	ブラインド	1品目につき500円
	カーテンレール（長さが50cm以上のもの）	1品目につき500円
	カーペット（じゅうたん）（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	衣装ケース（金属製）	1品目につき500円
	衣装ケース（プラスチック製）（ケース単体のみの場合は3箱まで）	1品目につき500円
	鏡台（ドレッサー）	1品目につき1,000円
	座いす（金属を含むもの）	1品目につき1,000円
	姿見	1品目につき500円
	テレビ台	1品目につき1,000円
趣味用品	自転車	1品目につき500円
	補助動力付自転車	1品目につき1,000円
	一輪車	1品目につき500円
	音楽用キーボード	1品目につき500円
	カラオケセット	1品目につき1,000円
	ゴルフクラブ（5本まで）	1品目につき500円
	ゴルフバック	1品目につき500円
	スキー板	1品目につき500円
	スノーボード	1品目につき500円
	卓球台	1品目につき3,000円
	キャンプ用テント	1品目につき1,000円
	ビーチパラソル	1品目につき500円
	サイクリングマシーン	1品目につき1,500円

	ぶらさがり健康器	1品目につき1,000円
	ランニングマシン	1品目につき1,000円
	天体望遠鏡（長さ50cm以上のもの）	1品目につき1,000円
その他	室外アンテナ（テレビ用）	1品目につき500円
	クーラーボックス（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	タイヤチェーン	1品目につき500円
	こたつ板	1品目につき500円
	編み機	1品目につき500円
	スーツケース（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	スノーダンプ	1品目につき500円
	すべり台（幼児用）	1品目につき1,000円
	ブランコ（幼児用）	1品目につき1,000円
	チャイルドシート	1品目につき1,000円
	三輪車	1品目につき500円
	ベビーカー	1品目につき1,000円
	歩行器	1品目につき500円
	ねこ車（一輪車）	1品目につき1,000円
	トタン1枚（一辺が50cm以上のもの）	1品目につき500円
	雨とい1本（長さが50cm以上のもの）	1品目につき500円
	脚立	1品目につき500円
	障子（ふすま）	1品目につき500円
	網戸	1品目につき500円
	玄関泥落としマット（金属製）	1品目につき500円
	流し台	1品目につき2,000円
	畳（2枚につき）	1品目につき1,000円
	水槽（最も長い辺の長さが50cm以上90cm未満のもの）	1品目につき500円
	水槽（最も長い辺の長さが90cm以上のもの）	1品目につき1,500円
	風呂のふた	1品目につき500円
	物干し竿（長さが50cm以上のもの）（3本まで）	1品目につき500円
	物干し台（コンクリート台）（2つまで）	1品目につき1,000円
	米びつ（ライスハイザー）	1品目につき500円

備考 この表に掲げる品目以外の大型ごみの処理手数料の額は、その容量、重量、形状等が類似する品目の項に掲げる額とする。

別表第3（第13条関係）

特定家庭用機器廃棄物処理手数料

種別	品目	金額
特定家庭用機器廃棄物	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	1品目につき 3,000円
	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	16型未満の場合
	（1） ブラウン管式のもの	1品目につき 1,500円
	（2） 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの	16型以上の場合 1品目につき 2,500円
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	1品目につき 3,000円
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	1品目につき 2,500円

鳥取市再資源化等推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再資源化等推進事業に協力する団体に対し、奨励金を交付することによりごみの再資源化と減量化を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 再資源化等推進事業 推進団体が再資源化等対象物を収集し、回収業者等に売却又は引き渡しすることによりごみの再資源化と減量化を推進する事業を言う。
- (2) 推進団体 町内会、婦人会、PTA、子供会、老人クラブなど市内の営利を目的としない団体で、年1回以上再資源化等推進事業を実施する団体をいう。
- (3) 再資源化等対象物 古紙類、金属類、ビン類、布類、牛乳パックのうち再生利用が可能な物で市長が認めたものをいう。
- (4) 回収業者等 再資源化等対象物の回収を業とする者又は再生利用を目的とした事業者で市長が認めたものをいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、再資源化等推進事業を実施した推進団体に対し、回収業者等へ引渡した次の表の左欄に掲げる再資源化等対象物の区分に応じ、同表の右欄に定める単価を乗じて得た額を奨励金として交付する。ただし、再資源化等対象物の重量は、小数点以下を切り捨てとする。

区 分	単 価	区 分	単 価
新聞紙	キログラム当たり 6円	布類	キログラム当たり 4円
段ボール	キログラム当たり 6円	金属類	キログラム当たり 4円
雑誌	キログラム当たり 6円	ビン類	本当たり 4円
アルミ缶	キログラム当たり 4円	牛乳パック	キログラム当たり 4円

(推進団体届)

第4条 前条の規定に基づいて奨励金の交付を受けようとする団体（以下「届出団体」という。）は、事業着手前に再資源化等推進団体届（様式第1号。以下「推進団体届」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の推進団体届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体の規約等活動状況の分かる書類
- (2) 団体の決算書等収支状況の分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により推進団体届の提出があったときは、再資源化等推進事業の実施が可能な団体かどうか審査し、受理の適否を決定して届出団体に通知するものとする。

4 推進団体は、届け出ている代表者が変更となったときは、速やかに再資源化等推進団体代表者変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

5 推進団体は、活動をやめる場合、再資源化等推進団体廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 推進団体は、再資源化等対象物を回収業者等に売却又は引き渡したときは、速やかに再資源化等推進事業実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、回収業者が発行した計算書等（発行日から6か月以内のものに限る。）を添付するものとする。

(奨励金の決定及び交付)

第6条 市長は、実績報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、相当と認めたときは交付すべき奨励金の額を決定し、速やかに交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(補足)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行し、平成6年4月1日以降に実施した再資源化等推進事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町（以下「編入町村」という。）の編入の日前に国府町再資源化等推進事業補助金交付要綱（平成3年国府町告示第3号）、福部村再資源化等推進事業報奨金交付要綱（平成4年福部村要綱第2号）、河原町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成2年河原町訓令第2号）、用瀬町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成3年4月1日制定）、佐治村資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成3年4月1日制定）、気高町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成4年4月1日制定）、鹿野町資源ゴミ回収報奨金交付要綱（平成4年4月1日制定）又は青谷町資源ごみ回収報奨金交付要綱（平成3年青谷町要綱第2号）（以下「編入前の要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、次項に定めるもののほか、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成16年度に限り、編入前の編入町村の区域内における奨励金の額については、第3条の規定にかかわらず、なお編入前の要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日以降に実施した再資源化等推進事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、家庭から排出される生ごみ（事業活動に伴い排出される生ごみを除く。以下「生ごみ」という。）を処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に要する経費に対し補助することにより、生ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図り、もって生活環境の保全を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「家庭用生ごみ堆肥化容器等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 土中の微生物、生ごみ堆肥化促進剤等を利用し、又は使用して生ごみを発酵させ、分解すること等により堆肥化し、若しくは消滅させること（以下単に「生ごみの堆肥化」という。）ができる容器（附属品一式を含む。）その他市長が認めるもの
- (2) 生ごみ堆肥化基材 生ごみの堆肥化を目的に使用する基材のうち次に掲げるもの
 - ア ピートモス及びもみ殻くん炭
 - イ EMぼかし、生ごみ発酵促進剤その他の生ごみの堆肥化を目的として販売されている製品（容器を除く。）
 - ウ ダンボール箱を利用した生ごみの堆肥化のために専用に作られた製品（附属品一式を含む。以下「段ボールコンポストセット」という。）

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に居住していること。
- (2) 当該年度に家庭用生ごみ堆肥化容器等を購入し、購入後使用していること。

(補助金の対象経費等)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる家庭用生ごみ堆肥化容器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（これらの額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、生ごみ堆肥化容器と生ごみ堆肥化基材がセットで販売される製品を購入した場合は、第1号に定める額とする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器 1世帯につき5年間に2基を限度とし、1基につき、その購入に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の3分の2に相当する額（上限額4,000円とする。）
 - (2) 生ごみ堆肥化基材 1世帯につき1年度に1件を限度とし、その購入に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の3分の2に相当する額（上限額2,000円とする。）
- 2 本補助金は、前項各号の規定により算定した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付の申請及び請求に関する手続を

併合して行うこととする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、購入した日の属する年度内に別記様式を市長に提出しなければならない。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付の決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

3 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 生ごみ堆肥化容器に係る申請にあつては、購入に係る領収書の原本及び製品がわかるもの

(2) 生ごみ堆肥化基材（ピートモス及びもみ殻くん炭又は段ボールコンポストセットに限る。）

に係る申請にあつては、購入に係る領収書の原本

(3) 生ごみ堆肥化基材（前号に該当する物を除く。）に係る申請にあつては、購入に係る領収書の原本及び生ごみの堆肥化を用途とするものであることがわかるもの

(4) その他市長が必要と認めるもの

（着手届を要しない場合）

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

（実績報告）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月10日から施行し、対象は平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所から排出されるごみの抑制政策として、一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（以下「減量化等」という。）に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「鳥取市ごみ減量化等推進優良事業所」（以下「優良事業所」という。）として認定することで、事業所の一般廃棄物の減量化等に関する活動を促進するとともに、優良事業所の活動を広く周知することにより、事業所のみならず市民の意識の高揚を図り、一般廃棄物全体の減量化の推進を図ることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 優良事業所の認定対象は、次のいずれかを満たしている事業所とする。

- (1) 一般廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所
- (2) 一般廃棄物の再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる事業所
- (3) その他一般廃棄物の減量化等に関する活動について、積極的に取り組んでいる事業所

(認定の基準)

第3条 優良事業所の認定の基準は、別表に掲げる要件を3項目以上満たすものとする。

(認定の申請)

第4条 優良事業所の認定を希望する事業所は、鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、優良事業所の認定をし、当該申請をした事業所に認定証及びステッカーを交付するものとする。
2 前項に規定する認定証及びステッカーについては別に定める。

(認定の取消し)

第6条 市長は、前条第1項で規定した優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第3条に定める基準を満たさないこととなったとき、その他優良事業所としての認定が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
2 前項に規定する認定の取り消しについては、市長は文書をもって相手方に通知するものとする。
3 前項の規定により通知を受けた事業所は、速やかに第5条に定める認定証及びステッカーを、市長に返還しなければならない。

(認定による支援)

第7条 市長は、優良事業所の名称、一般廃棄物の減量化等に関する活動の内容その他の事項について広報を行い、当該活動を支援するものとする。

(資源化・減量化計画書及び実績報告書の提出)

第8条 優良事業所の認定を受けた事業所は、毎年度当初に一般廃棄物の資源化・減量化計画書を提出し、毎年度末までに実績報告書を提出しなければならない。（様式第2号）

(調査)

第9条 市長は、必要に応じて、優良事業所に対し、一般廃棄物の減量化等に対する活動状況を把握するために、実地調査を行うことができる。

(表彰)

第10条 市長は、一般廃棄物の減量化等に関する活動の成果が顕著な優良事業所について、前年度実績等にもとづき、毎年1回表彰を行うものとする。

2 前項の規定による表彰は、市長が別に定める日において、表彰状を贈呈して行うものとする。

3 被表彰者の決定については、次の手続きによるものとする。

(1) 被表彰者の選考については、鳥取市ごみ減量等推進優良事業所表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において選考するものとする。

(2) 被表彰者は、前項の選考にもとづき、市長が決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

要件		具体的取り組み（例）
1	レジ袋削減に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参運動を推進している ・来客へレジ袋不要の声かけを実施している ・スタンプ制・エコポイント制を導入している ・レジ袋の無料配布を中止している（レジ袋の有料化）
2	簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装を実施している ・簡易包装協力の声かけを実施している ・贈答品の包装の際、化粧箱や包み箱を極力使わないようにしている ・メーカーに対し包装の簡素化を働きかけている
3	使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え製品を積極的に販売している ・飲料製品の中では、びん類を積極的に販売している（リターナブルびん） ・プラスチック製・発泡スチロール製容器などの使い捨て製品の販売を自粛している ・量り売りを積極的に推進している
4	資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収を行っている ・酒類を販売している店舗で、ビールびんや一升瓶などの引取りを積極的に行っている
5	消費者に対するPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、広告チラシなどの中で消費者に対し、ごみの減量化や再資源保護を訴えている ・再生品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを集めたコーナーをつくって、消費者に対してごみ問題と呼びかけている ・販売促進イベントなどを通じて、消費者に対してごみ問題と呼びかけている
6	紙ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広告チラシ、OA用紙などの使用量の積極的な減量を図っている ・トイレットペーパーやコピー紙は再生紙を使用している ・排出される紙は、廃棄せずに積極的にリサイクルしている ・両面コピーやミスコピーの裏面活用など、紙の使用量の削減に取り組んでいる ・会議資料のペーパーレス化を推進している
7	従業員への環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼や研修会などを通じて、従業員に対してごみの減量化・再資源化について呼びかけている ・従業員に対して、ごみの分別について指導をしている
8	事業所ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・リサイクル推進のための内部組織を設置している ・取引業者との商品のやり取りは、繰り返し利用できる容器を使用し、ダンボール等の容器ごみの排出量削減に取り組んでいる ・生ごみの水切りを徹底している
9	事業所ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化に努めている ・資源ごみを分別して、リサイクルに積極的に取り組んでいる ・事業所内に分別BOXを設置して分別を徹底している
10	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・故障や破損した製品の修理を行っている ・フリーマーケットや集団回収の会場として、駐車場などの使用について便宜を図っている ・再生品や地球環境にやさしい商品の積極的な販売を行っている

鳥取市ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 鳥取市ふれあい収集（以下「ふれあい収集」という。）は、高齢及び障がいにより家庭から排出するごみを自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な者に対し、市が戸別に収集を行うことにより、高齢者及び障がい者の身体的な負担を軽減し、及び在宅生活を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、社会福祉施設、グループホーム等に入居している場合又は居宅が集合住宅の高層階にある、若しくは収集車が進入できない狭隘な路地に面している等通常の収集に支障を来すことが想定される場合は、この限りではない。

(1) 市内に居住する者であること。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者であること。ただし、アからエまでに該当する者については、現に介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に定める訪問介護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に定める居宅介護を利用している者に限る。

ア 要介護1以上の者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、視覚障害又は肢体不自由2級以上である者

ウ 療育手帳の交付を受けている者であって、その知的障害の程度がAである者

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1級である者

オ 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が肢体不自由3級以上、かつ、車いすで生活をしている者。ただし、申請のあった年度の12月から2月末までの間に限り対象とする。

カ その他市長が必要と認める者

(3) 一人世帯又は前号に掲げる者のみで構成される世帯（住民票にかかわらず、同一の住居に住み、かつ、生計を一にしている者を世帯員とする。）であること。

(4) ごみを集積所へ持ち出すことについて親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であること。

(利用の申請)

第3条 ふれあい収集を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥取市ふれあい収集申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）又は相談支援専門員の同意を得るものとする。ただし、前条第2号オ又はカに該当し、申請する場合は、この限りでない。

(調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行うものとする。この場合において、当該調査に当たっては関係部署との連携及び調整を十分に行わなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づきふれあい収集の可否を決定し、鳥取市ふれあい収集利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、ふれあい収集の利用を決定したときは、その旨を申請者が居住する地区の地区会長及び町内会長に通知するものとする。

(収集するごみの種別)

第6条 ふれあい収集により収集するごみの種別は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

(2) プラスチックごみ

(3) ペットボトル

- (4) 資源ごみ
 - (5) 小型破碎ごみ
 - (6) 古紙類
 - (7) 有害ごみ
 - (8) 乾電池等
- (ごみの収集方法)

第7条 ふれあい収集によるごみの収集方法は、次のとおりとする。

(1) 前条のごみの種別ごとの収集曜日及び収集回数は、原則、ふれあい収集の利用者（以下「利用者」という。）が居住する地区の収集曜日及び収集回数と同一とする。

ただし、市は利用者のごみの排出状況や収集状況などにより、収集曜日又は収集回数を変更することができるものとする。

(2) 収集場所は、原則として利用者宅の玄関の前等とする。ただし、支障がある場合は市と利用者が協議して決定した収集場所とする。

(3) ごみは、利用者が責任をもって分別したうえで、前号の収集場所に備えたふれあい収集専用回収箱に排出すること。

(4) 可燃ごみ及びプラスチックごみについては、鳥取市家庭ごみ有料指定袋に入れて排出すること。
(安否確認)

第8条 収集委託業者は、ふれあい収集の実施時にごみが排出されない等、利用者の異常を感じたときは、市や関係機関に連絡報告する等、状況に応じた対応を行うものとする。市は、利用者が指定した緊急連絡先にその旨をお知らせ通知するものとする。

(利用の一時停止)

第9条 利用者は、入院その他の理由でごみの排出を一時的に停止する場合は、あらかじめ電話等により市に申し出るものとする。

(利用の変更等)

第10条 利用者は、申請書の内容に変更が生じたとき、又はふれあい収集の利用を中止するときは、速やかにその旨を鳥取市ふれあい収集利用変更届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(利用の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふれあい収集の利用を中止することができる。

(1) 利用者が市内に居住しなくなったとき、その他第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が社会福祉施設、グループホーム等の施設に入居したとき。

(3) 前条の規定により利用者がふれあい収集の中止を届け出たとき。

(4) 申請事項に虚偽があるとき。

(5) 利用者が死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい収集を実施することが著しく困難であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりふれあい収集の利用を中止するときは、鳥取市ふれあい収集利用中止通知書（様式第4号）により利用者へ通知するとともに、当該利用者の居住する地区の地区会長及び町内会長にもその旨を通知するものとする。

(利用期間の終了)

第12条 第2条第2号オに該当し、第5条の規定による利用の決定を受けた場合は、利用の決定のあった年度の2月の最終収集日をもってふれあい収集の利用は終了する。

(守秘義務)

第13条 ふれあい収集に係る職員その他ふれあい収集の関係人は、正当な理由なしに業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が当業務に従事しなくなった後も同様とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〔概要版〕

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町

鳥取県東部広域行政管理組合

この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制（リフューズ若しくはリデュース）を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用（リユース）を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物にあつては再生利用（マテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクル）の方策を提示するものです。

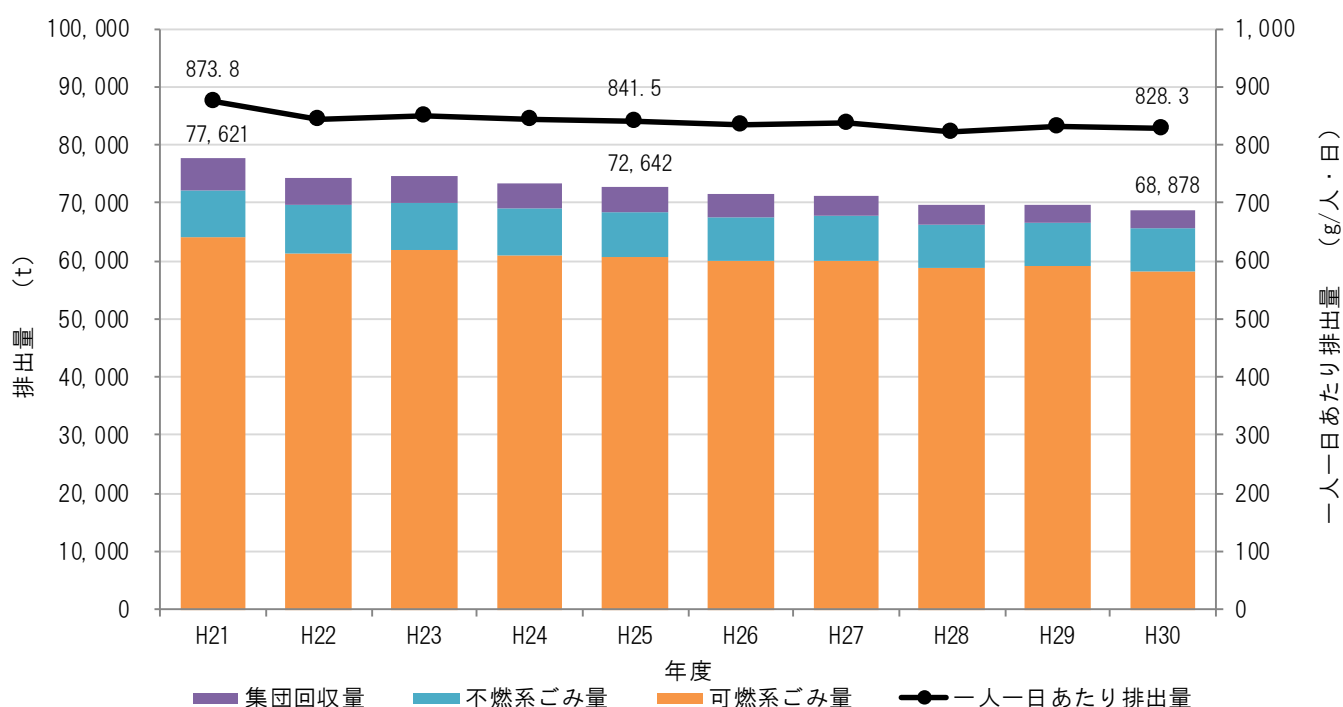
なおこの計画の策定期間は令和2年度から16年度の15年間とします。

●ごみ処理の現状

ごみ排出量の実績

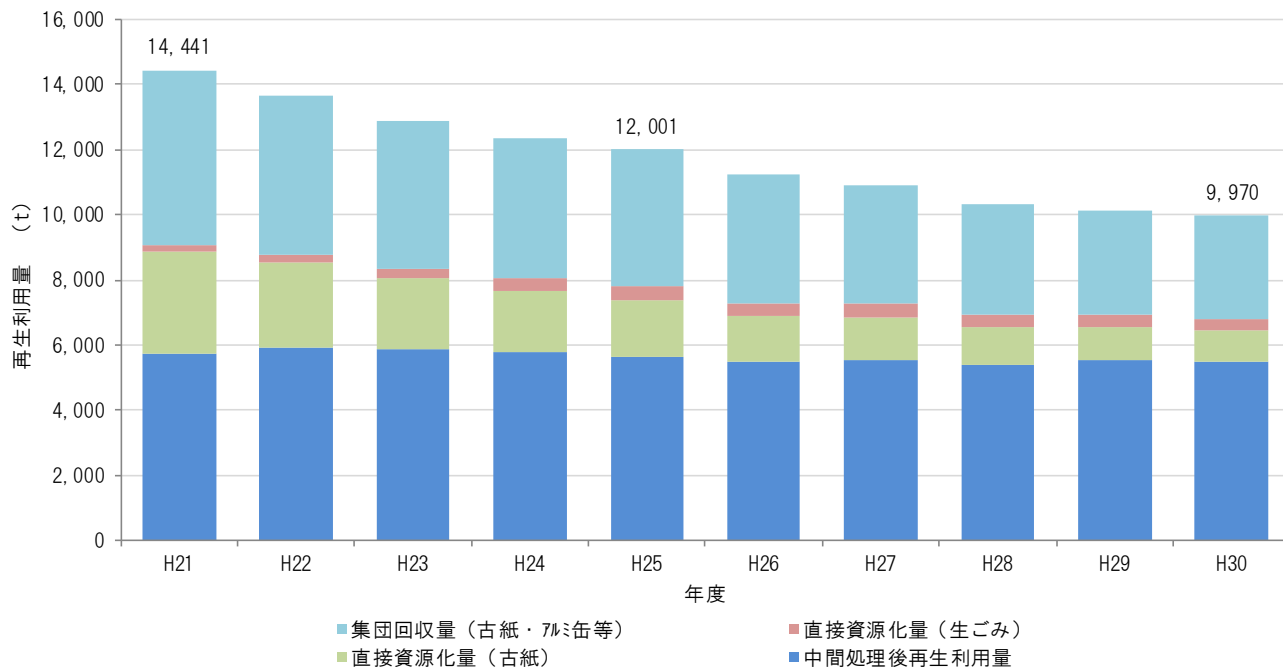
ごみ総排出量の実績は、減少しています。

平成30年度は、ごみ総排出量68,878t、1人一日あたり排出量828.3g/人・日であり、平成21年度に比べそれぞれ11.3%、5.2%の減少となっています。



再生利用量の実績

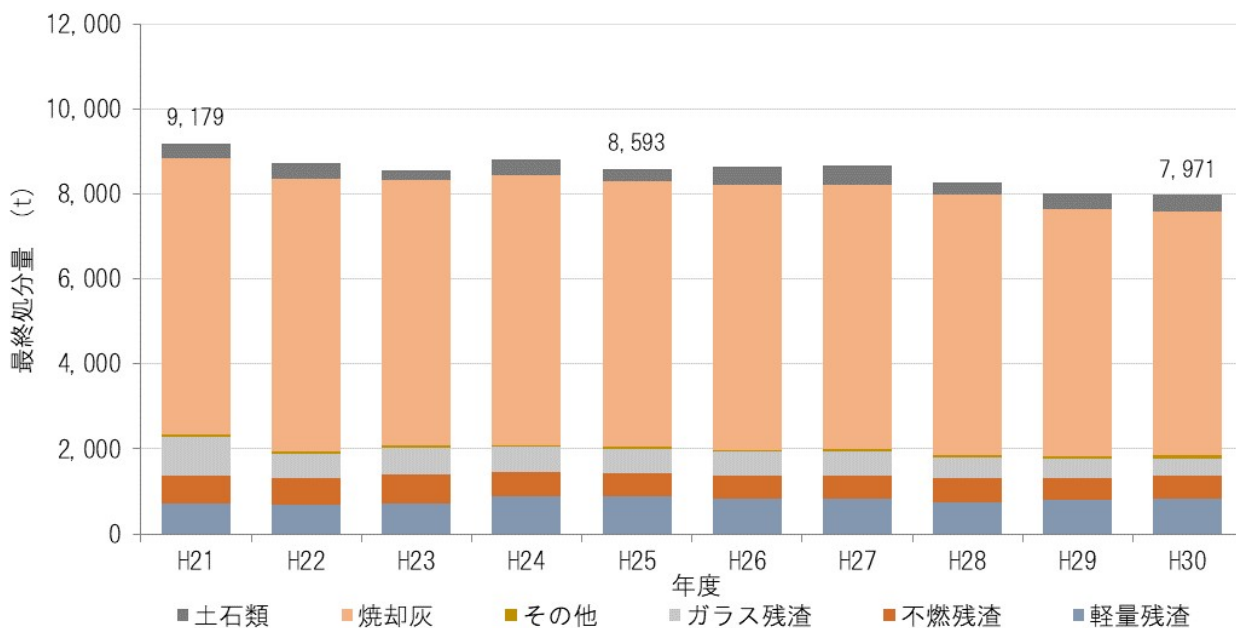
中間処理後再生利用量は概ね横ばい状態ですが、直接資源化量（古紙類）や集団回収量の減少が全体の減少要因となっており、平成30年度の再生利用量は9,970 tです。平成21年度に比べ4,471 tの減少となっています。



最終処分量の実績

最終処分量の実績は、減少傾向です。

平成30年度の最終処分量は7,971 tで、その約7割が焼却灰となっています。



●ごみ処理の課題

廃棄物の発生

・東部圏域のごみ発生量は、減少傾向にあります。近年、減少傾向が鈍化しています。

再生利用

・古紙類の減少は、新聞や雑誌の発行数の減少が一つの要因と考えられますが、プラスチック類も含め、分別徹底により再生利用量を維持していくことが必要です。

最終処分

・これまで埋立対象であった軽量残渣等を新可燃物処理施設で処理するなど、新たな取り組みが必要です。

費用対効果

・収集運搬経費は、施設の集約化を進めることで増加すると考えられますので、より効率的な収集運搬体制を構築していくことが必要です。
 ・中間処理経費は、処理の効率化を図ることで低減が見込まれます。処理施設の能力を最大限に発揮させるため、適正な維持管理が必要です。
 ・最終処分経費は、既存最終処分場の使用を継続することで現状を維持できますが、埋立が完了してしまえば新施設の整備が必要となるため、埋立物の削減による延命化が必要です。

●ごみ処理の目標

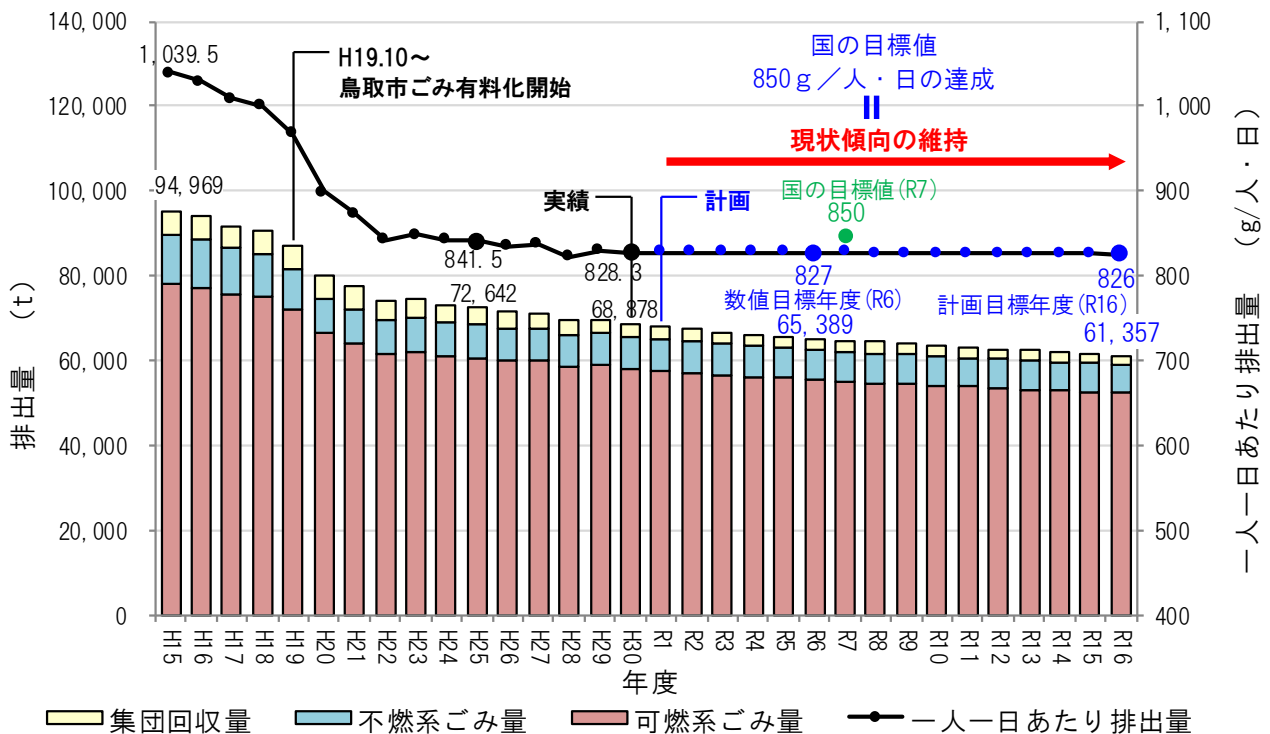
ごみ排出量目標値

令和 6 年度 65,389 t
 令和 16 年度 61,357 t

今後、東部圏域内人口の減少によりごみ排出量は減少が見込まれますが、事業所ごみの増加により人口 1 人当たりに相当するごみ量は、現状の傾向で推移すると見込まれます。

このため、計画目標年度（令和 16 年度）におけるごみ排出量は、現在の既定計画における方針や計画等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努め、平成 30 年度実績（68,878 t）に対して 10.9% 減の 61,357 t と見込みます。

●排出抑制目標に関する方針



●本計画期間内に実施する施策

1 啓発に関する施策

(1) 啓発活動の充実

- ・リサイクル体験施設「リファーレンいなば」を活用する。
- ・環境学習会やエコアイデアコンテスト等リサイクルイベント実施する。

(2) 適正処理の普及・啓発

- ・ホームページ・チラシ等を作成し普及・啓発に努める。

(3) 事業者啓発の推進

- ・事業者に対してごみの発生抑制・再使用の推進・過剰包装の自粛・店頭回収等の促進に努める。

2 ごみ減量化に関する施策

(1) ごみの有料化

- ・ごみ処理にかかる費用をごみ袋の代金として直接負担することにより、ごみ問題への意識を高める。

(2) ライフスタイルの見直し

- ・マイバッグの持参等ライフスタイルを見直し、ごみの減量化を推進する。

(3) 生ごみの減量化

- ・生ごみをコンポスト化するなどしてごみの減量化に努める。

3 その他の施策

(1) 再使用に関する取り組み

- ・リファーレンいなば等において再生品の販売を行い、再使用を推進する。

(2) 資源化に関する取り組み

- ・拠点回収等の検討を行い、資源化を進めていく。

(3) 環境に配慮した商品の購入

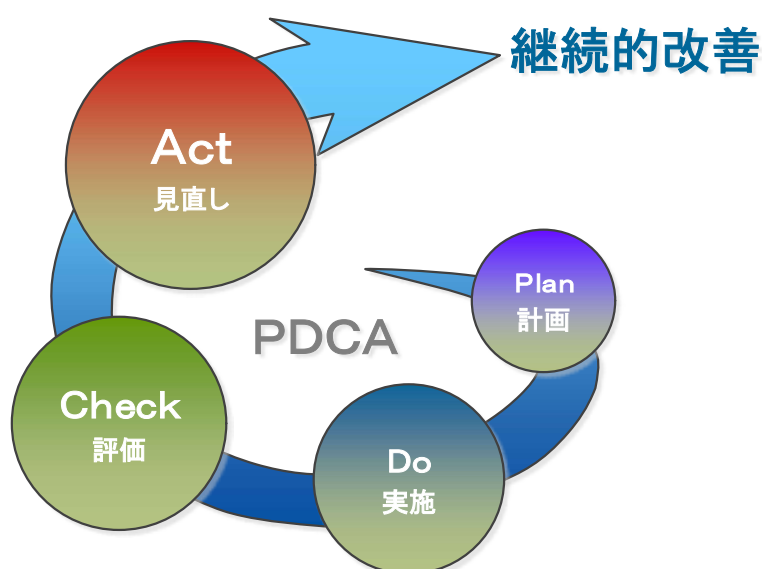
- ・グリーン購入することを推進する。

●計画の進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、鳥取県東部広域行政管理組合と組合構成市町が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね5年ごと、又は、計画策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、組合構成市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。



令和6年度鳥取市一般廃棄物処理実施計画

鳥取市告示第275号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和6年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年鳥取市条例第2号）第20条の規定により告示する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

1 一般廃棄物処理基本方針

本市の計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。

2 用語の定義

鳥取地域：平成16年10月31日現在の鳥取市区域をいう。

国府地域：平成16年10月31日現在の国府町区域をいう。

福部地域：平成16年10月31日現在の福部村区域をいう。

河原地域：平成16年10月31日現在の河原町区域をいう。

用瀬地域：平成16年10月31日現在の用瀬町区域をいう。

佐治地域：平成16年10月31日現在の佐治村区域をいう。

気高地域：平成16年10月31日現在の気高町区域をいう。

鹿野地域：平成16年10月31日現在の鹿野町区域をいう。

青谷地域：平成16年10月31日現在の青谷町区域をいう。

東部地域：国府地域及び福部地域をいう。

南部地域：河原地域、用瀬地域及び佐治地域をいう。

西部地域：気高地域、鹿野地域及び青谷地域をいう。

新市域：東部地域、南部地域及び西部地域をいう。

3 計画処理区域 鳥取市全域

4 排出量

(1) ごみ

区 分	排 出 量	区 分	排 出 量
可燃ごみ	46,170 t	乾電池等	52 t
古紙類	505 t	小型破碎ごみ	1,260 t
プラスチックごみ	2,470 t	大型ごみ（不燃）	400 t
資源ごみ	1,260 t	使用済小型電子機器等	20 t
ペットボトル	420 t	特定家庭用機器廃棄物	15 t

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	排 出 量
し 尿	2,100 kℓ

浄化槽汚泥	7, 600kl
-------	----------

5 処理主体

(1) ごみ

区 分	収集・運搬	処 理	
家庭系	可燃ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	古紙類	鳥取市（委託）	再資源回収業者
	プラスチックごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	資源ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	ペットボトル	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	乾電池等	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	小型破碎ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	有害ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	大型ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	使用済小型電子機器等	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	特定家庭用機器廃棄物	鳥取市（委託） 一般廃棄物収集運搬業許可業者	製造業者・輸入業者・指定法人
事業系	一般廃棄物収集運搬業許可業者	鳥取県東部広域行政管理組合 一般廃棄物処分業許可業者	

(2) し尿及び浄化槽汚泥

収集地域	収集・運搬	処 理
鳥取地域 国府地域	(公財)鳥取市環境事業公社(許可)	鳥取県東部広域行政管理組合
福部地域	(株)桜宮(許可)	
南部地域	因幡環境整備(株)(許可)	
西部地域	(株)キョウエイ(許可)	

6 ごみ処理計画

(1) ごみの減量化・再資源化計画

循環型社会の形成のために一番重要なことは、できるだけごみを出さないことである。まず極力ごみの発生を回避し、それでも出てくるごみは循環利用、最後にどうしても循環利用できないものを適正に処理する、という優先順位に基づき取り組む必要がある。

そのため本市では、第11次総合計画にて循環型社会の形成を掲げ、発生回避（リフューズ）・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を基調としたごみの減量化・再資源化の取り組みを、目標を定めて行っている。

ア 減量化の方法

(ア) 家庭ごみの有料指定袋制度

ごみの減量目標を達成するため、家庭ごみの有料指定袋制度を平成19年10月1日より開始した。家庭ごみの有料指定袋制度によって、排出者責任の考え方のもと、ごみ処理にかかる問題を市民に広く意識させることができ、かつ、経済的意識を加えることでごみの排出抑制・再使用・再資源化の行動を起こす動機付けになった。また、ごみの減量効果を持続するため、有料指定袋制度とあわせて他の施策を実施していく。

(イ) 有料指定袋制度の内容

可燃ごみ及びプラスチックごみを対象とする。

	大 (45L)	中 (30L)	小 (20L)	極小 (10L)
可燃ごみ	60 円	40 円	30 円	15 円
プラスチックごみ	30 円	20 円	15 円	—

(ウ) 鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

市内の事業所から排出されるごみの抑制政策として、廃棄物の減量化（発生抑制・再使用・再生利用）等に積極的に取り組んでいる事業所を「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、事業所による廃棄物の減量化に向けた活動を促進する。認定事業所の中でも減量活動等の成果が顕著な事業所に対し表彰する。

認定や表彰を受けた事業所について市報や公式ウェブサイト等で広く周知することで、事業所のみならず市民の意識高揚を図り、廃棄物全体の減量化の推進を図っていく。

(エ) 市報、チラシ、行政情報提供番組などによる啓発活動

ごみの減量化・再資源化を中心としたごみ問題について広く周知を図るため、排出者である市民や事業者に対し、様々な広報媒体を利用して積極的な周知啓発に努めていく。

(オ) 事業所ごみの透明袋使用の義務化

事業所ごみにおける分別の徹底・ごみの減量化を図るために、令和2年6月1日より、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して可燃ごみを運搬させるときに使用のごみ袋を、量販店等で購入可能なポリエチレン製のもので、袋の色が袋の中身が確認できる無色透明なものとした。（半透明のものを使用する場合は、鳥取市家庭用可燃ごみ指定袋程度まで。）

イ 再資源化の方法

(ア) ごみの分別収集

- a 新聞、書籍・雑誌類、ダンボールを「古紙類」として分別収集し、古紙再生事業者に再生原料として引き渡す。
- b ビン類・缶類を「資源ごみ」として分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に売却する。
- c 「ペットボトル」を分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に売却する。
- d 「プラスチックごみ」を分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合が資源回収工場で再生原料として回収し、容器包装リサイクル法による指定業者に引き渡す。

(イ) 再資源化等推進事業

新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、布類、ビン類等の資源回収を促進するため、町内会、子供会、PTA等の団体に奨励金を交付することにより、その活動を支援する。

(ウ) 家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度

家庭から排出される生ごみを処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に要する経費に対し補助金を交付することにより、生ごみの減量化・資源化を推進する。令和3年4月1日より、補助金交付対象品目を拡大し、さらなる生ごみの減量化・資源化を図る。

(エ) 使用済小型電子機器等リサイクル回収事業

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下この（エ）において「法」という。）を受け、市役所等14箇所に設置した回収ボックスで集められた使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号以下この（エ）において「令」という。）第1条に規定された品目を収集運搬し、法第10条第3項の認定を受けた者に引渡しを行うことで、使用済小型電子機器等に含まれる貴金属等を再資源化する。

（オ）再資源化の量

区 分	回 収 量
ごみの分別収集	4,720 t
再資源化等推進事業	1,850 t
使用済小型電子機器等リサイクル回収事業	20 t

（2）収集・運搬計画

ア ステーション収集方式（収集日当日の朝8時までに持ち出すこととする。）

区 分	回 数	処理主体	持出方法
可燃ごみ	週2回	委 託	鳥取市指定袋
プラスチックごみ	週1回	委 託	鳥取市指定袋
古紙類	月1回	委 託	紐などでしばる
資源ごみ	週1回	委 託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
ペットボトル	週1回	委 託	透明又は半透明袋又は直接回収コンテナへ
小型破碎ごみ	週1回	委 託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
有害ごみ	月1回	委 託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
乾電池等	月1回	委 託	透明又は半透明袋

イ 拠点収集方式（使用済小型電子機器等リサイクル回収事業に伴うもの）

区 分	回 数	処理主体	持出方法
使用済小型電子機器等	週2回	委 託	専用の回収ボックスへ
乾電池	週2回	委 託	専用の回収ボックスへ
小形充電式電池	週2回	委 託	専用の回収ボックスへ
ボタン電池	週2回	委 託	専用の回収ボックスへ

ただし、鳥取地域以外の回数は月1回又は2カ月に1回とする。

使用済小型電子機器等リサイクル回収ボックス設置箇所

回 収 場 所	所在地	
鳥取市役所	本庁舎	鳥取市幸町71番地
	駅南庁舎	鳥取市富安二丁目138番地4
	国府町総合支所	鳥取市国府町宮下1221番地
	福部町総合支所	鳥取市福部町細川668番地
	河原町総合支所	鳥取市河原町渡一木277番地
	用瀬町総合支所	鳥取市用瀬町用瀬832番地
	佐治町総合支所	鳥取市佐治町加瀬木2519番地3
	気高町総合支所	鳥取市気高町浜村282番地1
	鹿野町総合支所	鳥取市鹿野町鹿野1517番地

	青谷町総合支所	鳥取市青谷町青谷667番地
学習・交流センター鳥取		鳥取市湖山町西一丁目512番地
イオン鳥取店		鳥取市天神町1番地
イオン鳥取北店		鳥取市晩稲348番地
イオン津ノ井店		鳥取市若葉台北六丁目1番1号

ウ 戸別収集方式（事業所ごみを含む）

区 分	回 数	処理主体	排出方法
可燃ごみ	随 時	許 可	袋を利用する際は、透明袋又は半透明袋にて排出
プラスチックごみ	随 時	許 可	
資源ごみ	随 時	許 可	
ペットボトル	随 時	許 可	
小型破碎ごみ	随 時	許 可	
有害ごみ	随 時	許 可	
乾電池等	随 時	許 可	
大型ごみ	随 時	委 託	事前の申込みにより定めた方法による排出
	随 時	許 可	
特定家庭用機器廃棄物	随 時	委 託	
	随 時	許 可	

戸別収集方式（ふれあい収集）

区 分	回 数	処理主体	持出方法
可燃ごみ	週2回	委 託	鳥取市指定袋に入れて回収容器へ
プラスチックごみ	週1回	委 託	鳥取市指定袋に入れて回収容器へ
古紙類	月1回	委 託	紐などでしばって回収容器へ
資源ごみ	週1回	委 託	回収容器へ
ペットボトル	週1回	委 託	回収容器へ
小型破碎ごみ	週1回	委 託	回収容器へ
有害ごみ	月1回	委 託	回収容器へ
乾電池等	月1回	委 託	回収容器へ

エ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）収集運搬業許可業者

(ア) (有) 二葉商会

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市叶92番地3
車両台数	6台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く。）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(イ) (公財) 鳥取市環境事業公社

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市秋里1031番地2
車両台数	88台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店
備考	積替え行為有り

(ウ) (株)クリーンコクフ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ及び特定家庭用機器廃棄物
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市国府町麻生547番地8
車両台数	6台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店

(エ) (有)生田商店

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市国府町中郷33番地
車両台数	2台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(オ) (株)牧浦商店

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量の可燃ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市正連寺99番地
車両台数	16台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者

	木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
--	---

(カ) 山陰建設（株）

取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
営業区域	鳥取市国府町上荒舟向田（中国電力(株)荒舟発電所)内及び鳥取市用瀬町江波字山権ヶ谷（中国電力(株)阿蔵川発電所取水口）
所在地	八頭郡八頭町宮谷 2 6 3 番地 1 1
車両台数	4 台
搬入先	八頭郡八頭町日田字中島新田 中国電力(株)八東発電所

(キ) (株) クリーンフクベ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市福部町細川 6 7 6 - 3 3
車両台数	5 台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(ク) 因幡環境整備(株)

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）、日常生活に伴って生じる多量ごみ及び特定家庭用機器廃棄物
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市用瀬町美成 3 2 3 番地 1
車両台数	5 4 台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店

(ケ) (株)キョウエイ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）、日常生活に伴って生じる多量ごみ及び特定家庭用機器廃棄物
営業区域	鳥取地域及び西部地域
所在地	鳥取市気高町北浜一丁目 5 3 番地
車両台数	1 8 台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者

	不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店
--	--

(コ) (有)森本組

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市湖山町東二丁目245番地
車両台数	22台
搬入先	自社

(サ) 三光（株）

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、動物又は植物に係る固形状の不要物（品目限定）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市福部町湯山544-1
車両台数	9台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
備考	積替え保管行為有り

(シ) (有)マルヤス産業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域及び八頭郡八頭町地内からリンピアいなば及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの荷下ろし
所在地	鳥取市安長443番地8
車両台数	9台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
備考	積替え保管行為有り

(ス) 北溟産業（有）

取り扱う一般廃棄物の種類	アオコ、籾殻、果樹選果くず、生花くず、刈草、木くず(樹皮以外のもので、破碎等中間処理されていないものは除く。)
営業区域	アオコ：鳥取市全域 籾殻、果樹選果くず、生花くず、刈草：JA 鳥取いなば八頭西営農センター内（河原町渡一木350番地21） 木くず：鳥取市湖山町西二丁目413番地（鳥取県森林組合連合会内）
所在地	倉吉市岡20番地10
車両台数	13台

搬入先	自社
-----	----

(セ) (有) 水明社

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市相生町三丁目103番地
車両台数	1台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(ソ) (株) 玉川

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市南隈408
車両台数	15台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(タ) (有) 錦海化成

取り扱う一般廃棄物の種類	魚のあら（魚介類残渣）
営業区域	鳥取市全域
所在地	境港市昭和町7番地3
車両台数	4台
搬入先	自社

(チ) (株) 木下産業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴う可燃ごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市叶115番地4
車両台数	3台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(ツ) (有) 東部資源リサイクル

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域

所在地	鳥取市西品治780番地1
車両台数	8台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
備考	積替え保管行為有り

(テ) (有) 広島水産加工

取り扱う一般廃棄物の種類	動植物性残渣（魚腸骨）
営業区域	鳥取市全域
所在地	広島県呉市阿賀南六丁目2番10号
車両台数	1台
搬入先	自社

(ト) (有) 大伸設備工業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市興南町148番地
車両台数	4台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(ナ) (株) 新井商会

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市桜谷274番地
車両台数	9台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
備考	積替え保管行為有り

(ニ) (株) アズマロジ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市福部町海士499番2
車両台数	5台

搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
-----	---

(ヌ) (有) アセスメントカンパニー

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（食品残渣を除く。） 日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域及び八頭郡八頭町地内からリンピアいなば及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの荷下ろし
所在地	鳥取市港町62番地3
車両台数	13台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）
備考	積替え保管行為有り

(ネ) (株) 原田建設

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市数津62番地2
車両台数	11台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）

(ノ) (有) ステップ

取り扱う一般廃棄物の種類	動植物性残渣（魚のアラ）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市河原町高福619番地
車両台数	1台
搬入先	リンピアいなば

(ハ) 千代興業 (有)

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市千代水二丁目46番地
車両台数	3台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者

	<p style="text-align: center;">可業者</p> <p>木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）</p>
--	---

(ヒ) 新星産業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市桂見623番地7
車両台数	6台
搬入先	<p style="text-align: center;">可業者</p> <p>可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）</p>

(フ) (株) 桜宮

取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体に伴い発生する一般廃棄物（食品残渣を除く。）
営業区域	鳥取市全域
所在地	鳥取市福部町海士495番地2
車両台数	3台
搬入先	<p style="text-align: center;">可業者</p> <p>可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）</p>

(ヘ) (株) マルケー

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ
営業区域	鳥取市全域 八頭町地内からリンピアいなば及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの運搬・荷下ろし
所在地	鳥取市古海365番地5
車両台数	7台
搬入先	<p style="text-align: center;">可業者</p> <p>可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）</p>

(ホ) (株) 田中組

取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物の収集及び運搬（荷下ろし）
営業区域	<p>①木くず（除草材、剪定材、流草木材）、家庭から排出される一般廃棄物 ②特定家庭用機器再商品化法第2条第4項の政令で定める機械器具 ※ただし、鳥取県岩美郡岩美町内で発生した廃棄物に限る</p>

所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字白地 2 4 番地 3
車両台数	1 6 台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店

(マ) 吾妻商事(有)

取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物の収集及び運搬（荷下ろし）
営業区域	①植木他家庭から出る不要物 ②特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項の政令で定める機械器具 ※ただし、鳥取県岩美郡岩美町内で発生した廃棄物に限る
所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 3081 番地 21
車両台数	1 0 台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店

(ミ) (株)創美

取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物の収集及び運搬（荷下ろし）
営業区域	①事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ ②特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項の政令で定める機械器具※ただし、鳥取県岩美郡岩美町内で発生した廃棄物に限る
所在地	鳥取県岩美郡岩美町大字新井 5 5 5 番地 1
車両台数	2 4 台
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：鳥取県東部行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部広域行政管理組合及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：日ノ丸西濃運輸(株)鳥取支店、岡山県貨物運送(株)鳥取支店

オ 一般廃棄物収集運搬業許可方針

(ア) 一般廃棄物収集運搬業の許可は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 5 年条例第 2 号）第 3 2 条第 3 項に掲げる基準に適合すると認められている者でなければ行わないものとする。

(イ) 一般廃棄物の収集運搬は、現在許可している業者数で十分対応できるものであり、適

正運搬の遂行が困難となっていないため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。ただし、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町において一般廃棄物の処理が困難と認められる場合に限り、各町から鳥取市内の処理施設への荷下ろし許可を行う。

(3) 中間処理計画

ア 焼却施設

発生した一般廃棄物の処理

施設名	リンピアいなば	
所在地	鳥取市河原町山手925	
公称能力	240 t/日	
形式	全連続燃焼式	
搬入量	委託	25, 200 t
	許可	17, 200 t
	一般持込	3, 900 t
残渣量	4, 800 t	
残渣処分方法	埋立（鳥取県東部環境クリーンセンター）	
施設管理	管理部門	鳥取県東部広域行政管理組合
	運転部門	JFEエンジニアリング株式会社（委託）

イ 一般廃棄物処分業（中間処理）許可業者

(ア) (有) アセスメントカンパニー

取り扱う一般廃棄物の種類	刈草、剪定くず、木くず、廃プラスチック類及びガラスくず
所在地	鳥取市港町62番地3及び62番地6
処理方法	破碎処理、破碎圧縮梱包
処理能力	廃プラスチック類等の破碎施設 廃プラスチック類：3.98 t/日 刈草、剪定くず、木くず：4.42 t/日 ガラスくず：4.42 t/日 廃プラスチック類等の破碎圧縮梱包施設 廃プラスチック類：3.98 t/日 刈草、剪定くず、木くず：4.42 t/日 ごみ処理施設(破碎施設) 廃プラスチック類：20.16 t/日 刈草、剪定くず、木くず：33.6 t/日 ガラスくず：16.8 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(イ) (有) 森本組

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、剪定くず、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず
所在地	鳥取市湖山町東二丁目245番地、鳥取市里仁507番地1
処理方法	破碎処理
処理能力	廃プラスチック類（破碎処理）：8.8 t/日 木くず、剪定くず：22.0 t/日

	がれき類：1,080.0 t/日 ガラスくず類：720.0 t/日 ガラスくず類（廃石膏ボード）：4.8 t/日 廃プラスチック類（溶融処理）：0.64 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。（再生原料等に再資源化）

(ウ) 千代興業（有）

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、草、剪定くず及び廃棄プラスチック類
所在地	鳥取市上原489番地
処理方法	破碎処理
処理能力	木くず、草、剪定くず：3.4 t/日、廃プラスチック類6.8 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。（再生原料等に再資源化）

(エ) (株) エコ・ファーム鳥取

取り扱う一般廃棄物の種類	刈り草、抜根草
所在地	鳥取市港町62番地1
処理方法	堆肥化（アクセルグリーン工法）
処理能力	アクセルグリーン工法 箇所数 1区画 4.77 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。（再生原料等に再資源化）

(オ) (有) マルヤス産業

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、陶磁器くず及びがれき類
所在地	鳥取市古海259番地7
処理方法	破碎処理
処理能力	廃プラスチック類：3.7 t/日 木くず：2.4 t/日 ガラスくず：3.1 t/日 陶磁器くず：3.1 t/日 がれき類：3.5 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。（再生原料等に再資源化）

(カ) 因幡環境整備（株）

取り扱う一般廃棄物の種類	食品廃棄物、廃プラスチック類、木くず、刈草及び剪定枝
所在地	鳥取市用瀬町美成323番地1
処理方法	木くず及び廃プラスチック類：破碎処理 食品廃棄物：液状肥料化、堆肥化 刈草及び剪定枝：堆肥化
処理能力	(破碎処理) 廃プラスチック類：11.27 t/日 木くず：220 t/日 (液状肥料化) 食品廃棄物：7.3 t/日×1施設 (堆肥化) 食品廃棄物：18.5 t/日×1施設

	刈草及び剪定枝：18.5 t/日×1施設
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)
備考	当該廃棄物の受入は、鳥取市内及び八頭町、智頭町から発生したものに限る。

(キ) (株) 原田建設

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、草、剪定くず、廃プラスチック、廃プラスチック (廃発泡スチロール)
所在地	移動式処理施設 (保管場所：鳥取市数津62番地2)
処理方法	破砕処理及び破砕、溶融
処理能力	(破砕処理) 木くず：3.52 t/日 草、剪定くず：4.31 t/日 (破砕、溶融処理) 廃プラスチック：破砕1.44 t/日 廃プラスチック (廃発泡スチロール)：溶融0.16 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(ク) (株) 白兔環境開発

取り扱う一般廃棄物の種類	焼却施設…可燃物 (廃プラスチック類、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥を含む) 破砕施設…廃プラスチック、木くず、刈草、剪定くず、がれき類、金属くず、ガラスくず等、紙くず、繊維くず、ゴムくず 焼成施設…燃え殻
所在地	鳥取市千代水四丁目40番地
処理方法	①焼却施設：最大混焼能力60 t/日：2.5 t/h×24h ②破砕施設(回転衝撃式)：最大混砕能力104 t/日：10.4 t/h×10h ③破砕施設(二軸剪断式)：最大混砕能力57.5 t/日：5.75 t/h×10h ④焼成施設
処理能力	①焼却施設：可燃物 (廃プラスチック類、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥を含む) (最大混焼能力60 t/日：2.5 t/h×24h) ②破砕施設(回転衝撃式)： 廃プラスチック：16 t/日 (1.6 t/h×10h/日) 木くず、刈草、剪定くず：101 t/日 (10.1 t/h×10h/日) がれき類：328 t/日 (32.8 t/h×10h/日) 金属くず：105 t/日 (10.5 t/h×10h/日) ガラスくず等：219 t/日 (21.9 t/h×10h/日) 紙くず：24 t/日 (2.4 t/h×10h/日) 繊維くず：16 t/日 (1.6 t/h×10h/日) ゴムくず：95 t/日 (9.5 t/h×10h/日) ③破砕施設(二軸剪断式)： 廃プラスチック：21 t/日 (2.1 t/h×10h/日) 木くず、刈草、剪定くず：79 t/日 (7.9 t/h×10h/日) 紙くず：66 t/日 (6.6 t/h×10h/日) 繊維くず：38 t/日 (3.8 t/h×10h/日) ゴムくず：106 t/日 (10.6 t/h×10h/日) ④焼成施設：

	燃え殻：9.6 t/日 (0.4 t/h×24h/日)
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(ケ) (公財) 鳥取市環境事業公社

取り扱う一般廃棄物の種類	生ごみ、汚泥
所在地	鳥取市福部町細川543番地1
処理方法	堆肥化处理
処理能力	混合ごみ(生ごみ、汚泥)：24 t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

ウ 一般廃棄物処分業許可方針

(ア) 一般廃棄物処分業の許可は、一般廃棄物収集運搬業の許可方針に加え、ごみの減量化及び再資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合において、ごみの種類を限定して許可する。

(イ) ごみの減量化及び再資源化以外の目的によるごみの処分は、現在の処理施設の能力で十分対応できるものであり、適正処理の遂行が困難となっていないため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。

(4) 最終処分計画

施設の概要

施設名	鳥取県東部環境クリーンセンター	
所在地	鳥取市伏野2220番地	
埋立地面積	35,400 m ²	
全体容量	520,000 m ³	
残余容量	294,900 m ³	
搬入量 (鳥取市分)	委託	16,470 t (焼却残渣も含む。)
	一般持込	220 t
残渣処分方法	埋立 (鳥取県東部環境クリーンセンター)	
施設管理	鳥取県東部広域行政管理組合	

(5) 災害廃棄物処理対策

震災・水害により、多量の災害廃棄物が発生した場合、その処理に膨大な時間や労力を要することになる。被災時の災害廃棄物処理および災害廃棄物処理対策については、鳥取市災害廃棄物処理計画で定めている。

(6) 市民に対する広報・啓発活動

ごみの減量化・資源化の重要性及び市民の協力義務等について、周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

7 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理計画

ア 公共下水道

計画処理区域	秋里 (国府分区及び福部分区を含む。)・千代水・河原
--------	----------------------------

	吉岡・用瀬・浜村・鹿野・今市・青谷地区
計画処理人口	147,022人

イ 農業集落排水

計画処理区域	津ノ井・三山口・東郷・松保・里仁・福井・美穂・米里・豊実・本高・明豊・双六原・伏野・南東郷・蔵田馬場・小沢見・大和神戸・河内・国分寺・麻生・御陵・上地・山湯山・箭溪八重原・福部南部・佐貫八日市・西郷・水根・釜口・家奥古用瀬・大村・社東・社中・尾際・会下・土居・逢坂南部・瑞穂・水尻・逢坂北部・宝木南部・宿・岡井・法楽寺・河内下条・来日・閑野・小畑・勝谷・未用・小別所・河内上条・蔵内・勝部・日置・日置谷・亀尻地区
処理計画人口	23,825人

ウ 漁業集落排水

計画処理区域	長和瀬地区
処理計画人口	184人

エ 林業集落排水

計画処理区域	鷲峰地区
処理計画人口	60人

オ コミュニティ・プラント

計画処理区域	栄町地区
処理計画人口	401人

カ 合併処理浄化槽

計画処理区域	鳥取市全域（公共下水道、集落排水処理区域を除く。）
計画処理人口	3,459人

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

ア し尿および浄化槽汚泥収集運搬業許可方針

(ア) し尿および浄化槽汚泥収集運搬業の許可は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条第3項に掲げる基準に適合すると認められている者でなければ行わないものとする。

(イ) し尿および浄化槽汚泥収集運搬は、現在許可している業者数で十分対応できるものであり、適正運搬の遂行が困難となっていないため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。

イ 収集・運搬計画

区 分	収 集 量	回 数	収集主体	搬入先
し 尿	2,100kℓ	月1回	鳥取地域・国府地域・河原地域（許可業者）	因幡浄苑
			福部地域・西部地域・用瀬地域・佐治地域（許可業者）	各中継槽
浄化槽汚泥	7,600kℓ	随 時	鳥取地域・国府地域・河原地域（許可業者）	因幡浄苑
			福部地域・西部地域・用瀬地域・佐治地域（許可業者）	各中継槽

ウ 中間処理計画

施設名	因幡浄苑
-----	------

所在地	鳥取市秋里1037番地1	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式	
処理能力	し尿・浄化槽汚泥 150kℓ/日（うち50kℓ/日は下水道圧送） 集落排水施設汚泥 50kℓ/日	
搬入量	し尿	2,100kℓ
	浄化槽汚泥	7,600kℓ
脱水汚泥量	1,000t	
施設管理	鳥取県東部広域行政管理組合	

エ 再資源化計画

委託先	因幡浄苑において中間処理後に発生する脱水汚泥は、鳥取県東部広域行政管理組合から委託業者に引き渡して再資源化する。	
処分場所	民間事業者の処理施設	
処分量	1,000t（脱水汚泥）	
処分方法	再資源化（堆肥化又は炭化）	

オ 最終処分計画再資源化

処理施設（処理方法）	因幡浄苑において、し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理の過程で発生するし渣については、焼却施設（リンピアいなば）で焼却処分する。	
処分方法	焼却処分により発生する焼却灰は、鳥取県東部広域行政管理組合が管理する、一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。	
処分量	90t（し渣）	

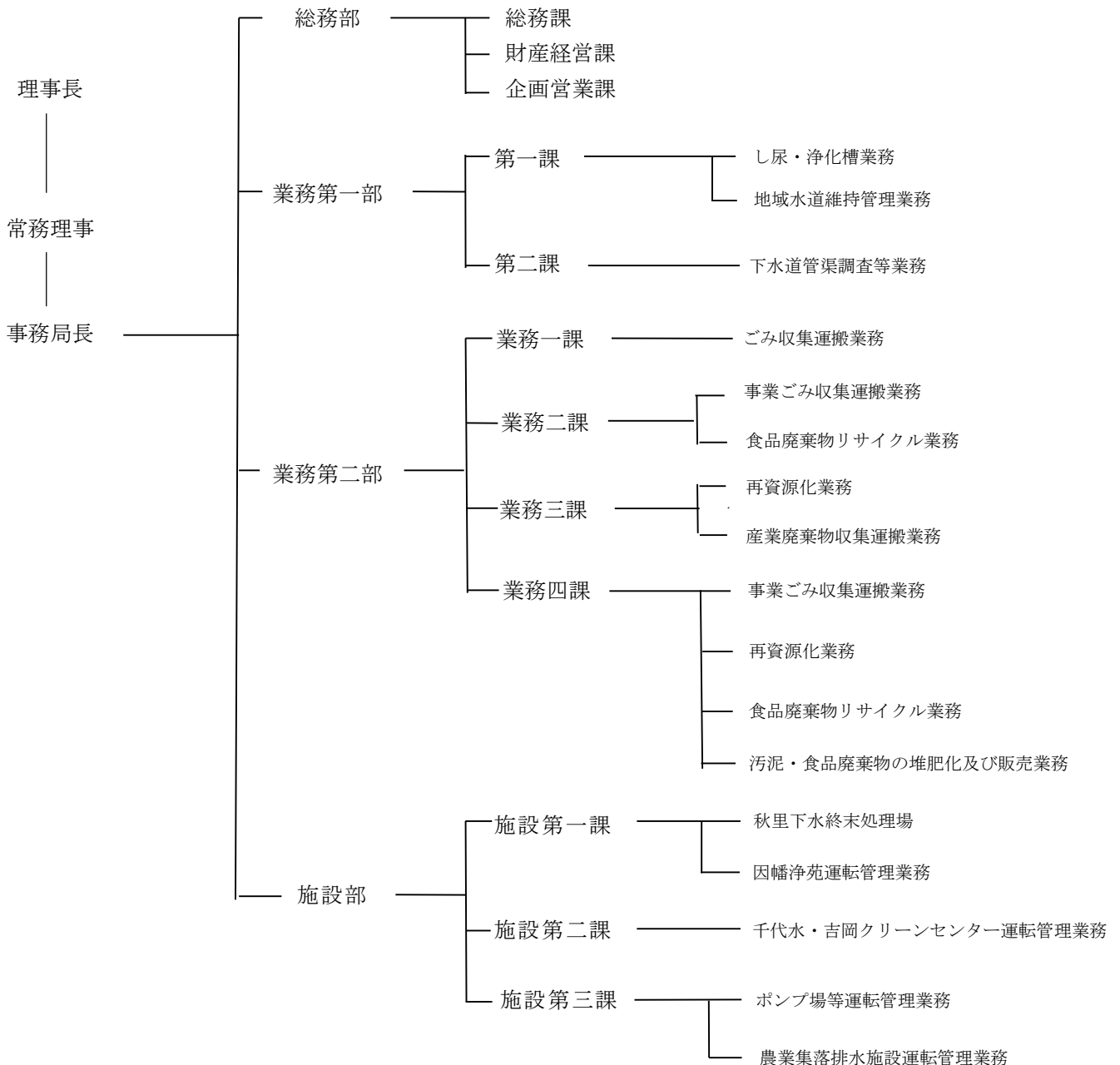
(3) 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の重要性について、市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

公益財団法人鳥取市環境事業公社の概要

- 1 所在地 鳥取市秋里1031番地2
- 2 設立 財団法人 鳥取衛生公社
昭和45年7月1日 (設立許可 昭和45年6月29日)
- 3 社名変更 財団法人 鳥取市環境事業公社
平成4年7月1日 (変更許可 平成4年7月1日)
- 4 資本金 基本資産 50万円 (鳥取市出捐金)
- 5 事業目的 鳥取市及びその周辺町村において、廃棄物の衛生的な処理その他環境を保全するために必要な事業を行うことにより、生活環境の清潔の保持及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

6 組織・常勤役員及び職員数 (令和6年4月1日現在) 常勤役員 2名 職員 285名



7 事業内容

- (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分
- (2) 前号の規定により収集した廃棄物から選別した有価物の販売
- (3) 浄化槽の維持管理
- (4) 下水道管渠の清掃及び補修
- (5) 公共下水道のポンプ場施設及び終末処理場の運転業務
- (6) 簡易水道施設の点検
- (7) その他この法人の目的を達成するため必要と認める事業

清掃年表

年	一 般	ご み	し 尿
明治5年	6月 鳥取県 「掃除規則」公布		
22年	10月 市制施行		
23年	鳥取県「衛生組合結成促進」訓令		
28年	清潔法施行届出様式決定		
30年	5月 清潔規則示達		
31年		5月 私立鳥取衛生会発足	
33年	4月 汚物掃除法制定 汚物取締規則制定 7月 掃除監視吏員職務章程公布	行政区域内全域のごみ収集 処分は市の義務となった。掃除 監督と掃除巡視員を配置	当分の間、市の処分義務を免除 (義務者の責任)
44年	悪臭肥料取締規則公布		し尿収集運搬に制限 (桶の改善)
大正8年	6月 汚物掃除方法順序施行	全市を3掃除区に分け、各 1名の巡視員と各9名の専任 掃除夫を配置	
13年		8月 丸山焼却場完成	
昭和5年	汚物掃除法施行規則改正		収集処理は市の処理 義務 2月 鳥取市下肥処理委員会規則公布
14年			2月 鳥取市下肥処理条例公布
18年		鳥取大震災で丸山焼却場大破	
25年		7月 丸山焼却場復旧工事完成	し尿の資源科学的衛生処理の勧告
26年		丸山焼却場の整備	
28年		ごみ収集近代化へ トラック 1台 オート三輪 2台	
29年	4月 清掃法制定 5月 袋川美化推進協議会発足 6月 清掃法施行令、施行規則公布 11月 鳥取市清掃条例公布	特別清掃地域と季節的清掃 地域を設定	4月 鳥取市し尿処理手数料条例公布 し尿汲取券(1桶券) 15円 鳥取市し尿処理手数料条例施行規則 特別清掃地域を設定

年	一 般	ご み	し 尿
30年			1月 収集業者初許可 鳥取清掃衛生社 収集車 1台 従業員 5名 富士清掃社 収集車 10台 従業員 20名 業者乱立 許可 7業者 (過当競争、不法投棄)
32年		6月 清掃手数料徴収 (普通家庭) 1戸当たり月額30円	
33年		5月 丸山焼却場改築 総工事費 82万円 処理能力 25t/日	
35年			8月 賀露にし尿処理場 完成
37年		4月 清掃手数料徴収を廃止 9月 週3回早朝定期収集開始(旧 鳥専角～中電前)	
38年		4月 収集車に圧縮車導入 圧縮車 8台 ダンプ車 1台 清掃員 43名 (清掃員13名を新規採用) 9月 可・不燃物の分別収集を開始 不燃物 (毎週土曜日午後) 収集車にオルゴールを装備 [可燃物車] “赤とんぼ” [不燃物車] “五つ木の子守唄” 10月 特別清掃地域拡大	
	12月 生活環境施設整備緊急措 置法公布		10月 城北浄苑完成
39年		7月 不燃物定時計画収集開始	9月 大同衛生公社設立 11月 清掃管理協議会

年	一 般	ご み	し 尿
40年	8月 生活環境施設整備5カ年計画に着手	5月 高速堆肥化装置（コンポスト）完成	3月 市議会、し尿処理に関する調査特別委員会設置 6月 し尿処理に関する調査特別委員会調査結果報告 10月 鳥取清掃公社設立
41年			7月 鳥取清掃公社不正事件で逮捕者 鳥取清掃公社従業員組合収集業務を拒否 8月 し尿処理正常化期成同盟条例改正請求 9月 清掃懇話会設置 し尿処理正常化期成同盟署名提出 選挙管理委員会直接請求成立認定 10月 鳥取環境衛生公社設立発起人会 し尿処理正常化期成同盟正式請求 鳥取環境衛生公社設立 臨時市議会（清掃条例改正請求）招集
42年		7月 鳥取環境衛生公社に不燃物収集委託	3月 鳥取清掃公社労組スト予告
43年	8月 環境整備専門委員	4月 鳥取市清掃事務所開設 5月 特別清掃地域外不燃物毎月収集 松並町に不燃物処理場用地取得	
44年	5月 鳥取県し尿浄化槽取扱要領施行 市議会清掃行政調査特別委員会設置	2月 丸山塵芥焼却場完成 4月 鳥取環境衛生公社に可燃物の一部収集を委託 8月 環境整備専門委員会ごみ収集調査結果報告	3月 環境整備専門委員会し尿収集調査結果報告

年	一 般	ご み	し 尿
45年	7月 財団法人鳥取衛生公社設立 鳥取県東部広域市町村圏設定 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布		6月 鳥取市外9カ町村衛生施設組合設立 7月 し尿の委託収集及び計画収集を開始
46年	4月 機構改革により環境整備部を新設 6月 鳥取市清掃審議会設置 8月 鳥取市を美しくする会発足 9月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・施行規則公布 12月 鳥取県東部広域行政管理組合設立	3月 市議会清掃行政調査特別委員会ごみ収集調査結果報告 4月 ポリ袋ステーション方式を採用 (ポリ袋無償配布)	11月 因幡浄苑開設
47年	4月 鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布 湖山池を守る会発足	6月 ごみ収集車のイメージアップを図る 8月 高草清掃工場開設	4月 し尿処理手数料賦課事務の電算化及び集金事務一本化 10月 鳥取県東部衛生施設組合設立
48年			9月 し尿処理手数料隔月集金
49年		1月 江津に不燃物処理場を開設 4月 事業ごみ収集体制確立 7月 ごみ収集に対する意識調査を実施 11月 神谷清掃工場開設丸山焼却場及び環緑苑を閉鎖	
50年	4月 機構改革により環境整備部が廃止され福祉部に編入		
51年	10月 袋川美化推進協議会建設大臣表彰	4月 ポリ袋の無償配布配布廃止 7月 晩稲に不燃物処理場を開設 江津不燃物処理場閉鎖	
52年	8月 鳥取市を美しくする会建設大臣表彰 11月 鳥取県し尿浄化槽指導要綱施行		11月 し尿浄化槽設置事前指導業務開始 因幡浄苑増設施設完成
53年	4月 機構改革により下水環境部を設置		

年	一 般	ご み	し 尿
55年	4月 鳥取砂丘一斉清掃実行委員会発足	6月 古紙回収運動開始	
57年		5月 晩稲不燃物処理場閉鎖 6月 資源再利用対策研究会設置 12月 資源再利用対策研究会報告	
59年		3月 高草清掃工場閉鎖 4月 末恒不燃物処分場開設 9月 使用済み乾電池の収集を開始	
60年	10月 第40回国民体育大会開催 浄化槽法及び関係規則等施行		
61年			3月 鳥取市浄化槽法施行規則公布
平成元年	10月 市制施行100周年	6月 神谷清掃工場新工場の建設に着手	
2年		8月 再資源化等推進事業開始	
3年		4月 再資源化等推進事業開始に伴い古紙回収運動を廃止 5月 「ごみを考える会」設置 10月 「ごみを考える会」意見書提出	
	10月 再生資源の利用の促進に関する法律施行	12月 神谷清掃工場新工場完成	
4年		1月 神谷清掃工場新工場稼働開始	
	7月 改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行	7月 ごみ分別化モデル事業開始(3地区)	7月 定額制の廃止
5年	4月 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例・施行規則施行	4月 神谷清掃工場への産業廃棄物の受入中止 7月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大(3地区) 8月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大(2地区)	
6年		7月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大(2地区) 8月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大(2地区)	

年	一 般	ご み	し 尿
7年	4月 機構改革により生活環境部を設置	7月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大 (4地区) 8月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大 (4地区)	
8年		7月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大 (3地区) 8月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大 (3地区) 11月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大 (3地区) 12月 ごみ分別化モデル事業対象地区拡大 (2地区)	
9年		4月 全市でごみの分別収集開始 (7種9分別) リファレンいなば稼働開始	
10年	6月 鳥取市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例制定	10月 環境美化促進地区として4地区を指定	
11年		10月 大型ごみ戸別有料収集開始 (大型ごみ受付センター開設)	6月 コンポストセンターいなば完成
12年	4月 ダイオキシン類対策特別措置法施行 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律完全施行 6月 循環型社会推進基本法施行		3月 因幡浄苑完成
13年	4月 特定家庭用機器再商品化法完全施行 資源の有効な利用の促進に関する法律施行	4月 岩美町可燃物焼却場閉鎖に伴い、鳥取市、国府町、福部村、気高郡の各焼却場で受入開始	
14年		4月 ペットボトル分別収集開始 9月 家庭用生ごみ処理機器購入補助制度を期間限定で施行(15年9月まで) 10月 可燃ごみ指定袋制本格施行	

年	一 般	ご み	し 尿
15年	4月 機構改革により環境下水道部を設置 10月 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく家庭系廃パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化開始	4月 可燃ごみ祝日収集開始 6月 古紙類分別収集開始	
16年	4月 清掃事業所を廃止 10月 国内メーカー、輸入業者の自主取り組みによる二輪車リサイクル制度開始 11月 国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町と市町村合併	2月 環境推進員制度をモデル的に開始(岩倉・美保南・湖山西) 3月 ポプラ、ローソンで大型ごみ処理納付券の販売開始 4月 可燃ごみ全面委託収集開始	
17年	1月 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく自動車リサイクル制度開始	4月 神谷清掃工場全面委託開始 大型ごみを除いたごみの収集回数や事業所ごみの取り扱いを鳥取市の方式に統一 家庭用生ごみ処理機器購入補助制度再施行 10月 不法投棄監視員制度開始	
18年		4月 ごみ排出の小規模事業者に対するごみステーションへの持出特例を廃止(事業者自らによる処分の徹底)	
19年		4月 レインボーふくべ全面委託開始 7月 不法投棄監視員制度を全市域に拡大 10月 家庭ごみの有料指定袋制度開始(可燃・プラスチック) 合併地域の大型ごみも戸別有料収集開始	
20年		2月 家庭用生ごみ処理機貸出事業施行 4月 なおおクリーンステーションの全面委託開始	

年	一 般	ご み	し 尿
21 年		7 月 クリーンセンターやずの閉鎖に伴い、南部地域（佐治、用瀬、河原町）、八頭町、若桜町、智頭町から排出される可燃ごみを神谷清掃工場で受入開始 12 月 鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度開始	
22 年		4 月 古紙類の委託収集を南部地域、西部地域で開始	
23 年			4 月 鳥取地域と国府地域のし尿収集を委託収集体制から許可収集体制へと移行
24 年		4 月 家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金制度開始 9 月 鳥取県東部圏域でレジ袋無料配布中止の開始 11 月 神谷清掃工場の稼働停止期限を平成 29 年 3 月 31 日に延長 3 月 ながおクリーンステーションの稼働停止期限を平成 29 年 3 月 31 日に延長	
25 年	4 月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行		
26 年		11 月 使用済小型家電リサイクル回収事業を開始（市役所等 14 箇所に回収ボックス設置）	
27 年		4 月 鳥取市指定ごみ袋（可燃ごみ、プラスチックごみ）をの形状をガゼット式に変更 7 月 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定を締結（一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会、一般社団法人鳥取県清掃事業協同組合、家庭ごみ収集委託業者）	

年	一 般	ご み	し 尿
28年		<p>4月 鹿野、青谷の一部収集品目の曜日を変更</p> <p>8月 鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町と河原町国英地区全14集落が、「可燃物処理施設整備事業に伴う基本協定」を締結</p> <p>11月 神谷清掃工場の稼働停止期限延長の覚書を締結</p>	9月 大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定を締結（鳥取県環境整備事業協同組合）
29年	11月 「中核市」指定の政令公布により、鳥取市の中核市移行が決定（鳥取市保健所設置へ）	<p>4月 鳥取市ふれあい収集事業を市内全域で開始</p> <p>3月 国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーションを閉鎖</p>	
30年	4月 鳥取市が中核市へ移行 鳥取市保健所設置		
令和元年	10月 鳥取市役所本庁舎移転		
2年		7月 事業所ごみ（可燃ごみ）を一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して運搬する場合に使用できるごみ袋を、透明袋に限定	
4年	4月 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	<p>1月 鳥取地域の一部で家庭ごみの収集曜日を変更</p> <p>3月 神谷清掃工場のごみの受け入れを停止</p> <p>4月 リンピアいなばのごみの受け入れ開始</p> <p>6月 リンピアいなばの設備不具合のため、神谷清掃工場のごみの受け入れを再開</p> <p>7月 リンピアいなばのごみの受け入れを停止</p> <p>11月 冬季限定でふれあい収集の対象者を拡充</p> <p>12月 神谷清掃工場のごみの受け入れを停止</p>	

年	一 般	ご み	し 尿
5年	4月 機構改革により廃棄物対策課が環境保全課へ課名変更。	1月 リンピアいなばのごみの受け入れ再開 3月 リンピアいなばの本稼働開始、神谷清掃工場廃止 4月 食品トレイの分別収集を廃止 ペットボトルの収集を月2回から毎週に変更 10月 大型ごみ受付センターの申込先を5ヶ所から1ヶ所に統合	3月 河原中継槽の使用終了
6年		4月 有害ごみの分別収集を開始 乾電池等でボタン電池、充電式電池の収集を開始 乾電池等の収集を年6回から月1回に変更	

令和8年3月発行

鳥取市の清掃事業概要

(令和6年度実績)

編集発行 鳥取市市民生活部環境局生活環境課
鳥取市幸町7-1番地